

# 三重県広域受援計画

(最終案)

平成30年（2018年）3月  
三 重 県

# 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	1
<b>第1節 基本方針</b> .....	1
第1 基本的な考え方.....	1
第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画 .....	2
<b>第2節 計画の位置づけ</b> .....	6
<b>第3節 計画の適用</b> .....	6
<b>第4節 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）</b> 7	7
<b>第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割</b> .....	9
第1 国緊急災害対策本部.....	9
第2 県災害対策本部.....	9
第3 県地方災害対策部.....	9
第4 市町災害対策本部.....	9
<b>第6節 市町の受援業務</b> .....	10
<b>第7節 平時からの準備</b> .....	11
第1 平時の取組.....	11
第2 計画の見直し.....	11
<b>第8節 広域応援の枠組</b> .....	12
<b>第9節 海外からの支援への対応</b> .....	13
 <b>第2章 緊急輸送ルートに関する計画</b> .....	17
<b>第1節 要旨</b> .....	17
第1 目的.....	17
第2 計画に基づく活動期間.....	18
第3 概要.....	20
<b>第2節 関係機関の役割</b> .....	22
第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関 .....	23
第2 海上輸送拠点等へのルート確保に関する関係機関 .....	25
<b>第3節 緊急輸送ルートの啓開活動</b> .....	27
第1 被害状況の情報収集と共有 .....	27
第2 災害時における車両の移動等に関する要請 .....	27
第3 道路啓開方針の決定.....	27
第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有 .....	28
第5 関係機関への支援要請.....	28
第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施 .....	28
第7 海上輸送拠点等の活用（海路の使用） .....	29
 <b>第3章 救助・救急、消火活動に関する計画</b> .....	51
<b>第1節 要旨</b> .....	51
第1 目的.....	51
第2 計画に基づく活動期間.....	52
第3 概要.....	53

第2節 関係機関の役割.....	55
第1 指揮又は調整を行う機関 .....	56
第2 救助・救急、消火活動を行う機関 .....	56
第3節 初動.....	57
第1 県内救助機関への要請.....	57
第2 各市町の被害状況の収集 .....	57
第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施 .....	57
第4 広域応援部隊への応援要請 .....	58
第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定 .....	58
第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認 .....	58
第7 広域応援部隊の進出拠点への進出 .....	59
第4節 受入れ調整.....	62
第1 救助機関の部隊展開の方針の決定 .....	62
第2 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有 .....	62
第3 救助活動拠点の確保.....	62
第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 .....	62
第5 救助活動拠点の利用調整 .....	62
第6 救助活動拠点の利用状況の共有 .....	63
第5節 支援活動及び調整.....	64
第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施 .....	64
第2 救助要請情報等の収集と共有 .....	64
第3 救助機関の活動調整 .....	64
第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応 .....	65
第6節 生活支援.....	66
第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整 .....	66
第2 救助機関による生活支援の実施 .....	66

第4章 医療・保健活動に関する計画.....	81
第1節 要旨.....	81
第1 目的.....	81
第2 計画に基づく活動期間.....	81
第3 概要.....	82
第2節 関係機関の役割.....	84
第1 指揮又は調整を行う機関 .....	85
第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療活動チーム） .....	86
第3節 初動.....	87
第1 応援要請.....	87
第2 被害状況の把握.....	88
第4節 受入れ調整.....	91
第1 保健医療活動チームの活動方針の決定 .....	91
第2 保健医療活動チームの受入れ .....	91
第5節 支援活動及び調整.....	93
第1 関係者による連絡会議の開催 .....	93
第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送） .....	94
第3 医薬品等の確保・供給.....	95

<b>第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画</b> .....	<b>99</b>
<b>第1節 要旨</b> .....	<b>99</b>
<b>第1 目的</b> .....	<b>99</b>
<b>第2 計画に基づく活動期間</b> .....	<b>99</b>
<b>第3 概要</b> .....	<b>100</b>
<b>第2節 関係機関の役割</b> .....	<b>102</b>
<b>第1 指揮又は調整を行う機関</b> .....	<b>103</b>
<b>第2 介護職員等を派遣する関係団体</b> .....	<b>104</b>
<b>第3 福祉サービスを提供する者</b> .....	<b>105</b>
<b>第3節 初動</b> .....	<b>106</b>
<b>第1 調整本部の設置</b> .....	<b>106</b>
<b>第2 応援要請</b> .....	<b>106</b>
<b>第3 被害状況の把握</b> .....	<b>106</b>
<b>第4節 受入れ調整</b> .....	<b>108</b>
<b>第1 介護職員等の活動方針の決定</b> .....	<b>108</b>
<b>第2 介護職員等の受入れ・活動調整</b> .....	<b>108</b>
<b>第5節 支援活動及び調整</b> .....	<b>110</b>
<b>第1 介護職員等の活動支援</b> .....	<b>110</b>
<b>第2 ニーズ把握と支援の調整</b> .....	<b>110</b>
<b>第3 医療・保健活動との連携</b> .....	<b>110</b>
<b>第6章 物資調達に関する計画</b> .....	<b>113</b>
<b>第1節 要旨</b> .....	<b>113</b>
<b>第1 目的</b> .....	<b>113</b>
<b>第2 計画に基づく活動期間</b> .....	<b>114</b>
<b>第3 概要</b> .....	<b>115</b>
<b>第2節 関係機関の役割</b> .....	<b>118</b>
<b>第1 指揮又は調整を行う機関</b> .....	<b>119</b>
<b>第2 物資支援活動を行う協定締結機関</b> .....	<b>119</b>
<b>第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関</b> .....	<b>120</b>
<b>第3節 初動</b> .....	<b>121</b>
<b>第1 応援要請</b> .....	<b>121</b>
<b>第2 被害状況の把握</b> .....	<b>122</b>
<b>第4節 受入れ調整</b> .....	<b>123</b>
<b>第1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保</b> .....	<b>123</b>
<b>第2 広域物資輸送拠点（県物資拠点）での支援物資の受入れと仕分け</b> .....	<b>124</b>
<b>第5節 支援活動及び調整</b> .....	<b>126</b>
<b>第1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送</b> .....	<b>126</b>
<b>第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応</b> .....	<b>129</b>
<b>第3 応急給水にかかる受援活動</b> .....	<b>130</b>
<b>第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画</b> .....	<b>139</b>
<b>第1節 要旨（燃料供給）</b> .....	<b>139</b>
<b>第1 目的</b> .....	<b>139</b>

第2 計画に基づく活動期間.....	139
第3 概要.....	140
第2節 関係機関の役割（燃料供給）.....	142
第1 指揮又は調整を行う機関 .....	143
第2 燃料供給を行う機関 .....	143
第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給 .....	144
第1 平時の事前準備.....	144
第2 災害発生時の対応（県内での対応） .....	144
第3 災害発生時の対応（国への要請） .....	145
第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給 .....	146
第1 平時の事前準備.....	146
第2 災害発生時の対応（県内での対応） .....	146
第3 災害発生時の対応（国への要請） .....	147
第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給 .....	148
第1 県内での対応.....	148
第2 国への要請.....	148
第3 燃料供給の受入れ対応.....	148
第6節 製油所からの燃料輸送.....	149
第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給） .....	150
第1 目的.....	150
第2 計画に基づく活動期間.....	150
第3 概要（電力） .....	151
第4 概要（ガス） .....	152
第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給） .....	153
第1 指揮又は調整を行う機関 .....	154
第2 電力の臨時供給を行う機関 .....	154
第9節 電力の臨時供給.....	155
第1 平時の事前準備.....	155
第2 災害発生時の対応（県内での対応） .....	155
第3 災害発生時の対応（国への要請） .....	155
第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給） .....	156
第1 指揮・調整を行う機関.....	157
第2 ガスの臨時供給を行う機関 .....	157
第11節 ガスの臨時供給.....	158
第1 平時の事前準備.....	158
第2 災害発生時の対応（県内での対応） .....	158
第3 災害発生時の対応（国への要請） .....	158
<b>第8章 ボランティアの受入れに関する計画.....</b>	<b>163</b>
<b>第1節 要旨.....</b>	<b>163</b>
<b>第1 目的.....</b>	<b>163</b>
<b>第2 計画に基づく活動期間.....</b>	<b>164</b>
<b>第3 概要.....</b>	<b>165</b>
<b>第2節 関係機関の役割.....</b>	<b>170</b>
<b>第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関 .....</b>	<b>171</b>
<b>第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関 .....</b>	<b>172</b>
<b>第3 災害支援活動を行う者.....</b>	<b>172</b>

第3節 ボランティアの受入れ.....	173
第1 初動.....	173
第2 受入れ調整.....	173
第3 支援活動及び調整.....	174
<b>第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画.....</b>	<b>179</b>
<b>第1節 要旨.....</b>	<b>179</b>
<b>第1 目的.....</b>	<b>179</b>
<b>第2 計画に基づく活動期間.....</b>	<b>179</b>
<b>第3 概要.....</b>	<b>180</b>
<b>第2節 関係機関の役割.....</b>	<b>183</b>
<b>第1 自治体応援職員を受入れる機関 .....</b>	<b>184</b>
<b>第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関 .....</b>	<b>184</b>
<b>第3 自治体応援職員の派遣を行う機関 .....</b>	<b>184</b>
<b>第3節 一般事務職員の受入れ.....</b>	<b>185</b>
<b>第1 初動.....</b>	<b>185</b>
<b>第2 受入れ調整.....</b>	<b>185</b>
<b>第3 支援活動及び調整.....</b>	<b>186</b>
<b>第4節 専門職種職員の受入れ.....</b>	<b>187</b>
<b>第1 初動.....</b>	<b>187</b>
<b>第2 受入れ調整.....</b>	<b>187</b>
<b>第3 支援活動及び調整.....</b>	<b>188</b>
<b>第4 主な専門職種職員の受入れ .....</b>	<b>188</b>
<b>第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理 .....</b>	<b>190</b>
<b>第1 受援状況の進行管理.....</b>	<b>190</b>
<b>第6節 市町における自治体応援職員の受入れ .....</b>	<b>190</b>
<b>第1 平時の取組.....</b>	<b>190</b>
<b>第2 災害発生時の活動.....</b>	<b>190</b>
<b>第7節 自治体応援職員の業務内容.....</b>	<b>192</b>
<b>第1 県の業務.....</b>	<b>193</b>
<b>第2 市町の業務.....</b>	<b>199</b>

# 第1章

## 総則

# 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
<b>第1節 基本方針</b> .....	<b>1</b>
<b>第1 基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
<b>第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画</b> .....	<b>2</b>
<b>第2節 計画の位置づけ</b> .....	<b>6</b>
<b>第3節 計画の適用</b> .....	<b>6</b>
<b>第4節 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）</b> .....	<b>7</b>
<b>第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割</b> .....	<b>9</b>
<b>第1 国緊急災害対策本部</b> .....	<b>9</b>
<b>第2 県災害対策本部</b> .....	<b>9</b>
<b>第3 県地方災害対策部</b> .....	<b>9</b>
<b>第4 市町災害対策本部</b> .....	<b>9</b>
<b>第6節 市町の受援業務</b> .....	<b>10</b>
<b>第7節 平時からの準備</b> .....	<b>11</b>
<b>第1 平時の取組</b> .....	<b>11</b>
<b>第2 計画の見直し</b> .....	<b>11</b>
<b>第8節 広域応援の枠組</b> .....	<b>12</b>
<b>第9節 海外からの支援への対応</b> .....	<b>13</b>

# 第1章 総則

## 第1節 基本方針

### 第1 基本的な考え方

#### 1 計画の基本方針

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される三重県としては、災害発生後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、必要な事項について、あらかじめ「三重県広域受援計画」（以下、「本計画」という。）を定めるものである。

本計画は、県内市町、各分野に関する機関、有識者等の協力（ワーキンググループでの議論や、総合図上訓練・総合防災訓練での検証等）を得て、緊密に連携し検討を重ね、また、熊本地震や東日本大震災等の教訓をふまえて策定したものである。

国は、南海トラフ地震発生時において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下、「国の具体計画」という。）に基づき、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び海上保安庁の部隊、D M A T（災害派遣医療チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、その他の応援部隊を県内に迅速に投入し、人命救助を第一とした応急対策活動を実施するとともに、支援物資や燃料等の供給を行うこととなっている。

県は、本計画に基づき、南海トラフ地震やその他の大規模災害時に、国の具体計画による応援のほか、熊本地震等をふまえ、高齢者や障がい者等を支援する職員、ボランティア及び自治体職員の応援についても想定し、円滑に受援活動を行い、被災者支援につなげることとする。

また、各分野にかかる計画ごとに、時系列に活動を整理したタイムライン、県が連携すべき関係機関とそれぞれの役割分担、活動の流れ、受援にあたっての各主体の活動内容等を整理し、様々な関係機関と役割分担・連携した適時的確な受援活動（オペレーション）を実施することとする。

#### 2 計画の構成

本計画は、国の具体計画に対応した「緊急輸送ルート」、「救助・救急、消火活動」、「医療・保健活動」、「物資調達」、「燃料供給及び電力・ガスの臨時供給」の分野の計画を策定し、整合性を図っている。

これに加え、県独自に「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受け入れ」、「ボランティアの受け入れ」、「自治体応援職員の受け入れ」に関する計画を定め、より広範な受援計画としている。

また、国や他県の応援に対し、県の受援対応だけでなく、市町の受援対応も考慮した計画としている。

#### 3 計画の対象期間

各分野の活動に応じ期間を設定する。

## 第1章 総則／基本方針

図表1-1 国の具体計画の概要

救助・救急・消防等	医療	物資	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</li> <li>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣           <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察：約1.6万人</li> <li>・消防：約1.9万人</li> <li>・自衛隊：約11万人(※)等</li> </ul> </li> <li>※重点受援県に所在する部隊を含む。</li> <li>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣：約1,360人</li> <li>◎航空機約580機、船舶約520隻</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</li> <li>◎被災医療機関の鍵錠・回復支援(人材・物資・燃料供給等)</li> <li>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後4～7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送           <ul style="list-style-type: none"> <li>・水：応急給水46万㎘(1～7日)</li> <li>・食料：7200万食</li> <li>・毛布：570万枚</li> <li>・育児用製粉乳：23t</li> <li>・大人/乳幼児おむつ：490万枚</li> <li>・簡易トイレ：5400万回</li> <li>・トイレペーパー：360万巻</li> <li>・生理用品：500万枚</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【燃料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート・上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</li> </ul> <p><b>【電力・ガス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</li> </ul>

国土は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

具体的なポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例：24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

(資料) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(概要版)

## 第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画

本計画の策定にあたっては、熊本地震や東日本大震災等過去の大規模災害における受援に関する教訓をふまえたものとする。分野別の主な教訓は、次のとおりである。

### 1 緊急輸送ルートに関する教訓

#### (1) 事前に緊急輸送ルートを定めておくことが必要

阪神・淡路大震災の際には、高速道路が倒壊する等により緊急輸送ルートが破断されるとともに、一般車両も多数流入して緊急輸送ルートを迅速に啓開できなかった。この教訓をふまえ、緊急輸送ルートをあらかじめ定めておき、一般車両の通行禁止を徹底し、自衛隊や緊急消防援助隊、DMAT、物資輸送等の外部からの応援部隊の車両が迅速に目的地に到達できる等の対策が必要であり、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震でも、その効果が確認されている。

このため、応援部隊の被災地への到達や人員、重傷患者、物資、燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、幹線ルートのみならず、防災対策上重要な拠点までの緊急輸送ルートをあらかじめ定めておくことが必要である。

#### (2) 道路啓開情報や交通規制情報の共有が必要

熊本地震において、高速道路の一部区間が通行止めとなり、一般国道で渋滞が発生し、緊急支援に関する車両の目的地到着に支障を来たした例がある。また、被災により通行止め箇所が複数発生し、通行可否の把握に困難が伴い、応援部隊が円滑に目的地

に到着できない例もあった。

このため、通行可能道路や道路の啓開活動が完了し通行が可能となった道路の情報や交通規制情報について、関係機関と円滑に情報を共有し、一体となって応急対策が実施できるようにすることが必要である。

## 2 救助・救急、消火活動に関する教訓

---

### (1) 最大規模の部隊投入を想定した活動拠点の事前選定が必要

熊本地震では、活動拠点の空きスペースや施設のキャパシティーに余裕がなかったことや、二次災害の恐れのある施設を活動拠点としていたことなど、受入れ拠点を十分に確保できなかつた事例があつた。

このため、あらかじめ最大規模の部隊投入を想定した救助活動拠点の事前選定が必要である。

### (2) 地元の救助関係機関による応援部隊の活動支援が必要

熊本地震において、応援部隊は、被災地の土地に不案内な職員、隊員が多いため、各種の対策活動を実施する目的地に到達しにくいことがあつたが、地元の警察や消防団等による交通対策や先導により、円滑な通行や目的地への到達が可能となつた。

このため、応援部隊が円滑に活動できるよう、地元の救助関係機関による応援部隊の活動支援の役割を明確にしておくことが必要である。

## 3 医療・保健活動に関する教訓

---

### (1) 医療・保健・福祉の連携による被災者ニーズへの対応が必要

熊本地震では、災害による直接死だけでなく、車中泊や転院によるストレスや疲労などを原因に災害関連死が多く発生した。

このことから、災害関連死の防止や健康保持に対する支援の重要性をふまえ、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）など新たなチームによる活動、保健師、管理栄養士による保健予防活動、食生活指導のほか、福祉専門職の活動などをあらかじめ整理し、医療・保健・福祉の連携により被災者ニーズに対応できるようにしておくことが必要である。

### (2) 災害医療コーディネーターを通じた関係機関との連絡調整が必要

宮城県では、東日本大震災前の平成21年に災害医療コーディネーター制度が設けられており、震災では災害発生直後より災害医療コーディネーターが災害対策本部において、患者の広域搬送や外部からの支援の受け入れ調整等、外部との支援調整に尽力していた。また、被害が甚大であり、エリア毎に対応が求められたことから、現地で調整にあたるコーディネーターを急遽配置した地域もあつた。

このことから、災害医療コーディネーターを含めた体制をあらかじめ整備し、保健医療にかかる被災者ニーズの把握、関係機関との連絡調整等を円滑に進められるようにしておくことが必要である。

## 第1章 総則／基本方針

### (3) 保健医療活動チームの受入れ体制と情報共有の仕組みの構築が必要

熊本地震では、D M A T、D P A T、災害支援ナース等が地域に派遣された。

このような様々な保健医療活動チームが応援活動を円滑に実施できるよう、これらのチームに対する受援方法、体制についてあらかじめ定め、県と市町との間で受援状況の情報共有を行う仕組みを定めておくことが必要である。

## 4 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する教訓

熊本地震では、保健福祉分野の応援職員として、医師会等の医療サービス系の職員以外にも、介護支援専門員協会、医療社会福祉協会、社会福祉士会、介護福祉士会、理学療法士会、作業療法士会、日本栄養士会等、多くの医療・保健・福祉分野における専門職能団体からの人的支援があった。

一方、福祉避難所等における介護職員の不足等により、発災直後は福祉避難所制度が十分な運用ができなかった。また、介護職員等の応援派遣スキームが確定するまでに時間を要したり、被災施設のニーズや全国からの応援可能職員の状況が変化する中、実施後も厚生労働省や関係機関と何度も協議が必要であったり、派遣の終了時期の見極めが難しい等、介護職員等の受入れについて多くの課題を残した。

このため、災害発生時における介護職員等の受入れについて、ニーズに対するマッチングや関係機関との情報共有の方法などを定めておくことが必要である。

## 5 物資調達に関する教訓

### (1) 物流専門家との連携による受入れ体制が必要

熊本地震では、受入れた支援物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。

このため、災害対策本部及び物資拠点におけるオペレーションには、物流専門家のノウハウの活用が必要である。トラック協会・倉庫協会等との協定内容を確認し、物流専門家の受入れを想定した体制整備が必要である。

### (2) 国のプッシュ型支援の対応準備と情報収集・伝達が必要

熊本地震では、国のプッシュ型支援が行われ、県の一次拠点には支援物資が届き、一定の効果は認められた。一方で、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し、受入れの人員が不足するなど現場に混乱が生じた。

このように、支援物資にかかる情報伝達について課題が明確になったため、I C Tの活用等による情報収集・伝達について、あらかじめ対策を定めておくことが必要である。

### (3) 応急給水にかかる市町や日本水道協会との体制確保が必要

紀伊半島大水害（平成23年9月台風第12号）において、紀宝町では、取水施設が浸水するとともに、道路の陥没や路側の崩壊により送水管や配水管が被災したことにより断水し、全世帯に給水できるまでに約9日間を要した。

国の具体計画では、飲料水について、「被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。」と定められている。

このため、市町や日本水道協会と情報共有を行い、円滑に応急給水を実施する体制の確保が必要である。

## 6 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する教訓

---

### (1) 緊急車両認定の周知等事前準備

熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を來した。

このため、緊急車両認定について、関係者間の情報共有と県民への情報提供が必要である。

### (2) 重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要

熊本地震では、4月16日に発生したマグニチュード7.3の地震で最大47万6,600戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら、50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機車によるスポット送電を実施するなど、臨時供給が実施された。ガスについても、避難所等に対して、LPGガスを優先供給するなどの臨時供給が実施された。

このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の実施にかかる要請手順等についてあらかじめ関係機関と共有しておくことが必要である。

## 7 ボランティアの受入れに関する教訓

---

熊本地震では、ボランティア団体等の情報共有会議である「火の国会議」が開催され、被災地域や避難所ニーズの把握とボランティア団体間の支援調整や、災害対策本部との調整により支援の「抜け・漏れ・落ち」を防ぐことにつなげた。

このため、県内外の災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体など様々な関係者が参加し、情報共有、連絡調整を行う連携の場の構築が必要である。

## 8 自治体応援職員の受入れに関する教訓

---

熊本地震においては、4月14日に発生したマグニチュード6.5の地震の直後から、他の県の職員が被災自治体の応援のため派遣されたが、被災自治体における受援体制が整備されておらず、また、自治体応援職員を活用する業務内容や量の精査が必ずしも十分でなかつたことから、適材適所に配置できない事例があった。

このため、自治体応援職員を躊躇せず受入れ、適材適所に職員を適切に割当てができるよう、あらかじめ受入れ体制を整備するとともに、受援状況の共有方法等について定めておくことが必要である。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、三重県地域防災計画に基づく計画であり、特に受援について定めた計画である。

計画名	計画の位置づけ
三重県地域防災計画	予防から復興までを対象とした県の防災対策を総括する基本計画
三重県広域受援計画	南海トラフ地震等の広域応援を要する災害の発生から受援が終わるまでを対象とした受援に特化した計画

## 第3節 計画の適用

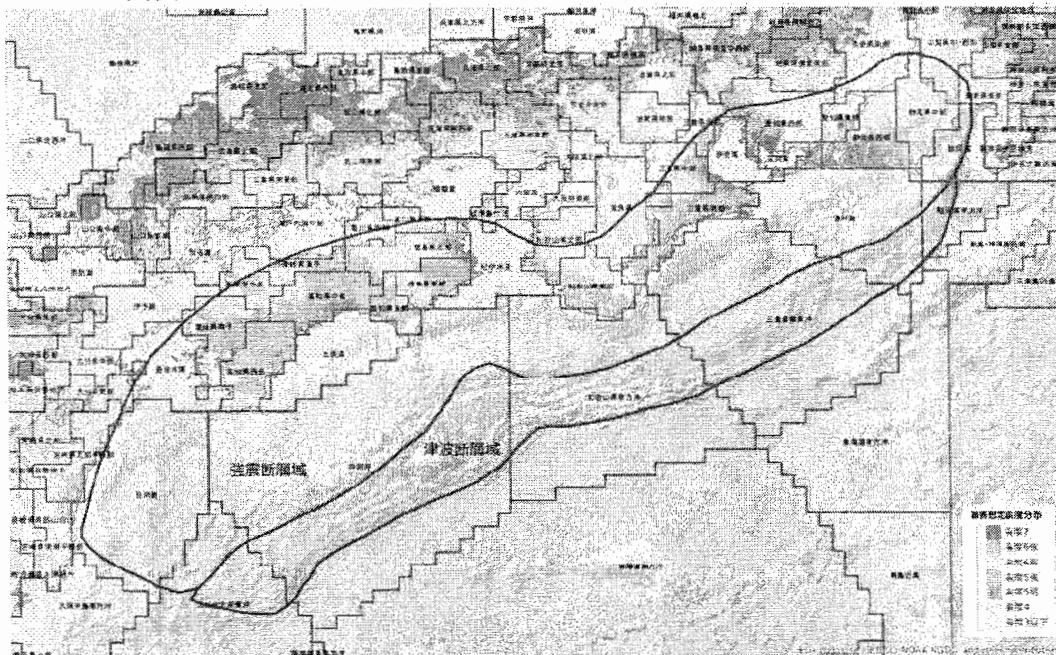
本計画は、以下の場合に適用する。

- ①国の具体計画に基づく初動対応を行う判断基準を満たした場合
- ②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合

### 国の具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

図表1-2 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域<sup>1)</sup>と震央地名図<sup>2)</sup>



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等 (平成24年8月29日公表資料1-1)

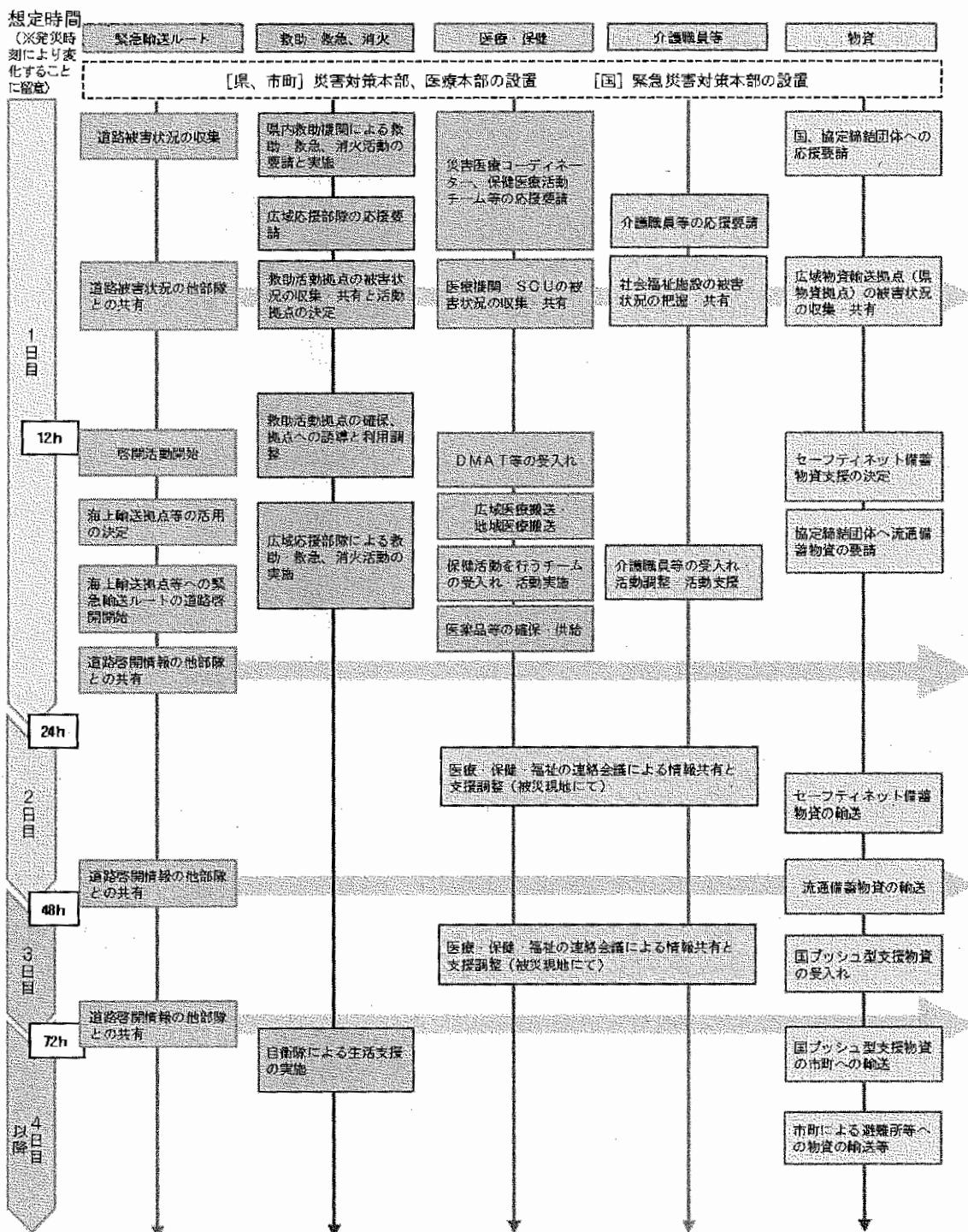
2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/>

(資料) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

## 第4節 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）

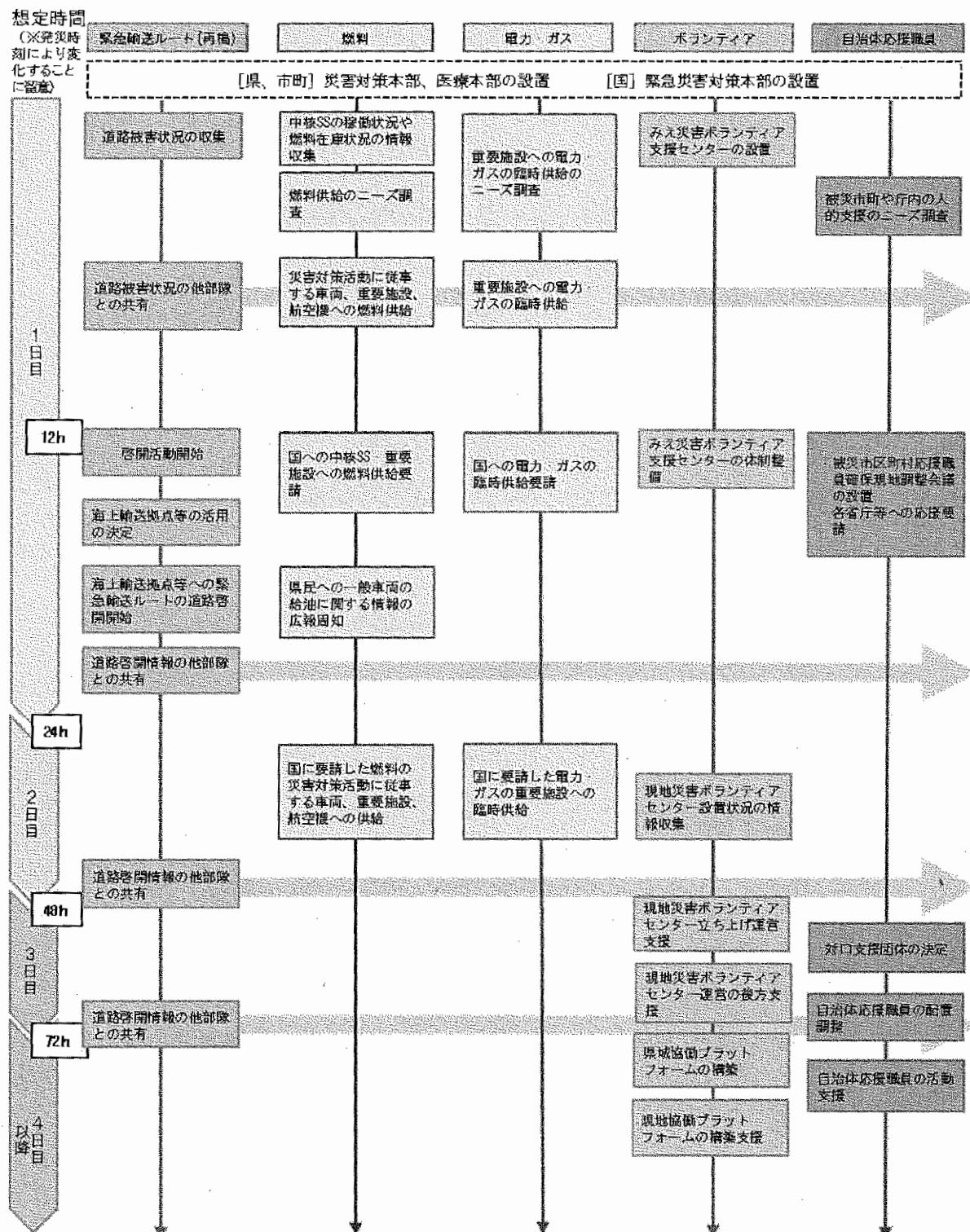
国、県、市町等の防災関係機関が、人命救助のために重要な72時間を見越しつつ、あらゆる人的・物的資源を最大限に活用し、一体的に災害応急対策活動を行うため、図表1-3「南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）」のとおり、発災からの経過時間に応じた活動目標を定める。

図表1-3 南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）



## 第1章 総則／発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）

図表1-3 南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）《続き》



## 第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割

県及び市町は、災害対策本部を設置し、本計画及び地域防災計画等に基づく災害応急対策を実施する。

### 第1 国緊急災害対策本部

国緊急災害対策本部は、国の具体計画等に基づく被災地に対する支援及び総合調整を行う。

### 第2 県災害対策本部

県災害対策本部は、全県にわたる災害応急対策活動を円滑に実施するため、国、市町、関係機関と情報共有、活動調整及び要請等を行う。

### 第3 県地方災害対策部

県地方災害対策部は、管内市町及び防災関係機関等と災害応急対策に必要な調整を行うとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援を要請する。

県地方災害対策部には、地方統括部として、総括班、救援物資班、被災者支援班が設置され、地方部長の指揮監督のもと活動を行う。

社会基盤対策と保健医療対策については、建設事務所、農林水産事務所及び保健所等関連の事務所が、県災害対策本部各部隊からの指示等に基づき活動を行う。

### 第4 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内に所在している消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等と連携して人命救助活動等を実施するとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県地方災害対策部に対し、応援を要請する。

## 第6節 市町の受援業務

本計画で定める各分野の活動において想定される市町の主な受援業務は、以下のとおりである。

市町においては、これらの業務について、あらかじめ担当課等を明確にし、業務実施の手順を整理しておく必要がある。

県においても、下記の業務について市町の体制が確保されているか、市町とあらかじめ情報共有し、県と市町の連携体制の確保を図っておく必要がある。

図表1-4 市町の受援業務一覧

分野	市町の主な受援業務
緊急輸送ルート (第2章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町道の被害状況、通行可否情報の収集と提供</li> </ul>
救助・救急、消火活動 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集</li> <li>・県地方災害対策部への連絡及び応援要請</li> <li>・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整</li> <li>・各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む）</li> <li>・救助活動拠点の被害状況の確認と連絡</li> <li>・救助機関の受入れ</li> <li>・救助活動拠点の利用調整</li> </ul>
医療・保健活動 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の設置・運営に際し、保健医療活動チームと連携</li> <li>・被災者ニーズの把握</li> <li>・保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携</li> </ul>
高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県へ福祉避難所等の被害状況の報告</li> <li>・福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告</li> <li>・市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>
物資調達 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所のニーズ把握</li> <li>・協定締結先からの支援物資の調達</li> <li>・県地方災害対策部救援物資班と連携した支援物資の調達</li> <li>・地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設・運営</li> <li>・支援物資の受入れ、避難所までの輸送</li> </ul>
燃料供給及び電力・ガスの臨時供給 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請</li> <li>・市町が管理する重要施設への臨時供給（電力・ガス）にかかる県への要請</li> </ul>
ボランティアの受入れ (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地センター設置・運営のための関係機関との連携・協働</li> <li>・現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題への対応</li> <li>・被災地におけるボランティアニーズの把握</li> <li>・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ</li> <li>・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援</li> <li>・現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携</li> <li>・県災害対策本部との情報共有</li> </ul>
自治体応援職員の受入れ (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の設置</li> <li>・府内からの人的支援ニーズの把握、県への要請</li> <li>・自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備</li> <li>・自治体応援職員の勤務管理</li> <li>・受援状況のとりまとめと報告</li> </ul>

## 第7節 平時からの準備

### 第1 平時の取組

県は、本計画の実効性を高めるため、平時から以下の取組を実施する。

#### 1 訓練による検証

訓練による検証を繰り返し実施し、訓練で判明した問題点や要改善点について、計画内容を修正していく。

#### 2 研修・連絡会議等での共有

職員研修や連絡会議等で、本計画について繰り返し説明の場を設け、計画内容の周知を図る。

これらの研修や連絡会議等を開催した後、研修受講者や連絡会議等出席者は、各自の所属において内容を共有し、全職員の本計画への理解を高める。

#### 3 拠点の管理

本計画で定めた防災拠点（救助活動拠点、S C U、広域物資輸送拠点（県物資拠点）、地域内輸送拠点（市町物資拠点））については、拠点の施設管理者と連携しながら、災害発生時において円滑に各拠点機能を果たすことができるよう、必要な資機材の確認や拠点運用の実動訓練を実施するなど、必要な対策を講じる。

#### 4 関係機関間の顔の見える関係づくり

大規模災害時には、数多くの関係機関が連携を密にし、被災者支援にあたることが重要であるため、平時から顔の見える関係づくりに努める。

#### 5 近隣県との調整

南海トラフ地震発生時には、近隣県（静岡県、愛知県、和歌山県など）が重点受援県となるが、応援にかかるリソースの不足などから自治体間の配分調整が上手く機能せず、人的・物的応援が十分受けられないことも想定される。

こうした不測の事態に備え、平時から、近隣県との間で人的・物的応援を如何に配分調整するのか協議するとともに、また、必要に応じ国に対し自治体間の広域調整について協議していく。

### 第2 計画の見直し

上記の平時の取組に基づいて、本計画の見直しを継続的に行う。

このほか、国の具体計画が修正された場合や、国、県、市町及び関係機関の体制変更、施設整備の進捗等もふまえながら継続して見直しを行い、必要な修正を行う。

## 第8節 広域応援の枠組

県は、国の具体計画に基づく応援以外にも全国からの広域応援を必要とする場合には、「全国都道府県における災害発生時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、所定の文書様式、電話等で応援要請を行う。

このような広域応援に対する受援体制も、本計画の対象である。

各協定が定めている応援の内容は、次のとおりである。

図表1-5 県が締結している広域相互応援協定一覧

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請先	自治体応援
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県) 中部ブロック 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック幹事県 <sup>1</sup>	ブロック内で調整の上、応援県を決定
中部9県1市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	(太平洋側の複数県が被災した場合の主たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県	(太平洋側の複数県が被災した場合の主たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合(兵庫県)	協定自治体内で調整の上、応援県を決定
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	三重県、奈良県、和歌山県	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	奈良県 和歌山県	奈良県 和歌山県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、町村会(県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	県地方災害対策部及び応援市町	県及び応援市町

<sup>1</sup>中部ブロック幹事県の持ち回り順

富山県(H29(2017)年度)→石川県(H30年度)→長野県(H31年度)→岐阜県(H32年度)

→静岡県(H33年度)→愛知県(H34年度)→三重県(H35年度)→富山県(H36年度)

→以降、繰り返し

## 第9節 海外からの支援への対応

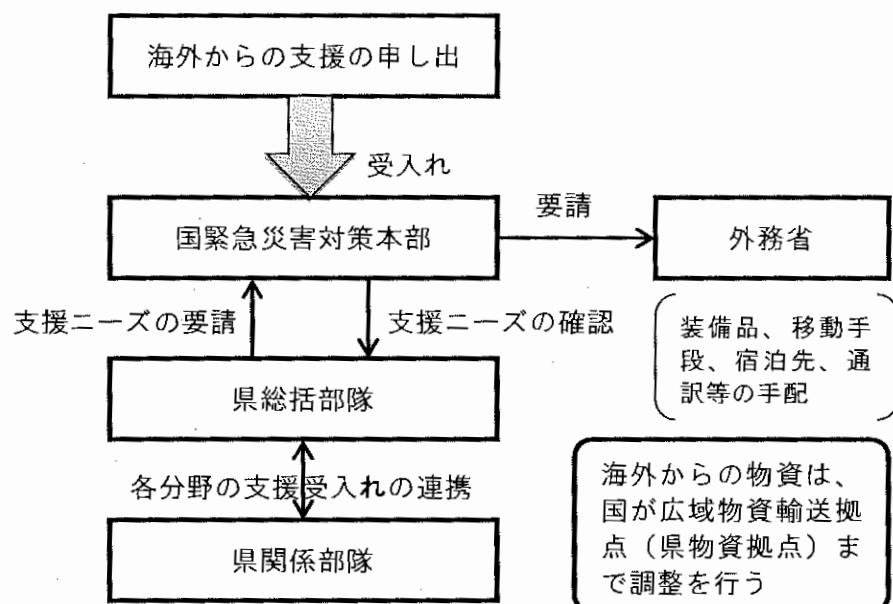
海外支援の受入れにあたっては、被災自治体に過度な負担が生じないよう国が支援するため、積極的に活用することとする。

海外からの人的支援・物的支援の申し出がある場合の受入れは、国の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となり、県は緊急災害対策本部から支援ニーズの有無の確認を受けることとなる。

物的支援については、日本国内に物資が到着し、広域物資輸送拠点（県物資拠点）までの輸送は国が調整を行う。人的支援の受入れに当たっては、外務省が、水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申出国及び当該国の駐日大使館にて確保するよう要請し、その旨を確認する。また、海外からの捜索・救助チームや医療チームには、外務省の連絡員（リエゾン）が帯同する。

県災害対策本部においては、県総括部隊が海外からの支援の調整窓口となり、物資の受入れや捜索・救助チーム、医療チームの各チームの支援受入れにあたっては、県総括部隊と関係部隊が連携して対応する。

図表1-6 海外からの支援の受入れの流れ



## 第1章 総則／海外からの支援への対応

### 【参考：東日本大震災における海外支援の事例】

○163か国・地域及び43国際機関から支援の申し出があった（平成29年6月8日現在）

#### (1) 支援内容

##### ①緊急援助隊等による支援

医療支援チーム、原子力専門家・専門機関、復旧支援チーム、緊急救助隊、レスキューチーム、人道支援チーム、救助犬チーム、在日米軍（トモダチ作戦）、豪空軍機（輸送支援）

##### ②緊急物資の支援

食料・飲料、衣類・くつ類、寝具、医療品・衛生品・衛生施設、育児・こども用品、生活用品、スポーツチームや芸能人の応援メッセージが書かれたTシャツや毛布等、サバイバルキット、可動式倉庫、移動可動式発電機、パソコン、ソーラーパネル式の携帯充電器、セキュリティソフトのライセンス、工業用内視鏡、灯油、ガソリン、ディーゼル油、液化天然ガス（LNG）、原油、液化石油ガス（LPガス）等

##### ③義援金、寄付金

（資料）外務省ホームページ「世界各国・地域等からの緊急支援」

緊急物資の内容は「東日本大震災への海外からの支援実績のレビュー調査（一財国際開発センター）」

（平成25年3月）

#### (2) 自治体の対応（宮城県）

##### ①人的支援の受入れ

警察庁では、韓国、シンガポール、メキシコ、台湾、ロシア、フランス、モンゴル、南アフリカ、トルコ及びインドの計10か国、577人の支援部隊の受入れに対応し、被災県警察では、これら支援部隊と協力して捜索活動に従事した。

外国からの救助チームや災害救助犬団体等の受入れについては、被災地消防本部間で活動する市町村の選定を実施した。

##### ②外国からの義援物資への対応

外国政府（外務省を経由）や通常業務で関係のある企業からの物資については、経済商工観光部国際経済・交流課が受入れ窓口となった。同課では、特に外国政府に対する担当1人を固定配置し、本部事務局と連携しながら受入れを行う体制をとった。

##### ③寄附金の受付

国内から日本円で入金される口座、外国から日本円で入金される口座及び外国から外貨で入金される口座を開設し、受付を行った。

（資料）「東日本大震災-宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証（宮城県）」（平成27年3月）

# 第2章

## 緊急輸送ルート に関する計画

# 目 次

第2章 緊急輸送ルートに関する計画 .....	17
第1節 要旨 .....	17
第1 目的 .....	17
第2 計画に基づく活動期間 .....	18
第3 概要 .....	20
第2節 関係機関の役割 .....	22
第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関 .....	23
第2 海上輸送拠点等へのルート確保に関する関係機関 .....	25
第3節 緊急輸送ルートの啓開活動 .....	27
第1 被害状況の情報収集と共有 .....	27
第2 災害時における車両の移動等に関する要請 .....	27
第3 道路啓開方針の決定 .....	27
第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有 .....	28
第5 関係機関への支援要請 .....	28
第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施 .....	28
第7 海上輸送拠点等の活用（海路の使用） .....	29

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画

### 第1節 要旨

#### 第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、道路の寸断や沿道建物の倒壊による道路閉塞等の発生や、一般車両通行による渋滞発生により緊急支援に関する車両の目的地到着に支障をきたすことを想定しなければならない。

このような想定のもと、国は、全国の都道府県から被害が甚大な地域に到達し、活動するための必要最低限のルートとして緊急輸送ルートを定め、発災後の緊急輸送ルートの通行可否情報の共有、啓開活動・応急復旧、必要な交通規制の実施等による通行確保の活動を最優先で実施することとしている。

この「緊急輸送ルートに関する計画」は、被害が甚大な地域へ、全国からの人員・物資・燃料の輸送を迅速かつ円滑に行うことの目的として、緊急輸送ルートの啓開活動について定める。

なお、本計画で定める緊急輸送ルートは、別表2－1（救助活動拠点については優先的に利用準備及び利用調整を行う27拠点を掲載）のとおりである。

## 第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生後おおむね1週間を対象とする。各目的地と啓開目標<sup>2</sup>については、図表2-1のとおりとする。

図表2-1 目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標

用途 (主な所管部隊)	目的地(拠点)	啓開目標
災害対策拠点 (総括部隊)	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
救助活動拠点 (総括部隊)	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
医療活動拠点 (保健医療部隊)	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
物資拠点 (救援物資部隊)	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点 (総括部隊)	製油所	おおむね1～3日以内
海路による輸送拠点 (社会基盤対策部隊)	海上輸送拠点(港湾)及び 地域防災計画に位置づけ られた漁港	おおむね1～7日以内

<sup>2</sup>啓開目標：緊急輸送ルート啓開の優先順位における指標の1つであり、実際のオペレーションにおいては、拠点・施設等の被害状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて臨機応変に対応を行う。なお、各啓開目標は、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)」、「中部版くしの歯作戦(道路啓開オペレーション計画)」を参考に設定している。

## 【タイムライン】

(緊急輸送ルートの啓開活動)

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	被害状況の情報収集と共有
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災～発災後1日目)	道路啓開方針の決定
	啓開活動開始
	道路啓開ルートにかかる県災害対策本部内の情報共有
	関係機関への支援要請
	災害時における車両の移動等に関する要請
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災～発災後2日目以降)	緊急交通路の指定及び交通規制の実施
	道路啓開の進捗状況にかかる県災害対策本部内の情報共有

(海上輸送拠点等の活用(海路の使用))

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	被害状況の情報収集と共有
海上輸送拠点等の活用 (発災～発災後1日目)	海上輸送拠点等の活用の決定
	海上輸送拠点等に関する調整
	海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開開始
海上輸送拠点等の活用 (発災～発災後2日目以降)	海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

## 【参考】

くしの歯ルート各STEPの考え方(中部版くしの歯作戦)

STEP	道路啓開ルート	確保目標
STEP 1 (くしの「軸」)	高速道路・直轄国道等の広域支援ルート	おおむね1日
STEP 2 (くしの「歯」)	災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設に至るルート	1～2日
STEP 3 (被災地)	被害が甚大な沿岸沿いのルート	3日
STEP 3 以後	被害地域全域へのルート	7日以内

### 第3 概要

#### 1 国・県・市町の活動の概要

##### (1) 活動内容

発災後、県、道路管理者、港湾及び漁港管理者は、ただちに航空偵察等による被害概況の把握を行い、緊急輸送ルートの通行可否情報や海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港（以下、「海上輸送拠点等」という。）の被害状況の収集を行い、道路啓開方針を決定する。

県は、優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請するとともに、啓開の進捗状況を管理する。

県は、緊急輸送ルート啓開活動にあたり自衛隊、国土交通省TEC-FORCE等による支援が必要な場合は、要請を行う。

県公安委員会は、緊急交通路の指定を行い、また、県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入規制などの交通規制を実施する。

##### (2) 活動拠点

###### ① 海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港

海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港とは、緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等に、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾及び漁港である。

##### 【参考】緊急輸送ルート路線数等

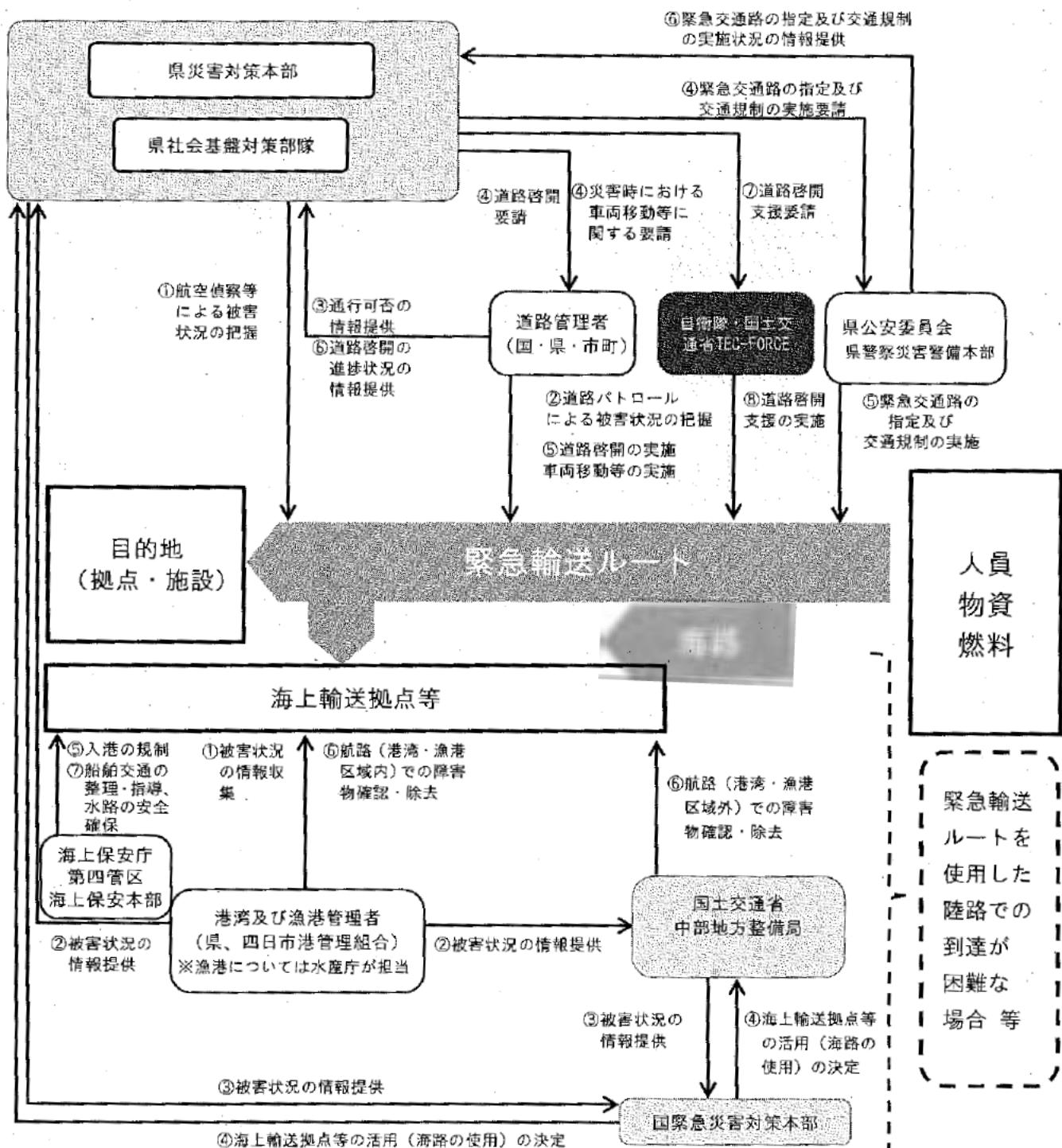
(381路線、総延長957km)

高速道路	3路線	141km
国道	28路線	392km
県道	95路線	296km
市町道	247路線	122km
臨港道路	8路線	6km

## 2 緊急輸送ルートに関する活動の流れ

緊急輸送ルートに関する活動の流れは、図表2-2のとおりである

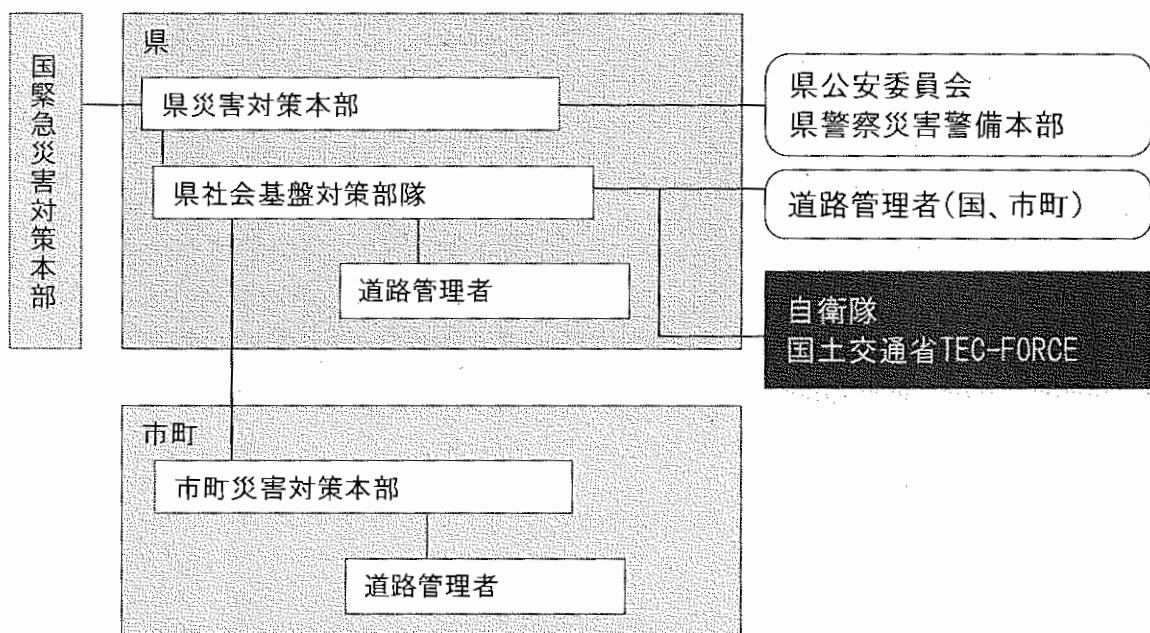
図表2-2 緊急輸送ルートに関する活動の流れ



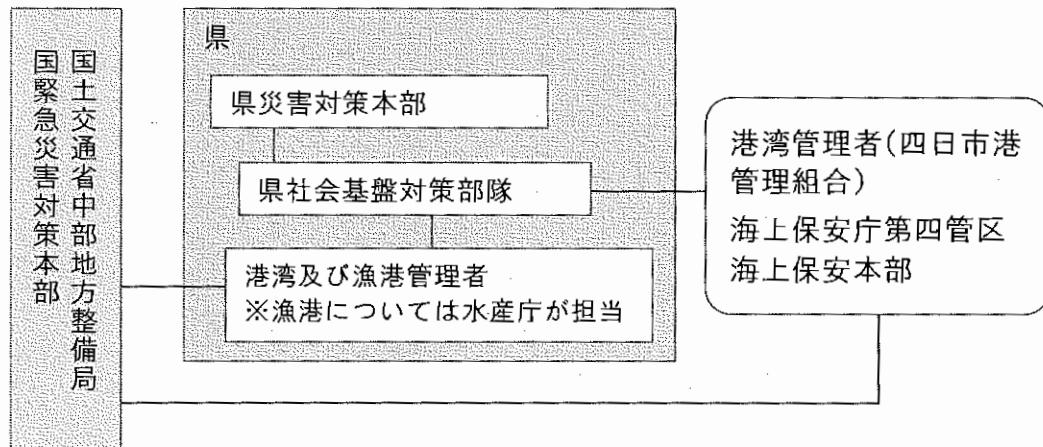
## 第2節 関係機関の役割

図表2-3 緊急輸送ルートの啓開活動に関する関係機関の体制

### 【緊急輸送ルートの啓開活動】



### 【海上輸送拠点等の活用（海路の使用）】



## 第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関

### 1 指揮又は調整を行う機関

#### (1) 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況・通行可否情報の収集と提供</li> <li>・道路啓開方針の決定</li> <li>・車両の移動等に関する要請</li> <li>・関係機関への支援要請</li> <li>・道路啓開ルートに係る情報提供</li> </ul>

#### (2) 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整</li> </ul>
国土交通省中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中部版くしの歯作戦」の実施に関する指揮・調整</li> <li>・国土交通省TEC-FORCEの派遣に関する調整</li> </ul>

#### (3) 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町道の被害状況、通行可否情報の収集と提供</li> </ul>

### 2 緊急輸送ルートの啓開活動を行う機関

#### (1) 県

関係機関	主な役割
道路管理者（県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送ルート（県管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む</li> </ul>

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／関係機関の役割

### (2) 国

関係機関	主な役割
道路管理者 (国)	・緊急輸送ルート（国管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等) ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む
自衛隊 ・国土交通省 TEC-FORCE等	・緊急輸送ルートの啓開活動への支援

### (3) 市町

関係機関	主な役割
道路管理者 (市町)	・緊急輸送ルート（市町管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等) ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

## 3 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

### (1) 県

関係機関	主な役割
県公安委員会	・緊急交通路の指定
県警察災害警備本部	・交通規制の実施

## 第2 海上輸送拠点等へのルート確保に関する関係機関

### 1 指揮又は調整を行う機関

#### (1) 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上輸送拠点等の被害状況の情報収集と提供</li> <li>・海上輸送拠点等の活用に関する情報収集、緊急災害対策本部への情報提供</li> <li>・海上輸送拠点等への道路啓開方針の決定</li> </ul>

#### (2) 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上輸送拠点等の被害状況の情報収集</li> <li>・海上輸送拠点等の活用の決定</li> </ul>

### 2 航路啓開活動を行う機関

#### (1) 県

関係機関	主な役割
港湾及び漁港管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上輸送拠点等の被害状況の把握、国土交通省中部地方整備局及び県災害対策本部への情報提供</li> <li>・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾・漁港区域内）での障害物確認、除去</li> <li>・緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等）</li> </ul>

#### (2) 国

関係機関	主な役割
国土交通省中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上輸送拠点（港湾）の被害状況の情報収集、緊急災害対策本部への情報提供</li> <li>・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域外）での障害物確認、除去</li> </ul>
海上保安庁第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海路の安全性が確保されるまでの入港の規制</li> <li>・船舶交通の整理、指導</li> <li>・水路の安全確保</li> </ul>

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／関係機関の役割

### (3) 四日市港管理組合

関係機関	主な役割
港湾管理者 (四日市港)	<ul style="list-style-type: none"><li>・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域内）での障害物確認、除去</li><li>・緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等）</li></ul>

### 第3節 緊急輸送ルートの啓開活動

#### 第1 被害状況の情報収集と共有

県社会基盤対策部隊は、航空偵察や県内に設置されている定点観測カメラ等により収集した情報から、緊急輸送ルートの被害状況の把握や津波浸水域における道路被害状況を収集する。

県社会基盤対策部隊は、通行可否情報を地図等に集約し、通行可能な緊急輸送ルートを明確化し、防災情報プラットフォーム等により、県災害対策本部内へ情報提供し共有する。

道路管理者は、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、その通行可否情報を収集し、県社会基盤対策部隊に報告する。なお、通行不能区間については迂回路を検討し、同様に報告する。

#### 第2 災害時における車両の移動等に関する要請

県社会基盤対策部隊は、必要に応じて、道理解答者に対して、災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定<sup>3</sup>を包括的に行うよう要請する。

#### 第3 道路啓開方針の決定

##### 1 アクセスを確保すべき目的地（拠点・施設）の決定

県災害対策本部は、図表2-1に示す啓開目標を念頭に、拠点・施設等の被害状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて、アクセスを確保すべき目的地（拠点・施設）を決定する。

##### 2 優先的に道路啓開を実施するルートの決定

県社会基盤対策部隊は、道路啓開方針の検討にあたって、あらかじめ目的地までの緊急輸送ルートについて、代替ルートも含めて選定しておき、収集した通行可否情報を集約・分析した上で、道路の被害状況、広域応援部隊の進出状況、被災者支援の優先順位等をふまえ、国や応援県、救助機関等と調整を行い、優先的に道路啓開を実施するルートを決定する。

県社会基盤対策部隊は、決定した優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請する。

なお、ルートの決定にあたっては、「中部版くしの歯作戦<sup>4</sup>」に基づく道路啓開活動との連携に留意する。

<sup>3</sup>災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定：指定により、道路管理者は、当該区間ににおける車両等の占有者等に対し、車両等を付近の道路外に移動すること、その他緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

<sup>4</sup>中部版くしの歯作戦：国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備えた道路啓開オペレーション計画。

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### 第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有

県社会基盤対策部隊は、決定した道路啓開ルートについて、県災害対策本部内で情報共有する。また、啓開の進捗状況も隨時情報共有する。

### 第5 関係機関への支援要請

県社会基盤対策部隊は、緊急輸送ルート啓開活動にあたり自衛隊、国土交通省TEC-FORCEによる支援が必要な場合は、調整や要請を行う。

### 第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

県公安委員会は、必要に応じて、災害対策基本法第76条に基づき緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路（以下、「緊急交通路」という。）を指定するとともに、指定した緊急交通路について県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行うとともに、実施した措置については県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

## 第7 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）

### 1 海上輸送拠点等の概要

緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等においては、海路による輸送が効率的と見込まれることから、海上輸送拠点等が活用される。

海上輸送拠点等は人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾及び漁港であり、図表2-4のとおりである。

図表2-4 海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港

番号	港名	種別	港湾及び漁港管理者	水深(m)	延長(m)	利用可能船舶規模		背後の荷捌き地			
						載貨重量 トン数 (トン)	全長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	延長 (m)	幅 (m)	
1	四日市港 (霞ヶ浦南埠頭23号岸壁)	四日市港管理組合	四日市港 管理組合	12	240	40,000	225	12,897	212	50	
2	四日市港 (第3埠頭15号岸壁)			10	245	12,000	205	13,527	160	82	
3	津松阪港 (大口地区)	港湾	三重県	7.5	130	5,000	107	3,640	130	28	
4	鳥羽港			5.5	100	2,000	82	3,400	100	34	
5	浜島港			5.5	180	2,000	82	2,520	180	14	
6	吉津港			5.5	90	1,000	67	3,600	90	40	
7	長島港			4	65	-	-	972	70	15.9	
8	尾鷲港			4.5	60	-	-	1,350	90	15	
9	鵜殿港			5.5	100	2,000	82	2,000	100	20	
10	舟越漁港	漁港		5.5	90	1,000	67	1,682	110	15	
11	波切漁港			3	150	50	24	2,853	50	30	
12	三木浦漁港			5	75	200	40	2,612	110	30	

### 2 被害状況の情報収集と共有

港湾及び漁港管理者は、優先的な航路啓開を行う可能性が高い海上輸送拠点及び地域防災計画に位置づけられた漁港（図表2-4）について、被害状況の情報収集を行い、国土交通省中部地方整備局及び県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

情報提供を受けた国土交通省中部地方整備局及び県社会基盤対策部隊は、国緊急災害対策本部へ情報提供する。

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### 3 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）の決定

国緊急災害対策本部は、被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズと、海上輸送拠点等の被害状況をふまえ、海上輸送拠点等の活用を決定する。

### 4 海上輸送拠点等に関する調整

港湾及び漁港管理者は、海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾・漁港区域内）での障害物確認、除去、緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置（道路啓開、災害時における車両移動等）を実施する。

国土交通省中部地方整備局は、海上輸送拠点等として利用する岸壁（港湾）、使用可能な製油所へアクセスする航路（港湾区域外）の障害物確認、除去を行う。

海上保安庁第四管区海上保安本部は、海路の安全性が確保されるまでの入港の規制、船舶交通の整理・指導、水路測量や応急標識の設置等により水路の安全確保を行う。

### 5 海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開

県社会基盤対策部隊は、海路による輸送を実施する場合には、利用する海上輸送拠点等までアクセスする緊急輸送ルートについて、道路管理者や、臨港道路を有する港湾及び漁港管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請する。

### 6 海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

県社会基盤対策部隊は、航路啓開及び道路啓開の状況について、県災害対策本部内へ情報提供する。また、啓開の進捗状況も随時情報提供する。

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

別表2-1 緊急輸送ルート

(1) 桑名市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県桑名庁舎	桑名市中央町5-71	東名阪自動車道桑名東IC	6.8	(国)258号⇒(国)1号⇒(県)桑名四日市大島沿川1号線	東名阪自動車道桑名東IC	5.3	(国)421号⇒(国)258号⇒(国)1号⇒(市)中央東町線	東名阪自動車道桑名東IC	5.7	(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(国)1号⇒(市)中央東町線
2	市町災害対策本部	桑名市役所	桑名市中央2-37	東名阪自動車道桑名東IC	7.1	(国)258号⇒(国)1号⇒(市)市役所南線	東名阪自動車道桑名東IC	5.8	(国)421号⇒(国)258号⇒(国)1号⇒(市)市役所南線	東名阪自動車道桑名東IC	5.7	(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(国)1号⇒(市)市役所南線
3	救助活動拠点	アイリスパーク	桑名市多度町御衣野4000	東名阪自動車道桑名東IC	9.0	(国)421号⇒(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(市)坂井今庄線⇒(市)下野工業団地線2号線⇒(市)下野代理工場団地線	-	-	-	-	-	
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	星見ヶ丘防災拠点施設(仮称)H31完成予定	桑名市星見ヶ丘西4丁目1001	北勢拠点	9.7	(県)上海老若福線⇒(市)桑名東員線⇒(高)東名阪自動車道⇒(県)421号⇒(県)四日市多度線⇒(市)星川中央線⇒(市)星川連絡状線	-	-	-	-	-	
				日本通運株式会社四日市ターミナル	12.3	(市)山之一色51号線⇒(市)中村御坂線⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)421号⇒(県)四日市多度線⇒(市)星川中央線⇒(市)星川連絡状線	-	-	-	-	-	

(2) いなべ市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	いなべ市役所	いなべ市員弁町笠田新田111	東名阪自動車道桑名東IC	10.5	(国)421号	東名阪自動車道桑名東IC	13.4	(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号	-	-	-
2	救助活動拠点	いなべ市藤原運動場	いなべ市藤原町市場493-1	東名阪自動車道桑名東IC	21.1	(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)下川原中山線	-	-	-	-	-	-
3	災害拠点病院	厚生連三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町向下苦771	東名阪自動車道桑名東IC	18.4	(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)河野第4号線	東名阪自動車道桑名東IC	21.4	(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)河野第4号線	-	-	-
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	旧東藤原小学校体育館	いなべ市藤原町石川989	北勢拠点	26.1	(県)上海老若福線⇒(四日市東1号線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(県)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)獨立下野尻線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻底学2号線	北勢拠点	33.1	(県)上海老若福線⇒(四日市東1号線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名東員線⇒(市)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)獨立下野尻線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻底学2号線	-	-	-
				日本通運株式会社四日市ターミナル	28.7	(市)山之一色51号線⇒(市)中村御坂線⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(県)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)獨立下野尻線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻底学2号線	日本通運株式会社四日市ターミナル	35.7	(市)山之一色51号線⇒(市)中村御坂線⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名東員線⇒(市)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)獨立下野尻線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻底学2号線	-	-	-
5	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	旧西藤原小学校体育館	いなべ市藤原町坂本13	北勢拠点	30.0	(県)上海老若福線⇒(四日市東1号線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名東員線⇒(市)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)獨立下野尻線	北勢拠点	36.9	(県)上海老若福線⇒(四日市東1号線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名東員線⇒(市)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)獨立下野尻線	-	-	-
				日本通運株式会社四日市ターミナル	32.6	(市)山之一色51号線⇒(市)中村御坂線⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名東員線⇒(市)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)305号⇒(市)獨立下野尻線	日本通運株式会社四日市ターミナル	39.5	(市)山之一色51号線⇒(市)中村御坂線⇒(市)桑名平津線⇒(市)上海老若福線⇒(高)東名阪自動車道⇒(市)桑名東員線⇒(市)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)305号⇒(市)獨立下野尻線	-	-	-

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (3) 木曽岬町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	木曽岬町役場	桑名郡木曽岬町大字西村海地251	桑名阪自動車道桑名IC	14.8	(国)258号⇒(県)木曾岬跡停車場線⇒(町)田代・小学校線⇒(町)川西幹線	桑名阪自動車道桑名IC	12.2	(国)421号⇒(国)23号⇒(県)木曾岬跡停車場線⇒(町)田代・小学校線⇒(町)川西幹線	桑名阪自動車道桑名IC	15.2	(国)258号⇒(県)桑名東IC⇒(国)23号⇒(県)木曾岬跡停車場線⇒(町)田代・小学校線⇒(町)川西幹線
2	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	木曽岬町役場	桑名郡木曽岬町大字西村海地251	北勢拠点	25.8	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名東IC⇒(国)23号⇒(県)木曾岬跡停車場線⇒(町)川西幹線	北勢拠点	20.7	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名東IC⇒(国)421号⇒(国)23号⇒(県)木曾岬跡停車場線⇒(町)川西幹線	北勢拠点	21.9	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)伊勢湾岸自動車道⇒湯岸桑名IC⇒(県)桑名ターミナル⇒(町)木曾岬跡停車場線⇒(町)田代・小学校線⇒(町)川西幹線
				日本通運株式会社四日市ターミナル	28.4	(市)山之一色51号線⇒(市)中村坂平津線⇒(市)坂坂平津津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名東IC⇒(国)23号⇒(県)木曾岬跡停車場線⇒(町)田代・小学校線⇒(町)川西幹線	日本通運株式会社四日市ターミナル	23.3	(市)山之一色51号線⇒(市)中村坂平津津線⇒(市)坂坂平津津線⇒(市)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名東IC⇒(国)421号⇒(国)23号⇒(県)木曾岬跡停車場線⇒(町)田代・小学校線⇒(町)川西幹線	日本通運株式会社四日市ターミナル	24.5	(市)山之一色51号線⇒(市)中村坂平津津線⇒(市)坂坂平津津線⇒(市)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒湯岸桑名IC⇒(県)桑名ターミナル⇒(市)坂坂平津津線⇒(市)23号⇒(県)木曾岬跡停車場線⇒(町)田代・小学校線⇒(町)川西幹線

### (4) 東員町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	東員町役場	員弁郡東員町大字山田1600	桑名阪自動車道桑名IC	7.3	(国)421号⇒(県)桑名東員線⇒(県)桑名東員線⇒(町)桑古泉北大社線	桑名阪自動車道桑名IC	12.1	(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(県)421号⇒(県)桑野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(市)桑古泉北大社線	—	—	—
2	救助活動拠点	東員町スポーツ公園	員弁郡東員町北大社323	桑名阪自動車道桑名IC	8.1	(国)421号⇒(県)桑野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(市)北大社576号線	—	—	—	—	—	—
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	東員町陸上競技場	員弁郡東員町大字北大社323	北勢拠点	15.0	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名東IC⇒(国)421号⇒(県)桑野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(市)北大社576号線	北勢拠点	23.8	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名東IC⇒(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(県)421号⇒(県)桑野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(市)北大社576号線	—	—	—
				日本通運株式会社四日市ターミナル	17.6	(市)山之一色51号線⇒(市)中村坂平津津線⇒(市)坂坂平津津線⇒(市)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名東IC⇒(国)421号⇒(県)桑野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(市)北大社576号線	日本通運株式会社四日市ターミナル	26.4	(市)山之一色51号線⇒(市)中村坂平津津線⇒(市)坂坂平津津線⇒(市)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名東IC⇒(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(県)421号⇒(県)桑野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(市)北大社576号線	—	—	—

### (5) 四日市市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県四日市庁舎	四日市市新正4-21-5	桑名阪自動車道四日市IC	10.7	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(市)新正停車場	桑名阪自動車道四日市東IC	10.2	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(県)桑名四日市線⇒(市)矢掛橋川1号線	—	—	—
2	市町災害対策本部	四日市市役所	四日市市諏訪町1-5	桑名阪自動車道四日市IC	8.7	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(市)四日市中央線⇒(市)金場新正線	桑名阪自動車道四日市東IC	9.0	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(市)四日市中央線⇒(市)金場新正線	—	—	—
3	救助活動拠点	北部墓地公園運動施設(ソフトボール場)	四日市市大矢知大沢1081-25	桑名阪自動車道四日市東IC	2.1	(県)上海老茂福線⇒(市)坂坂平津津線	—	—	—	—	—	—
4	災害拠点病院	県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	桑名阪自動車道四日市IC	13.6	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(県)宮妻峠線	桑名阪自動車道四日市東IC	13.3	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(県)宮妻峠線	—	—	—
5	災害拠点病院	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37	桑名阪自動車道四日市IC	10.3	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(市)西新地久保田線⇒(市)久保田9号線	桑名阪自動車道四日市東IC	10.0	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(市)西新地久保田9号線⇒(市)久保田9号線	—	—	—
6	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	北勢拠点	四日市市中村町2281-2	東名阪自動車道四日市東IC	0.3	(県)上海老茂福線	東名阪自動車道桑名IC	13.8	(国)421号⇒(国)258号⇒(国)1号⇒(市)北勢BP・川越⇒(県)上海老茂福線	伊勢湾岸自動車道みえ川越IC	8.6	(県)桑名四日市線⇒(国)1号⇒(北勢BP・川越)⇒(県)上海老茂福線

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	メインルート			代替ルート			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
7	民間物資拠点	日本通運株式会社 四日市ターミナル	四日市市垂坂町字山上谷1340-8	東名阪自動車道 四日市東IC	3.0	(県)上海老茂福線 ⇒(市)垂坂平津線 ⇒(市)中村垂坂線 ⇒(市)山之一色51号線	東名阪自動車道 幕名IC	13.3	(国)421号 ⇒(国)253号⇒(国) 1号⇒(国)1号(北勢 印旛川越)⇒(県) 上海老茂福線 ⇒(市)垂坂平津線 ⇒(市)中村垂坂線 ⇒(市)山之一色51 号線	伊勢清岸自動 車道 みえ川越IC	8.2	(県)桑名4日市線 ⇒(国)1号(北勢 印旛川越)⇒(県) 上海老茂福線 ⇒(市)垂坂平津線 ⇒(市)中村垂坂線 ⇒(市)山之一色51 号線
8	地域内輸送拠点 (市販物資拠点)	南部拠点防災倉庫	四日市市波木町 2080	北勢拠点	15.2	(県)上海老茂福線 ⇒(県)1号⇒(県) 宮豊映線⇒(市)世 川環状1号線	北勢拠点	18.8	(県)上海老茂福線 ⇒(県)桑名4日市 線⇒(国)23号⇒ (国)25号⇒(国)1 号⇒(県)宮豊映線 ⇒(市)世川環状1 号線	—	—	—
9	製油所	コスモ石油 四日市製油所	四日市市大鷲町1-1	東名阪自動車道 四日市IC	10.5	(国)477号⇒ (国)477号BP⇒ (国)365号⇒(国) 1号⇒(国)164号 ⇒(国)23号⇒(市) 午起3号線	東名阪自動車道 四日市東IC	10.3	(県)上海老茂福線 ⇒(国)1号⇒ (国)164号⇒(国)23 号⇒(市)午起3号 線	—	—	—
10	製油所	昭和四日市 石油 四日市製油所	四日市市塙浜町1	東名阪自動車道 四日市IC	15.0	(国)477号⇒ (国)477号BP⇒ (国)365号⇒(国) 1号⇒(国)25号⇒ (市)追分石原線	東名阪自動車道 四日市東IC	16.0	(県)上海老茂福線 ⇒(国)1号⇒ (国)25号⇒(市)追 分石原線	—	—	—
11	海上輸送拠点 (港湾)	四日市港 (霞ヶ浦南埠頭23号岸壁)	四日市市霞2丁目	東名阪自動車道 四日市東IC	7.6	(県)上海老茂福線 ⇒(県)桑名4日市 線⇒(県)臨港道路 ⇒(県)臨港道路⇒ (港)臨港道路、霞 6号支線	—	—	—	—	—	—
12	海上輸送拠点 (港湾)	四日市港 (第3埠頭 15号岸壁)	四日市市千歳町	東名阪自動車道 四日市IC	12.3	(国)477号⇒ 477号BP⇒ (国)365号⇒(国) 1号⇒(国)164号 ⇒(港)臨港道路、千 歳1号幹線、千歳 1号支線	—	—	—	—	—	—

(6) 茜野町

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	メインルート			代替ルート			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	菰野町役場	三重県菰野町大字潤田1250	東名阪自動車道四日市IC	5.6	(国)477号⇒(国)306号	東名阪自動車道四日市IC	9.5	(国)477号⇒(国)477号B⇒(国)477号(四日市湯の山道路)⇒(県)千草赤水線⇒(県)四日市笠置大安線⇒(国)477号⇒(国)306号	—		
2	救助活動拠点	朝明緑地(朝明運動公園)	三重郡菰野町千草6434	東名阪自動車道四日市IC	9.6	(国)477号⇒(国)306号⇒(町)草里野尾高線⇒(町)千種支所奥郷線⇒(町)奥郷公園線	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町村拠点)	菰野町体育センター	三重県菰野町大字福井871-3	北勢拠点	12.2	(県)上河原茂茂線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市IC⇒(高)四日市B⇒(町)菰野潤田線⇒(町)センター連絡線	北勢炎点	16.1	(県)上河原茂茂線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市IC⇒(国)477号⇒(国)477号(四日市湯の山道路)⇒(県)千草赤水線⇒(県)四日市笠置大安線⇒(国)477号⇒(町)菰野潤田線⇒(町)センター連絡線	—		
				日本酒運株式会社四日市ターミナル	14.8	(市)山之一色51号線⇒(市)中村坂井坂線⇒(市)中村坂井平津線⇒(市)中村坂井平津線⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市B⇒(国)477号⇒(町)菰野潤田線⇒(町)センター連絡線	日本酒運株式会社四日市ターミナル	18.7	(市)山之一色51号線⇒(市)中村坂井坂線⇒(市)中村坂井平津線⇒(県)上河原茂茂線⇒(県)福井線⇒(市)四日市IC⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市B⇒(国)477号⇒(国)477号(四日市湯の山道路)⇒(県)千草赤水線⇒(県)四日市笠置大安線⇒(国)477号⇒(町)菰野潤田線⇒(町)センター連絡線	—		

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (7) 朝日町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	朝日町役場	三重郡朝日町大字小向893	東名阪自動車道四日市東IC	6.9	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線⇒(町)3/20号線	東名阪自動車道四日市東IC	10.3	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線⇒(町)3/20号線	-		
2	救助活動拠点	朝日町町民スポーツ施設	三重郡朝日町林2822-1	東名阪自動車道四日市東IC	8.1	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	-		-			
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	朝日町教育文化施設	三重郡朝日町大字桔2278番地	北勢拠点	7.5	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	北勢拠点	11.3	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	-		
				日本通運株式会社四日市ターミナル	7.1	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	日本通運株式会社四日市ターミナル	10.9	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	-		

### (8) 川越町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	川越町役場	三重郡川越町大字豊田一色280	東名阪自動車道四日市東IC	7.8	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)	東名阪自動車道四日市東IC	8.9	(県)上海老茂福線⇒(国)1号	-		
2	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	あいあい木一ホール	三重郡川越町大字豊田一色314	北勢拠点	9.1	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒8号線	北勢拠点	7.6	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(国)1号⇒(町)豊一8号線	-		
				日本通運株式会社四日市ターミナル	8.7	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(町)豊一8号線	日本通運株式会社四日市ターミナル	7.2	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(国)1号⇒(町)豊一8号線	-		

### (9) 鈴鹿市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条5丁目117	東名阪自動車道・名阪国道鈴鹿IC	12.1	(県)神戸長沢線⇒(市)津賀三畑線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)新鹿駅跡状線⇒(市)西条227号線	東名阪自動車道鈴鹿IC	16.4	(国)1号⇒(県)龜山城跡線⇒(県)龜山白山線⇒(国)1号⇒(県)鶴鹿環状線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)鶴鹿環状線⇒(市)西条227号線	-		
2	市町災害対策本部	鈴鹿市役所	鈴鹿市神戸1-18-18	東名阪自動車道鈴鹿IC	13.9	(県)神戸長沢線⇒(市)津賀三畑線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)新鹿駅跡状線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)御園12号線⇒(市)御園149号線⇒(市)御園161号線⇒(市)御園159号線⇒(市)御園160号線	東名阪自動車道鈴鹿IC	18.2	(国)1号⇒(県)龜山城跡線⇒(県)龜山白山線⇒(国)1号⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)鶴鹿環状線⇒(市)安曇288号線⇒(市)安曇281号線	-		
3	救助活動拠点	三重交通Gスポーツの杜鈴鹿	鈴鹿市御園町1669	東名阪自動車道鈴鹿IC	17.2	(県)神戸長沢線⇒(市)津賀三畑線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)新鹿駅跡状線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)御園12号線⇒(市)御園149号線⇒(市)御園161号線⇒(市)御園159号線⇒(市)御園160号線	-		-			
4	災害拠点病院	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町宇山之花1275-53	東名阪自動車道鈴鹿IC	13.6	(県)神戸長沢線⇒(市)津賀三畑線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)新鹿駅跡状線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)安塚288号線⇒(市)安塚291号線	東名阪自動車道鈴鹿IC	17.3	(国)1号⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)新鹿駅跡状線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)安塚288号線⇒(市)安塚281号線	-		
5	地域物資輸送拠点(県物資拠点)	中勢拠点(消防学校屋内訓練場他)	鈴鹿市石薬師町452	東名阪自動車道鈴鹿IC	11.7	(県)神戸長沢線⇒(市)津賀三畑線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)新鹿駅跡状線⇒(市)庄野汲川原線⇒(市)石薬師126号線⇒(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線	東名阪自動車道鈴鹿IC	15.4	(国)1号⇒(市)鈴鹿城跡線⇒(市)石薬師120号線⇒(市)石薬師125号線⇒(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線	-		

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
6	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	AGF鈴鹿体育館(鈴鹿市立体育館)	鈴鹿市江島台一丁目1-1	中勢拠点	15.4	(市)石塚師123号線 ⇒(市)石塚師131号線⇒(市)石塚師134号線⇒(県)幹道宮妻狭線⇒(国)1号⇒(市)庄野沢川原線⇒(県)四日市筋廣瀬状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	中勢拠点	14.8	(市)石塚師123号線 ⇒(市)石塚師131号線⇒(市)石塚師134号線⇒(県)幹道宮妻狭線⇒(国)1号⇒(原)神戸長沢線⇒(市)庄野沢35号線⇒(県)三行庄野線⇒(市)加佐登慈ヶ浦線⇒(市)上野路⇒(市)庄野沢35号線⇒(市)江島台二丁目307号線	—	—	—
				日本トランシスティ株式会社山物流センター	22.2	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(市)庄野沢川原線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)市鈴鹿環状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	—	—	—	—	—	
				近物レック株式会社津支店	14.4	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里腰合山室町線⇒(市)高野尾町線⇒(国)1号⇒(市)中勢BP⇒(市)306号線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	近物レック株式会社津支店	41.4	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里腰合山室町線⇒(市)高野尾町線⇒(国)23号⇒(中勢BP)⇒(県)津閉線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)名阪国道⇒(市)庄野沢川原線⇒(県)四日市筋廣瀬状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	—	—	—
7	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	鈴鹿市立西部体育館	鈴鹿市長沢町1828-2	中勢拠点	11.9	(市)石塚師123号線⇒(市)石塚師131号線⇒(市)石塚師134号線⇒(県)幹道宮妻狭線⇒(国)1号⇒(県)津閉線⇒(高)庄野沢幸合併停車場線⇒(市)津浦三重沢線	—	—	—	—	—	—
				日本トランシスティ株式会社山物流センター	14.0	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(市)津浦三重沢線⇒(高)庄名阪自動車道⇒鈴鹿IC	—	—	—	—	—	—
				近物レック株式会社津支店	30.0	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里腰合山室町線⇒(市)高野尾町線⇒(国)23号⇒(中勢BP)⇒(県)津閉線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)名阪国道⇒鈴鹿IC	—	—	—	—	—	—

### (10) 亀山市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	亀山市役所	亀山市本丸町577	東名阪自動車道・名古屋高速・亀山IC	4.2	(国)1号⇒(県)亀山城跡線⇒(県)亀山停車場石水沢線	東名阪自動車道・名古屋高速・亀山IC	15.8	(黒)神戸長沢線⇒(県)津浦三重沢線⇒(県)近法寺加佐登停車場線⇒(国)1号⇒(県)亀山山城跡線⇒(県)亀山停車場石水沢線	—	—	—
2	救助活動拠点	亀山サンシャインパーク	亀山市布気町801-1	東名阪自動車道・亀山スマートIC	0.3	(県)亀山閑線	—	—	—	—	—	—
3	民間物資拠点	日本トランシスティ株式会社電山物流センター	亀山市白木町砂子248-5	東名阪自動車道・亀山スマートIC	1.3	(県)亀山閑線⇒(市)小野白木線	東名阪自動車道・名古屋高速・亀山IC	2.2	(国)1号⇒(市)小野白木線	—	—	—
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	亀山公園	若山町4-7	中勢拠点	15.0	(市)石塚師123号線⇒(市)石塚師131号線⇒(市)石塚師134号線⇒(県)幹道宮妻狭線⇒(国)1号⇒(県)白木西町線	中勢拠点	13.2	(市)石塚師123号線⇒(市)石塚師131号線⇒(市)石塚師134号線⇒(県)幹道宮妻狭線⇒(国)1号⇒(県)亀山山城跡線⇒(県)亀山停車場石水沢線	—	—	—
				日本トランシスティ株式会社電山物流センター	7.7	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(県)白木西町線	—	—	—	—	—	—
				近物レック株式会社津支店	24.2	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里腰合山室町線⇒(市)高野尾町線⇒(国)23号⇒(中勢BP)⇒(県)津閉線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)名阪国道⇒亀山IC⇒(国)1号⇒(県)白木西町線	—	—	—	—	—	—

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (11) 津市

番号	拠点区分	名称	所在地(住番)	メインルート		代替ルート1	代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県庁	津市広明町13	伊勢自動車道津IC	8.5	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線	伊勢自動車道芸濃IC	10.7	(県)津関線
2	県災害対策本部	三重県津庁舎	津市桜橋3-446-34	伊勢自動車道津IC	9.7	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)上庄高系久居線	伊勢自動車道芸濃IC	12.3	(県)津関線⇒(国)23号⇒(県)上庄高系久居線
3	市町災害対策本部	津市役所	津市西丸之内23-1	伊勢自動車道津IC	3.5	(県)津芸濃大山田線⇒(市)御山莊堺田線	伊勢自動車道津IC	10.4	(県)津芸濃大山田線⇒(市)御山莊堺田線
4	救助活動拠点	中勢グリーンパーク	津市あの方台五丁目757-1	伊勢自動車道津IC	8.4	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)サイエンスティック中央線	-	-	-
5	災害拠点病院	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174	伊勢自動車道津IC	9.5	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)草生津線⇒(国)23号	伊勢自動車道芸濃IC	11.7	(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)草生津線⇒(国)23号
6	災害拠点病院	国立病院機構三重中央医療センター	津市久居明神町2156-5	伊勢自動車道久居IC	0.8	(国)165号⇒(市)中町明神線	-	-	-
7	SCU	三重大学グラウンド	津市江戸橋2丁目174	伊勢自動車道津IC	9.8	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)草生津線⇒(国)23号	伊勢自動車道芸濃IC	12.0	(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)草生津線⇒(国)23号
8	SCU	三重県立看護大学(グラウンド及び体育馆)	津市夢が丘1-1-1	伊勢自動車道津IC	4.0	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)多気大古曾第13号線	伊勢自動車道芸濃IC	7.4	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号
9	民間物資拠点	近物レックス株式会社津支店	津市あの方台1丁目1番3号	伊勢自動車道津IC	8.5	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)サイエンスティック中央線⇒(県)三宅一身田停車場線	伊勢自動車道芸濃IC	10.6	(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)サイエンスティック中央線⇒(県)三宅一身田停車場線
10	民間物資拠点	西濃運輸株式会社久居支店	津市久居中町774-2	伊勢自動車道久居IC	0.3	(国)165号	伊勢自動車道津IC	12.1	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)165号
11	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	津市防災物流施設	津市霞出伊倉津町792-1	中勢拠点	44.7	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(市)鉢塚宮妻狭線⇒(市)1号⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(県)津芸濃大山田線⇒(県)23号(中勢BP)⇒(国)165号⇒(県)津芸濃大山田線	中勢拠点	46.3	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(市)鉢塚宮妻狭線⇒(市)1号⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒久居IC⇒(国)165号⇒(県)津芸濃大山田線
				日本トランシスティ株式会社亀山物流センター	31.7	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(県)23号(中勢BP)⇒(国)165号⇒(県)津芸濃大山田線	日本トランシスティ株式会社亀山物流センター	33.1	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒久居IC⇒(国)165号⇒(県)津芸濃大山田線
				近物レックス株式会社津支店	19.3	(市)あの方第2号線⇒(市)大里賀合山堂町線⇒(市)葉ヶ谷小路津屋根原町線⇒(県)23号(中勢BP)⇒(国)165号⇒(県)津芸濃大山田線	近物レックス株式会社津支店	23.0	(市)あの方第2号線⇒(市)大里賀合山堂町線⇒(市)葉ヶ谷小路津屋根原町線⇒(県)23号(中勢BP)⇒(県)津芸濃大山田線⇒(高)伊勢自動車道⇒久居IC⇒(国)165号⇒(県)津芸濃大山田線
12	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	安濃中央総合公園	津市安濃町田端上野816	中勢拠点	39.9	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(市)鉢塚宮妻狭線⇒(市)1号⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(市)グリーンロード線⇒(市)野口田端線	中勢拠点	29.0	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(市)鉢塚宮妻狭線⇒(市)1号⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(市)グリーンロード線⇒(市)野口田端線
				日本トランシスティ株式会社津支店	16.0	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(市)グリーンロード線⇒(市)野口田端線	-	-	-
				近物レックス株式会社津支店	15.2	(市)あの方第2号線⇒(市)大里賀合山堂町線⇒(市)葉ヶ谷小路津屋根原町線⇒(県)23号(中勢BP)⇒(県)津芸濃大山田線⇒(県)津芸濃大山田線⇒(市)グリーンロード線⇒(市)野口田端線	-	-	-

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (12) 松阪市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1		代替ルート2	
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点
1	県災害対策本部	三重県松阪府舍	松阪市高町138	伊勢自動車道松阪IC	8.0	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪公園接町線⇒(県)松阪久居線⇒(国)42号⇒(市)宮町高町線	伊勢自動車道一志崎野IC	14.3	(県)一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)松阪一志崎線⇒(県)松阪久居線⇒(県)志崎津線⇒(國)23号(中勢BP)⇒(國)42号⇒(市)宮町高町線	-
2	市町災害対策本部	松阪市役所	松阪市殿町1340-1	伊勢自動車道松阪IC	5.7	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)伊勢環状線⇒(市)松阪公園接町線	伊勢自動車道一志崎野IC	13.6	(県)一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)松阪一志崎線⇒(県)松阪久居線⇒(県)志崎津線⇒(國)3号(中勢BP)⇒(國)42号⇒(県)松阪公園接町線⇒(市)松阪公園接町線	-
3	救助活動拠点	松阪農業公園ベルファーム	松阪市伊勢寺町551-3	伊勢自動車道松阪IC	0.6	(県)松阪第2環状線⇒(市)伊勢寺小野線	-	-	-	-
4	災害拠点病院	松阪市民病院	松阪市殿町1550	伊勢自動車道松阪IC	5.5	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪公園接町線⇒(市)松阪公園接町線	伊勢自動車道一志崎野IC	13.9	(県)一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)松阪一志崎線⇒(県)松阪久居線⇒(県)志崎津線⇒(國)23号(中勢BP)⇒(國)42号⇒(県)松阪公園接町線⇒(市)松阪公園接町線	-
5	災害拠点病院	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6	伊勢自動車道松阪IC	6.9	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪公園接町線⇒(市)松阪久居線⇒(國)42号	伊勢自動車道一志崎野IC	13.1	(県)一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)松阪一志崎線⇒(県)松阪久居線⇒(県)志崎津線⇒(國)23号(中勢BP)⇒(國)42号⇒(市)松阪公園接町線	-
6	災害拠点病院	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小望102	伊勢自動車道松阪IC	3.6	(県)松阪第2環状線⇒(市)立梅森通線	伊勢自動車道一志崎野IC	16.1	(県)一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)松阪一志崎線⇒(県)松阪久居線⇒(県)志崎津線⇒(國)23号(中勢BP)⇒(國)42号⇒(県)松阪公園接町線⇒(市)松阪公園接町線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)立梅森通線⇒(市)立梅森通線⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)立梅森通線	-
7	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	松阪市クラギ文化ホール	松阪市川井町690	伊賀拠点	71.9	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(市)松阪第2環状線⇒(市)市民会館前通り線	伊賀拠点	76.4	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)立梅森通線⇒(市)立梅森通線⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)市民会館前通り線	-
8	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	越野ふるさと会館	松阪市越野町瀬前町423番地68	伊賀拠点	65.5	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)立梅森通線⇒(市)立梅森通線⇒(市)松阪第2環状線⇒(県)松阪久居線	伊賀拠点	78.5	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢野線⇒(県)天花寺一志崎野線⇒(県)立梅森通線⇒(市)立梅森通線⇒(市)松阪第2環状線⇒(県)松阪環状線⇒(県)松阪久居線	-
9	海上輸送拠点(港湾)	津松阪港(大口地区)	松阪市大口町1398	伊勢自動車道松阪IC	11.1	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪公園接町線⇒(市)松阪公園接町線⇒(県)松阪久居線⇒(國)42号⇒(市)松阪公園接町線	-	-	-	-

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (13) 多気町

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	多気町役場	多気郡多気町相可1600	伊勢自動車道・紀勢自動車道・勢和多気IC	6.6	(国)42号⇒(市)西五佐奈線⇒(市)相可国道路⇒(町)国道	伊勢自動車道・松阪IC	18.1	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪大田原線⇒(市)松原久居線⇒(市)松原久居線⇒(市)42号⇒(市)西五佐奈線⇒(市)相可国道路⇒(町)国道	—	—	—
2	救助活動拠点	勢和台スポーツセンター	多気郡多気町古江1041-2	伊勢自動車道・紀勢自動車道・勢和多気IC	3.2	(国)42号⇒(国)368号⇒(町)古江・丹生藤	—	—	—	—	—	—
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	多気中学校第1体育館	多気郡多気町相可1540	伊賀拠点	88.5	(県)依加具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(県)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)相可国道路	伊賀拠点	86.7	(県)依加具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)松阪環状線⇒(市)松阪公園線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)松阪環状線⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)相可国道路	—	—	—
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	77.4	(県)伊賀大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)相可国道路	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	77.6	(県)伊賀大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)松阪環状線⇒(市)松阪公園線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)松阪環状線⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)相可国道路	—	—	—

### (14) 明和町

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	明和町役場	多気郡明和町大字馬之庄945	伊勢自動車道・玉坂IC	9.7	(県)尾会玉坂線⇒(県)田丸停車場・新明線⇒(市)明和中央線⇒(市)大淀役場坂本線	伊勢自動車道・松阪IC	20.6	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園線⇒(市)松阪久居線⇒(市)42号⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)相可国道路	—	—	—
2	救助活動拠点	古里公園	多気郡明和町竹川字古里495他	伊勢自動車道・玉坂IC	11.4	(県)尾会玉坂線⇒(県)田丸停車場・新明線⇒(市)明和中央線⇒(市)大淀役場坂本線⇒(市)坂本新宮線⇒(市)竹川14号線	—	—	—	—	—	—
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	いつきのみや地域交流センター	多気郡明和町新宮2811	伊賀拠点	102.0	(県)依加具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)松阪環状線⇒(市)松阪公園線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)松阪環状線⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)相可国道路	伊賀拠点	89.1	(県)依加具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)相可国道路	—	—	—
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	90.8	(県)伊賀大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)相可国道路	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	76.7	(県)伊賀大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号⇒(市)多気八太線⇒(市)坂本新宮線	—	—	—

### (15) 大台町

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	大台町役場	多気郡大台町佐原750	紀勢自動車道・大宮大台IC	1.0	(国)42号	伊勢自動車道・紀勢自動車道・勢和多気IC	14.9	(国)42号	—	—	—
2	救助活動拠点	原有地(旧宮川高校グラウンド)	多気郡大台町上三路877-5	紀勢自動車道・大宮大台IC	2.0	(国)42号	—	—	—	—	—	—
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	大台町役場	多気郡大台町佐原750等地	伊賀拠点	96.1	(県)依加具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)松阪環状線⇒(市)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号	伊賀拠点	97.1	(県)依加具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)松阪環状線⇒(市)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号	—	—	—
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	85.0	(県)伊賀大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	86.0	(県)伊賀大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(市)名阪国道⇒(市)伊勢自動車道・勢和多気IC⇒(市)42号	—	—	—

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (16) 伊勢市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2			
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	
1	県災害対策本部	三重県伊勢庁舎	伊勢市勢田町628-2	伊勢自動車道 伊勢西IC	1.1	(県)伊勢縦部線⇒ (市)勢田5号線	伊勢自動車道 玉城IC	16.6	(県)庵会王城線⇒ (県)玉城南勢線⇒ (市)伊勢南勢線⇒ (市)伊勢羽見島線⇒ (市)鳥羽松阪線⇒ (県)伊勢縦部線⇒ (市)勢田5号線	—	—	—	
2	市町災害対策本部	伊勢市役所	伊勢市岩瀬1-7-29	伊勢自動車道 伊勢西IC	2.2	(県)伊勢縦部線⇒ (県)伊勢南勢線	伊勢自動車道 玉城IC	15.7	(県)庵会王城線⇒ (県)玉城南勢線⇒ (市)伊勢南勢線⇒ (市)鳥羽松阪線⇒ (県)玉城南勢線	—	—	—	
3	救助活動拠点	三重県営サンアリーナ	伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4	鳥羽松阪線(伊勢二見島羽ライン) 朝熊東IC	0.5	(市)朝熊21号線⇒ (市)朝熊22号線⇒ (市)朝熊23号線	—	—	—	—	—	—	
4	災害拠点病院	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2	伊勢自動車道 伊勢IC	6.8	(国)23号⇒(県)宇治山田港伊勢市停泊場線⇒(市)上ノ社船江線⇒(市)日赤東駅線	伊勢自動車道 伊勢西IC	11.2	(県)伊勢縦部線⇒ (県)伊勢南勢線⇒ (市)伊勢自動車道⇒ (市)伊勢南勢線⇒ (市)伊勢羽見島線⇒ (市)伊勢市停泊場線⇒ (市)上ノ社船江線⇒ (市)日赤東駅線	伊勢自動車道 伊勢西IC	4.2	(県)伊勢縦部線⇒ (県)伊勢南勢線⇒ (市)同上線⇒ (県)宇治山田港伊勢南勢線⇒ (市)上ノ社船江線⇒ (市)日赤東駅線	
5	SCU	三重県広域防災拠点 (伊勢志摩拠点)ヘリポート及びサンアリーナ	伊勢市朝熊町4383-4	鳥羽松阪線(伊勢二見島羽ライン) 朝熊東IC	0.8	(市)朝熊21号線⇒ (市)朝熊22号線⇒ (市)朝熊23号線	—	—	—	—	—	—	
6	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	伊勢志摩拠点 (県営サンアリーナ)	伊勢市朝熊町字東谷3477-15	鳥羽松阪線(伊勢二見島羽ライン) 朝熊東IC	0.8	(市)朝熊21号線⇒ (市)朝熊22号線⇒ (市)朝熊23号線	—	—	—	—	—	—	
7	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	小俣総合体育馆	伊勢市小俣町新村401-1	伊勢志摩美点	17.8	(市)朝熊23号線⇒ (市)朝熊22号線⇒ (市)朝熊21号線⇒ 朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢IC⇒ (国)28号⇒(市)橋本27号線⇒(県)伊勢南島線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(市)玉城22号線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線	伊勢志摩美点	25.1	(市)朝熊23号線⇒ (市)朝熊22号線⇒ (市)朝熊21号線⇒ 朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)庵会王城線⇒(市)伊勢南島線⇒(市)朝熊22号線⇒ (市)朝熊23号線⇒(市)朝熊24号線	—	—	—	—
				近物レッカス株式会社津支店	62.4	(市)あつ第2号線⇒ (市)大里巣合乗山室町線⇒(市)裏小川高野原町線⇒ (国)23号(中勢BP)⇒(県)津高大山田線⇒(市)高野原大山田線⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(県)庵会王城線⇒(市)伊勢南島線⇒(市)伊勢羽見島線⇒(市)玉城22号線⇒(市)小俣24号線	近物レッカス株式会社津支店	75.2	(市)あつ第2号線⇒ (市)大里巣合乗山室町線⇒(市)裏小川高野原町線⇒ (国)23号(中勢BP)⇒(県)津高大山田線⇒(市)高野原大山田線⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(県)庵会王城線⇒(市)伊勢南島線⇒(市)伊勢羽見島線⇒(市)玉城22号線⇒(市)小俣24号線	—	—	—	—
				西濃運輸株式会社久居支店	48.2	(国)165号⇒久居10⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)庵会玉城線⇒(県)丸守東意源道高架線⇒(県)玉川小俣線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線	西濃運輸株式会社久居支店	61.1	(国)165号⇒久居10⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)祐部27号線⇒(県)伊勢南島線⇒(市)伊勢羽見島線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線	—	—	—	—

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (17) 鳥羽市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	鳥羽市役所	鳥羽市鳥羽3-1-1	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	8.0	(国)167号⇒(国)42号⇒(市)岩崎橋ノ山橋⇒(市)岩崎駅前線	鳥羽松阪線 (伊勢二見鳥羽ライン) 鳥羽IC	4.3	(国)42号⇒(市)岩崎橋ノ山橋⇒(市)岩崎駅前線	—	—	—
2	救助活動拠点	松尾工業団地	鳥羽市松尾町304-75他	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	1.9	(国)167号⇒(市)岩谷橋⇒(市)畑田口橋	—	—	—	—	—	—
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	スギハラプロデック	鳥羽市松尾町304-56	伊勢志摩観光点	14.1	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒朝霧東口⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)伊勢道路⇒(市)鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(市)駐戸線	—	—	—	—	—	—
				近物レックス株式会社津支店	78.8	(市)あつ第2号線⇒(市)大里尾合宿小川宮野屋町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津吉蒸大山線⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒(市)鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(市)駐戸線	—	—	—	—	—	—
				西濃運輸株式会社久居支店	65.1	(国)165号線⇒久居10号線⇒伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒(市)鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(市)駐戸線	—	—	—	—	—	—
4	海上輸送拠点(港湾)	鳥羽港	鳥羽市鳥羽3-1484-111	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	7.0	(国)167号⇒(国)42号	—	—	—	—	—	—
5	地域防災計画に位置づけられた漁港	舟越漁港(漁)	鳥羽市若狭町	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### (18) 志摩市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県志摩庁舎	志摩市阿児町鶴方3098-9	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	15.9	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢岬部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(市)神明通線	伊勢自動車道 伊勢西IC	23.8	(県)伊勢速印線⇒(国)167号⇒(国)250号⇒(市)神明通線	—	—	—
2	市町災害対策本部	志摩市役所	志摩市阿児町鶴方3098-22	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	15.9	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢岬部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(市)神明通線	伊勢自動車道 伊勢西IC	23.8	(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)250号⇒(市)神明通線	—	—	—
3	救助活動拠点	道の駅「伊勢志摩」(伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-P.L.A.C.E・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区(空地))	志摩市磯部町穴川511-5	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	11.1	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢岬部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	—	—	—	—	—	—
4	災害拠点病院	県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	15.1	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢岬部線⇒(国)167号⇒(市)志摩病院線	伊勢自動車道 伊勢西IC	22.9	(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)志摩病院線	—	—	—

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
5	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	志摩市観光農園	志摩市磯部町六川 511-5	伊勢志摩農場	23.5	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(高)42号⇒(高)須崎・伊勢第三道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(高)167号⇒(高)伊勢大王線⇒(高)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	伊勢志摩拠点	24.6	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(高)鳥羽松原線⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)伊勢須崎線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	-	-	-
				近物レッカス株式会社津支店	87.7	(市)あのか第2号線⇒(市)大里聯合山室町線⇒(市)栗東小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(高)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)鳥羽松原線⇒(高)伊勢第三道路⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(高)伊勢大王線⇒(高)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	近物レッカス株式会社津支店	82.5	(市)あのか第2号線⇒(市)大里聯合山室町線⇒(市)栗東小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(高)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)伊勢須崎線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	-	-	-
				西濃運輸株式会社久居支店	74.2	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)鳥羽松原線⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(高)伊勢須崎線⇒(高)伊勢大王線⇒(高)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	西濃運輸株式会社久居支店	68.6	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)伊勢須崎線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	-	-	-
6	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	志摩市と もやま公園多目的屋内運動場	志摩市大王町船越 3261-4	伊勢志摩農場	40.6	(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒(市)朝熊20号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(高)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(高)伊勢須崎線⇒(高)伊勢大王線⇒(高)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(市)登茂山公園線	伊勢志摩拠点	41.8	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(高)鳥羽松原線⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(市)登茂山公園線	-	-	-
				近物レッカス株式会社津支店	105.0	(市)あのか第2号線⇒(市)大里聯合山室町線⇒(市)栗東小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(高)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢第三道路⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(高)伊勢大王線⇒(高)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(市)登茂山公園線	近物レッカス株式会社津支店	100.6	(市)あのか第2号線⇒(市)大里聯合山室町線⇒(市)栗東小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(高)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢須崎線⇒(国)23号⇒(市)伊勢須崎線⇒(国)167号⇒(市)登茂山公園線	-	-	-
				西濃運輸株式会社久居支店	90.2	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)鳥羽松原線⇒(高)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(高)伊勢須崎線⇒(高)伊勢大王線⇒(高)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(市)登茂山公園線	西濃運輸株式会社久居支店	85.7	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)鳥羽松原線⇒(高)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(高)伊勢須崎線⇒(高)伊勢大王線⇒(高)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(市)登茂山公園線	-	-	-
7	海上輸送拠点(港湾)	浜島港	志摩市浜島町浜島	第二伊勢道路鳥羽南・白木IC	27.4	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(県)浜前線⇒(県)260号⇒(県)理立地臨港道路	-	-	-	-	-	-
8	地域防災計画に位置づけられた漁港	波切漁港(漁)	志摩市大王町波切	第二伊勢道路鳥羽南・白木IC	25.5	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢農業部線⇒(国)167号⇒(県)260号⇒(市)波切漁港本線⇒(港)波切漁港臨港道路	-	-	-	-	-	-

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (19) 玉城町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	玉城町役場	度会郡玉城町田丸114-2	伊勢自動車道玉城IC	3.8	(奥)度会玉城線⇒(奥)田丸停車場新明線⇒(町)田丸土羽線	—		—	—		
2	救助活動拠点	お城広場	度会郡玉城町田丸114-1	伊勢自動車道玉城IC	3.8	(奥)度会玉城線⇒(奥)田丸停車場新明線⇒(町)田丸土羽線	—		—	—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	玉城町屋内体育馆	度会郡玉城町田丸114-2	伊勢志摩拠点	19.7	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒朝霧東IC⇒(奥)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(奥)度会玉城線⇒(奥)田丸停車場新明線⇒(町)田丸土羽線	伊勢志摩拠点	22.5	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒朝霧東IC⇒(奥)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(奥)度会玉城線⇒(奥)田丸停車場新明線⇒(町)田丸土羽線	—		
				近物レック株式会社津支店	54.7	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里賀合山室町線⇒(市)栗原小川高野尾足町線⇒(奥)23号(中勢BP)⇒(奥)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(奥)度会玉城線⇒(奥)田丸停車場新明線⇒(町)田丸土羽線	近物レック株式会社津支店	80.4	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里賀合山室町線⇒(市)栗原小川高野尾足町線⇒(奥)23号(中勢BP)⇒(奥)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(奥)23号⇒(市)猪崎27号線⇒(奥)伊勢南島線⇒(奥)鳥羽松阪線⇒(奥)田丸停車場新明線⇒(町)田丸土羽線	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	40.4	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(奥)度会玉城線⇒(奥)田丸停車場新明線⇒(町)田丸土羽線	西濃運輸株式会社久居支店	66.2	(市)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(奥)23号⇒(市)猪崎27号線⇒(奥)伊勢南島線⇒(奥)鳥羽松阪線⇒(奥)田丸停車場新明線⇒(町)田丸土羽線	—		

### (20) 南伊勢町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	南伊勢町役場南勢町	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057	伊勢自動車道玉城IC	19.6	(奥)度会玉城線⇒(奥)玉城南勢線⇒(国)260号⇒(町)前田要津線	伊勢自動車道伊勢IC	27.8	(国)23号⇒(奥)伊勢橋線⇒(奥)玉城南勢線⇒(国)260号⇒(町)前田要津線	—		
2	市町災害対策本部	南伊勢町役場南島町	度会郡南伊勢町神前浦15	紀勢自動車道紀勢大内山IC	17.4	(奥)紀勢インター⇒(奥)260号⇒(町)神前小方線	伊勢自動車道玉城IC	35.8	(奥)度会玉城線⇒(奥)玉城南勢線⇒(国)260号⇒(町)神前小方線	伊勢自動車道玉城IC	48.6	(奥)度会玉城線⇒(奥)玉城南勢線⇒(国)260号⇒(町)神前小方線
3	救助活動拠点	南伊勢町総合グラウンド	度会郡南伊勢町伊勢路333	伊勢自動車道玉城IC	13.5	(奥)度会玉城線⇒(奥)玉城南勢線⇒(奥)伊勢路伊勢線	—		—	—		
				伊勢志摩拠点	40.2	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒朝霧東IC⇒(奥)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(奥)度会玉城線⇒(奥)玉城南勢線⇒(奥)260号	伊勢志摩拠点	39.5	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒朝霧東IC⇒(奥)伊勢IC⇒(奥)23号(中勢BP)⇒(奥)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(奥)23号⇒(奥)伊勢橋線⇒(奥)260号	—		
				近物レック株式会社津支店	71.0	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里賀合山室町線⇒(市)栗原小川高野尾足町線⇒(奥)23号(中勢BP)⇒(奥)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(奥)度会玉城線⇒(奥)玉城南勢線⇒(奥)260号	近物レック株式会社津支店	101.0	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里賀合山室町線⇒(市)栗原小川高野尾足町線⇒(奥)23号(中勢BP)⇒(奥)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(奥)23号⇒(奥)南勢橋線⇒(奥)260号	—		
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	さいたエコセンター	度会郡南伊勢町神田575-4	西濃運輸株式会社久居支店	56.8	(市)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(奥)度会玉城線⇒(奥)玉城南勢線⇒(奥)260号	西濃運輸株式会社久居支店	84.2	(市)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(奥)23号⇒(奥)伊勢橋線⇒(奥)167号⇒(奥)南勢橋線⇒(奥)260号	—		
				—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	海上輸送拠点(港湾)	吉津港	度会郡南伊勢町神前浦	紀勢自動車道紀勢大内山IC	17.9	(奥)紀勢インター⇒(奥)260号⇒(奥)吉津港臨港道路	—		—	—	—	—

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (21) 大紀町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	大紀町役場	度会郡大紀町滝原1610-1	紀勢自動車道 大宮大台IC	3.9	(国)42号⇒(津)流原停車場滝原線	伊勢自動車道・紀勢自動車道と多摩川IC	19.9	(国)42号⇒(県)滝原停車場滝原線	—	,	
2	救助活動拠点	滝原公園	度会郡大紀町滝原870-19	紀勢自動車道 大宮大台IC	2.4	(国)42号	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	大紀町コンベンションホール	度会郡大紀町崎2200-1	伊勢志摩駅	53.3	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒新興業15m⇒(県)鳥羽新興業(高)伊勢自動車道⇒紀勢自動車道⇒紀勢内山10m⇒(県)紀勢インター線⇒(国)42号	伊勢志摩駅	53.3	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒新興業15m⇒(県)鳥羽新興業(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒大宮大台IC⇒(国)42号	—		
				近物レックス株式会社津支店	68.0	(市)あつ第2号線⇒(市)大里勝合山室町線⇒(市)栗原小川馬鹿尾町線⇒三川(国)28号線⇒伊勢BP⇒(県)津芸東大山田川⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(県)紀勢インター線⇒(国)42号	近物レックス株式会社津支店	68.0	(市)あつ第2号線⇒(市)大里勝合山室町線⇒(市)栗原小川馬鹿尾町線⇒三川(国)28号線⇒伊勢BP⇒(県)津芸東大山田川⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(県)大宮大台IC⇒(国)42号	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	53.8	(国)165号線⇒久居10m⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒紀勢内山IC⇒(県)紀勢インター線⇒(国)42号	西濃運輸株式会社久居支店	53.8	(国)165号線⇒久居10m⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒大宮大台IC⇒(国)42号	—		

### (22) 度会町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	度会町役場	度会郡度会町福橋1215-1	伊勢自動車道 玉城IC	4.3	(県)度会玉城線⇒(市)芦谷前線	伊勢自動車道 玉城IC	6.2	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(県)伊勢大宮線⇒(県)度会玉城線	—		
2	救助活動拠点	宮リバ一度会パーク	度会郡度会町福橋2	伊勢自動車道 玉城IC	6.0	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(市)大野木橋前線	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	度会町防災倉庫	度会郡度会町福橋1215-1	伊勢志摩駅	22.2	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒新興業15m⇒(県)鳥羽新興業(高)伊勢自動車道⇒(高)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(県)伊勢大宮線⇒(県)度会玉城線	伊勢志摩駅	21.2	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒新興業15m⇒(県)鳥羽新興業(高)伊勢自動車道⇒(高)度会玉城線	—		
				近物レックス株式会社津支店	57.1	(市)あつ第2号線⇒(市)大里勝合山室町線⇒(市)栗原小川馬鹿尾町線⇒三川(国)28号線⇒伊勢BP⇒(県)度会玉城線⇒(県)度会玉城線⇒(県)度会玉城線⇒(県)度会玉城線⇒(県)度会玉城線	近物レックス株式会社津支店	66.1	(市)あつ第2号線⇒(市)大里勝合山室町線⇒(市)栗原小川馬鹿尾町線⇒三川(国)28号線⇒伊勢BP⇒(県)津芸東大山田川⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	42.8	(国)165号線⇒久居10m⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)度会玉城線⇒(県)度会玉城線⇒(県)度会玉城線	西濃運輸株式会社久居支店	41.8	(国)165号線⇒久居10m⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線	—		

### (23) 伊賀市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802	名阪国道 発生IC	1.3	(県)上野大山田線⇒(市)茅町駅四十九新施設	—			—		
2	市町災害対策本部	伊賀市役所	伊賀市上野丸之内116	名阪国道 中瀬IC	2.7	(国)163号⇒(国)25号⇒(市)丸ノ内伊賀上野駅線	名阪国道 上野IC	3.0	(国)368号⇒(国)25号⇒(市)丸ノ内伊賀上野駅線	—		

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
3	救助活動拠点	いがまちスポーツセンター	伊賀市妻田346-1	名阪国道下柘植IC	1.8	(県)伊賀大山田線⇒(市)伊賀スポーツセンター線	—			—		
4	災害拠点病院	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831	名阪国道上野東IC	0.8	(県)422号⇒(市)市民病院線	名阪国道中瀬IC	4.8	(国)163号⇒(国)25号⇒(県)上野大山田線⇒(市)発着地(国)422号⇒(市)市民病院線	—		
5	広域物資輸送拠点(景物資拠点)	伊賀拠点	伊賀市荒木1856	名阪国道友生IC	3.4	(県)上野大山田線⇒(県)依那具荒木線	名阪国道中瀬IC	2.0	(国)163号⇒(県)依那具荒木線	—		
6	民間物資拠点	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	伊賀市川東2174-2	名阪国道下柘植IC	2.6	(県)伊賀大山田線	—			—		
7	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	しらさぎ運動公園	伊賀市下友生3006-1	伊賀拠点	0.6	(県)依那具荒木線	—			—		
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	15.6	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(県)名阪国道⇒友生IC⇒(県)依那具荒木線	—			—		

### (24) 名張市

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	名張市役所	名張市溝之台1番町1	名阪国道上野IC	15.6	(国)368号⇒(国)165号⇒(市)平尾中央公園線	名阪国道上野東IC	20.5	(国)422号⇒(国)165号⇒(市)平尾中央公園線	—		
2	救助活動拠点	名張中央公園	名張市夏見2812	名阪国道上野IC	15.5	(国)368号⇒(国)165号⇒(市)鴻之巣中央公園線	—			—		
3	災害拠点病院	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178	名阪国道上野IC	17.0	(国)368号⇒(国)165号⇒(市)青蓮寺名張線⇒(市)池之谷中央線	名阪国道上野東IC	23.3	(国)422号⇒(国)165号⇒(市)青蓮寺名張線⇒(市)池之谷中央線	—		
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	名張市総合体育館	名張市夏見2812	伊賀拠点	21.3	(県)依那具荒木線⇒(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(県)名阪国道⇒上野IC⇒(国)368号⇒(市)鴻之巣中央公園線	伊賀拠点	25.5	(県)依那具荒木線⇒(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(県)名阪国道⇒上野IC⇒(国)422号⇒(国)165号⇒(市)鴻之巣中央公園線	—		
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	30.5	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(県)名阪国道⇒上野IC⇒(国)368号⇒(市)鴻之巣中央公園線	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	34.9	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(県)名阪国道⇒上野東IC⇒(国)422号⇒(国)165号⇒(市)鴻之巣中央公園線	—		

### (25) 尾鷲市

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町1-1	紀勢自動車道尾鷲北IC	0.4	(国)425号⇒(国)42号	紀勢自動車道海山IC	7.6	(国)42号	—		
2	市町災害対策本部	尾鷲市役所	尾鷲市中央町10-43	紀勢自動車道尾鷲北IC	1.2	(国)425号⇒(県)中井浦九鬼線⇒(市)坂場鎌谷町線	紀勢自動車道海山IC	8.6	(国)42号⇒(県)中井浦九鬼線⇒(市)坂場鎌谷町線	—		
3	救助活動拠点	東紀州くろしお学園おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘28-61	紀勢自動車道尾鷲北IC	3.1	(国)425号⇒(国)42号⇒(市)尾鷲港新田線⇒(市)古戸野日尻線	—			—		
4	災害拠点病院	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25	紀勢自動車道尾鷲北IC	1.2	(国)425号⇒(国)42号	紀勢自動車道海山IC	8.6	(国)42号	—		

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
5	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	東紀州(紀北)拠点	尾鷲市光ヶ丘28-61	紀勢自動車道 尾鷲北IC	3.1	(国)425号⇒(市)尾鷲港新田線⇒(市)古戸野日尻線	紀勢自動車道 寺山IC	10.5	(国)42号⇒(市)古戸野日尻線⇒(市)尾鷲港新田線	-	-	-
6	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	三紀産業株式会社	尾鷲市矢浜岡崎町261-1	更紀州(紀北)拠点	3.1	(市)古戸野日尻線⇒(市)尾鷲港新田線⇒(国)42号	-	-	-	-	-	-
				伊勢志摩茨系	84.9	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(高)島羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(市)朝熊東IC⇒(市)尾鷲北IC⇒(国)423号⇒(国)42号	-	-	-	-	-	-
				近物レックス株式会社津支店	99.6	(市)あの大里2号線⇒(市)大里勝合山室町線⇒(市)美濃小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(高)津芸能大山田線⇒津10⇒(高)伊勢自動車道⇒(市)朝熊東IC⇒(市)尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号	-	-	-	-	-	-
				西濃運輸株式会社久居支店	85.3	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号	-	-	-	-	-	-
7	海上輸送拠点(港湾)	尾鷲港	尾鷲市朝日町1	紀勢自動車道 尾鷲北IC	2.1	(国)425号⇒(県)中井浦九鬼線⇒(市)安堵御町新田線⇒(市)尾鷲港尾鷲停車場線⇒(県)中井浦九鬼線⇒(港)臨港道路4号	-	-	-	-	-	-
8	地域防災計画に位置づけられた漁港	三木浦漁港(漁)	尾鷲市三木浦町	森野尾鷲通路三木里IC	6.2	(県)三木里インター線⇒(国)311号⇒(市)三木浦盛松線	-	-	-	-	-	-

### (26) 紀北町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	紀北町役場	北牟婁郡紀北町東長島763-1	紀勢自動車道 井伊長島IC	1.1	(国)422号⇒(町)井の島山6号線	紀勢自動車道 紀勢大内山IC	16.2	(県)糸勢インター線⇒(国)42号⇒(市)井の島山6号線	-	-	-
2	救助活動拠点	赤羽公園	北牟婁郡紀北町船津2569	紀勢自動車道 井伊長島IC	6.2	(国)422号⇒(国)42号⇒(市)島道西坂線⇒(市)島地1号線⇒(国)422号	-	-	-	-	-	-
				東紀州(紀北)拠点	14.1	(市)古戸野日尻線⇒(市)尾鷲港新田線⇒(国)425号⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(市)尾鷲IC⇒(市)大台線	東紀州(紀北)拠点	14.4	(市)古戸野日尻線⇒(市)尾鷲港新田線⇒(国)42号⇒(市)大台線	-	-	-
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	海山リサイクルセンタ		伊勢志摩茨系	80.1	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊24号線⇒(市)羽根新田線⇒(高)伊勢志摩茨系⇒(市)羽根駅前線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢自動車道⇒(市)海山IC⇒(市)大台線	伊勢志摩茨系	93.9	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(高)島羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢自動車道⇒(市)尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(市)大台線	-	-	-
				近物レックス株式会社津支店	94.7	(市)あの大里2号線⇒(市)大里勝合山室町線⇒(市)美濃小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(高)津芸能大山田線⇒津10⇒(高)伊勢自動車道⇒(市)朝熊東IC⇒(市)大台線	近物レックス株式会社津支店	95.1	(市)あの大里2号線⇒(市)大里勝合山室町線⇒(市)美濃小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(高)津芸能大山田線⇒津10⇒(高)伊勢自動車道⇒(市)尾鷲北IC⇒(市)大台線	-	-	-
				西濃運輸株式会社久居支店	80.5	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(市)尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(市)大台線	西濃運輸株式会社久居支店	94.3	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(市)尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(市)大台線	-	-	-
4	海上輸送拠点(港湾)	長島港	北牟婁郡紀北町長島	紀勢自動車道 井伊長島IC	3.6	(国)422号⇒(国)42号⇒(港)長島津瀬道路	-	-	-	-	-	-

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (27) 熊野市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県熊野庁舎	熊野市井戸町371	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	3.3	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(市)総合斤呑オレンジ線	—			—		
2	市町災害対策本部	熊野市役所	熊野市井戸町796	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	2.4	(国)42号⇒(市)新出町1号線⇒(県)木本港熊野市停車場線	—			—		
3	救助活動拠点	熊野市山崎運動公園	熊野市有馬町4520、325	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	6.1	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(県)鵜殿熊野線	—			—		
4	広域物資輸送拠点(県物資換点)	東紀州(紀南)拠点	熊野市久生屋町1330-2	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	8.4	(国)42号⇒(国)311号線⇒(県)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	8.3	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(県)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)余山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	—		
5	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	熊野市防災公園	熊野市有馬町3537	東紀州(紀南)拠点	1.5	(市)久生屋金山1号線	—			—		
				伊勢志摩拠点	115	(市)御嶽23号線⇒(市)御嶽22号線⇒(市)御嶽21号線⇒朝熊東IC⇒(県)島羽松坂線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(県)尾鷲北IC⇒(国)42号⇒(市)久生屋金山線⇒(市)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	—			—		
				近物レッカス株式会社津文店	130	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里疊合山室町線⇒(市)東真小川熊野尾町線⇒(国)23号(日豊幹線)⇒(県)芸能大山田線⇒(市)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(県)尾鷲北IC⇒(国)42号⇒(国)42号⇒尾鷲西IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	—			—		
				西濃運輸株式会社久居支店	115	((国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	—			—		

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (28) 御浜町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2			
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	
1	市町災害対策本部	御浜町役場	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	12.0	(国)42号	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	16.6	(国)42号⇒(県)七色坂線⇒(県)鶴殿熊野線⇒(県)上市木市木停車場線⇒(国)42号	—	—	—	
2	救助活動拠点	寺谷総合公園	南牟婁郡御浜町阿田和888	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	14.7	(国)42号⇒(県)七色坂線⇒(県)鶴殿熊野線	—	—	—	—	—	—	
3	災害拠点病院	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	13.7	(国)42号⇒(町)紀南病院線	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	22.6	(国)42号⇒(県)七色坂線⇒(県)鶴殿熊野線⇒(県)鶴殿熊野線⇒(市)市木和絆⇒(市)市木不阿田和線	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	20.5	(国)42号⇒(県)七色坂線⇒(県)鶴殿熊野線⇒(町)庄田裏地線	
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	JA三重商紀統一センター	南牟婁郡御浜町大字下市木2135	東紀州(紀南)拠点	6.1	(市)久生屋金山1号線⇒(市)久生屋金山2号線⇒(市)久生屋金山3号線⇒(市)久生屋金山4号線⇒(市)鶴殿熊野線⇒(市)鶴浜北山線⇒(市)西ノ平線	東紀州(紀南)拠点	9.4	(市)久生屋金山1号線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山線⇒(県)鶴殿熊野線⇒(市)311号⇒(国)42号⇒(市)鶴浜北山線⇒(市)西ノ平線	—	—	—	
				伊勢志摩拠点	118	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東10号線⇒(市)鳥羽別松坂線⇒(市)伊勢自動車道⇒(市)伊勢自動車道⇒(市)伊勢自動車道⇒(市)伊勢自動車道⇒(市)伊勢北10号⇒(市)425号⇒(市)42号⇒(市)42号⇒(市)伊勢北山線⇒(市)西ノ平線	—	—	—	—	—	—	—
				近物レッカス株式会社津支店	132	(市)あおつ第2号線⇒(市)大里堺合山里町線⇒(市)栗真小川高野局町線⇒(市)23号(中勢BP)⇒(市)芦原能代坂線⇒(市)10号線⇒(市)伊勢自動車道⇒(市)伊勢自動車道⇒(市)伊勢北10号⇒(市)425号⇒(市)42号⇒(市)尾鷲南北10号⇒(市)熊野尾鷲道路⇒(市)熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(市)311号⇒(市)鶴殿熊野線⇒(市)鶴浜北山線⇒(市)西ノ平線	—	—	—	—	—	—	—
				西濃運輸株式会社久居支店	118	((国)42号⇒尾鷲南北10号⇒(市)熊野尾鷲道路⇒(市)熊野大泊IC⇒(市)42号⇒(市)311号⇒(市)鶴殿熊野線⇒(市)鶴浜北山線⇒(市)西ノ平線	—	—	—	—	—	—	

## 第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

### (29) 紀宝町

番号	拠点区分	名稱	所在地(住所)	emainルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	紀宝町役場	南牟婁郡紀宝町鶴見324	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	22.0	(国)42号⇒(県)紀宝川港線⇒(町)四ツ辻線	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	32.9	(国)42号⇒(県)七色岐線⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(県)紀宝川港線⇒(町)四ツ辻線			
2	救助活動拠点	紀宝町ふるさと資料館・田代公園	南牟婁郡紀宝町大里2057-2360-1	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	24.6	(国)42号⇒(県)七色岐線⇒(県)鵜殿熊野線	-					
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	成川防災備蓄倉庫	南牟婁郡紀宝町成川1247	東紀州(紀南)拠点	25.3	(市)久生屋金山1号線⇒(市)久生屋通り線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)久生屋金山駅⇒(国)42号⇒(町)鶴壁口6号線⇒(町)大崎線⇒(町)尾ヶ崎線	東紀州(紀南)拠点	21.6	(市)久生屋金山1号線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山線⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)311号⇒(国)42号⇒(県)42号(紀宝BP)⇒(町)鶴壁口6号線⇒(町)大崎線⇒(町)尾ヶ崎線			
				伊勢志摩拠点	138	(市)朝霧23号線⇒(市)朝霧22号線⇒(市)朝霧21号線⇒(市)朝霧10号線⇒(市)鳥羽松原線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)伊勢自動車道⇒(尾)延北10⇒(国)425号⇒(国)42号⇒尾鷲南北10⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(市)311号⇒(高)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(町)鶴壁口6号線⇒(町)大崎線⇒(町)尾ヶ崎線						
				近物レックス株式会津支店	152	(市)あのかつ宮2号線⇒(市)大型聯合山金町線⇒(市)小川若狭尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津10⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒(尾)尾鷲北IC⇒(国)42号⇒尾鷲南北10⇒(高)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(町)鶴壁口6号線⇒(町)大崎線⇒(町)尾ヶ崎線						
				西濃運輸株式会社久居支店	137	((国)42号⇒尾鷲南北10⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(市)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(町)鶴壁口6号線⇒(町)大崎線⇒(町)尾ヶ崎線						
4	海上輸送拠点(港湾)	鵜殿港	南牟婁郡紀宝町鶴見239-13	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	21.9	(国)42号⇒(県)紀宝川港線⇒(県)鵜殿港臨港道路	-					

## 第3章

# 救助・救急、消火活動 に関する計画

# 目 次

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画 .....	51
第1節 要旨 .....	51
第1 目的 .....	51
第2 計画に基づく活動期間 .....	52
第3 概要 .....	53
第2節 関係機関の役割 .....	55
第1 指揮又は調整を行う機関 .....	56
第2 救助・救急、消火活動を行う機関 .....	56
第3節 初動 .....	57
第1 県内救助機関への要請 .....	57
第2 各市町の被害状況の収集 .....	57
第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施 .....	57
第4 広域応援部隊への応援要請 .....	58
第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定 .....	58
第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認 .....	58
第7 広域応援部隊の進出拠点への進出 .....	59
第4節 受入れ調整 .....	62
第1 救助機関の部隊展開の方針の決定 .....	62
第2 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有 .....	62
第3 救助活動拠点の確保 .....	62
第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 .....	62
第5 救助活動拠点の利用調整 .....	62
第6 救助活動拠点の利用状況の共有 .....	63
第5節 支援活動及び調整 .....	64
第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施 .....	64
第2 救助要請情報等の収集と共有 .....	64
第3 救助機関の活動調整 .....	64
第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応 .....	65
第6節 生活支援 .....	66
第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整 .....	66
第2 救助機関による生活支援の実施 .....	66

## 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

### 第1節 要旨

#### 第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、県内では多数の死傷者が発生し、コンビニートや密集市街地において大規模な火災が発生する可能性がある。このため人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の救助機関を最大限動員しなければならない。

このような想定の下、国をはじめとする関係機関は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、被災地域内で動員する自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁の部隊（以下、「県内の救助機関」という。）に加えて、全国からの「自衛隊の災害派遣部隊」、「緊急消防援助隊」、「広域緊急援助隊」、「警察災害派遣隊」、「海上保安庁の増援部隊」及び「国土交通省 T E C – F O R C E」（以下、「広域応援部隊」という。）を派遣することとしている。

この「救助・救急、消火活動に関する計画」は、想定される最大部隊数を考慮しつつ、広域応援部隊が利用する救助活動拠点とその配置（レイアウト）をあらかじめ定めるほか、災害発生後の道路啓開情報、救助活動拠点の利用状況及び各救助機関の活動状況に関する情報を円滑に共有することを目的として受援及び支援活動等について定める。

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／要旨

#### 第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生後おおむね2週間を対象とし、その活動内容は、主に災害発生後72時間の人命救助及び消火活動、並びに災害発生後おおむね2週間の生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水等）を想定する。

##### 【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	県内救助機関への要請
	各市町の被害状況の収集
	県内部隊による救助・救急、消火活動の実施
	広域応援部隊への応援要請
	救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定
	県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認
受入れ調整 (発災～発災後1日目)	広域応援部隊の進出拠点への進出
	救助機関の部隊展開の方針の決定
	救助活動拠点及び道路啓閉情報の共有
	救助活動拠点の確保
	県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目)	救助活動拠点の利用調整
	救助活動拠点の利用状況の共有
	救助機関による救助・救急、消火活動の実施 (24時間までに、広域応援部隊の順次到着と、活動の本格化)
	救助要請情報等の収集と共有
生活支援 (発災～発災後4日目以降)	救助機関の活動調整
	ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応
	救助機関による行方不明者の捜索救助を継続しつつ生活支援の実施

## 第3 概要

### 1 国・県・市町の活動の概要

#### (1) 活動内容

被災地域内の自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁の勢力に比して甚大な被害が発生した場合は、防衛省、消防庁、警察庁、海上保安庁及び国土交通省は、実際の被害状況をふまえ、緊急災害対策本部の調整の下、広域応援部隊を派遣することとしている。

このため、県及び市町は、域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う救助活動拠点を予め想定し、発災後には速やかに確保するものとすることとしている。

#### (2) 活動拠点

##### ①広域進出拠点及び進出拠点（別表3-1）

自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁、国土交通省TEC-FORCE等の広域応援部隊が、速やかに被災地域での活動を展開できるよう定められた拠点。

広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」といい、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

##### ②救助活動拠点（別表3-2）

救助機関が救助・救急、消火活動を行う際に、車両や資機材の留め置き場、宿营地として利用する県内の拠点。

国土交通省TEC-FORCEの救助活動拠点は、県並びに県内市町庁舎、中部地方整備局各事務所とする。

##### ③ヘリベース（別表3-3）

災害時に人命救助などを行うヘリコプターの出動の拠点となる場所。災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備が可能な拠点。

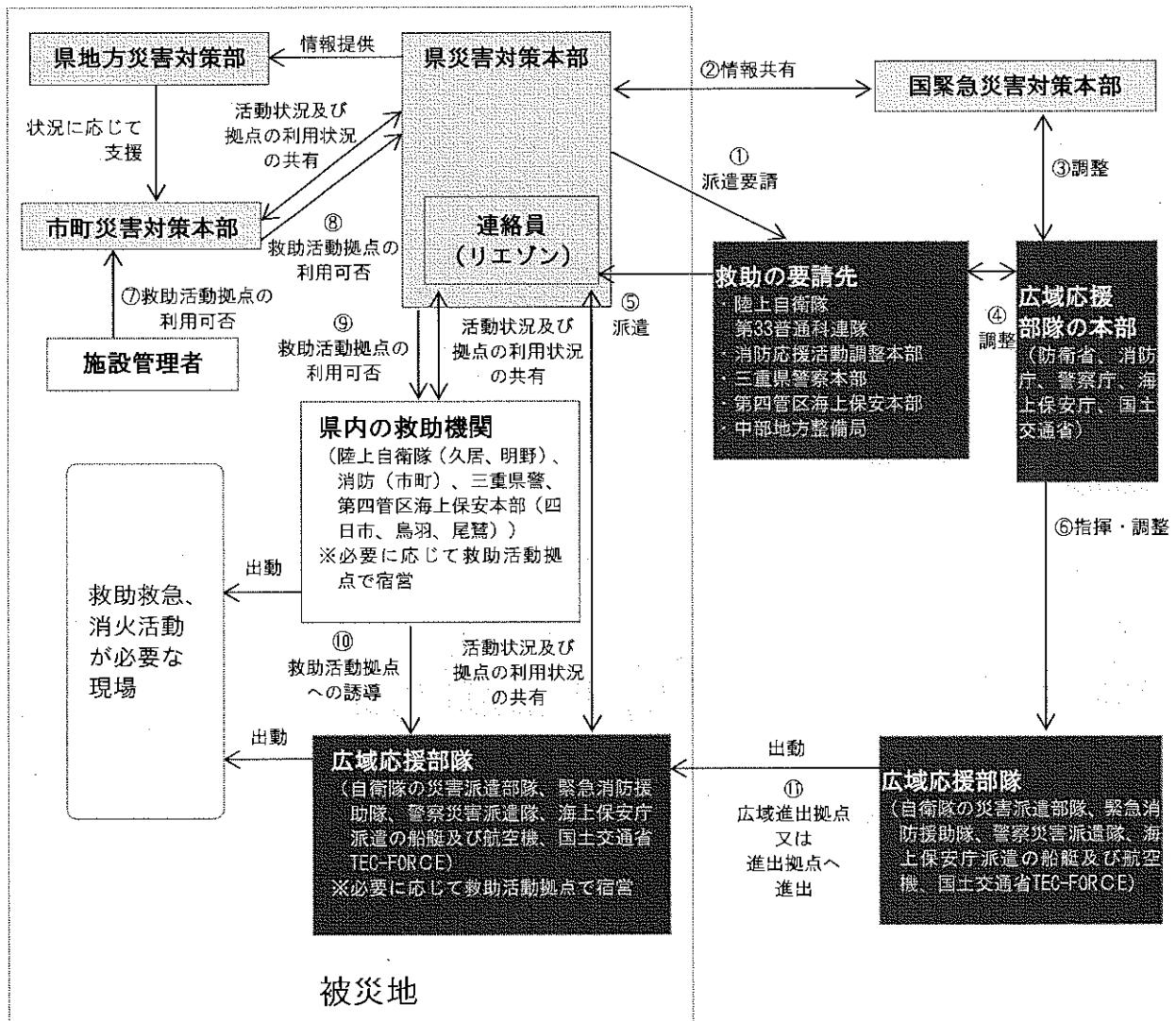
##### ④航空機用救助活動拠点（別表3-4）

甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点。

## 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／要旨

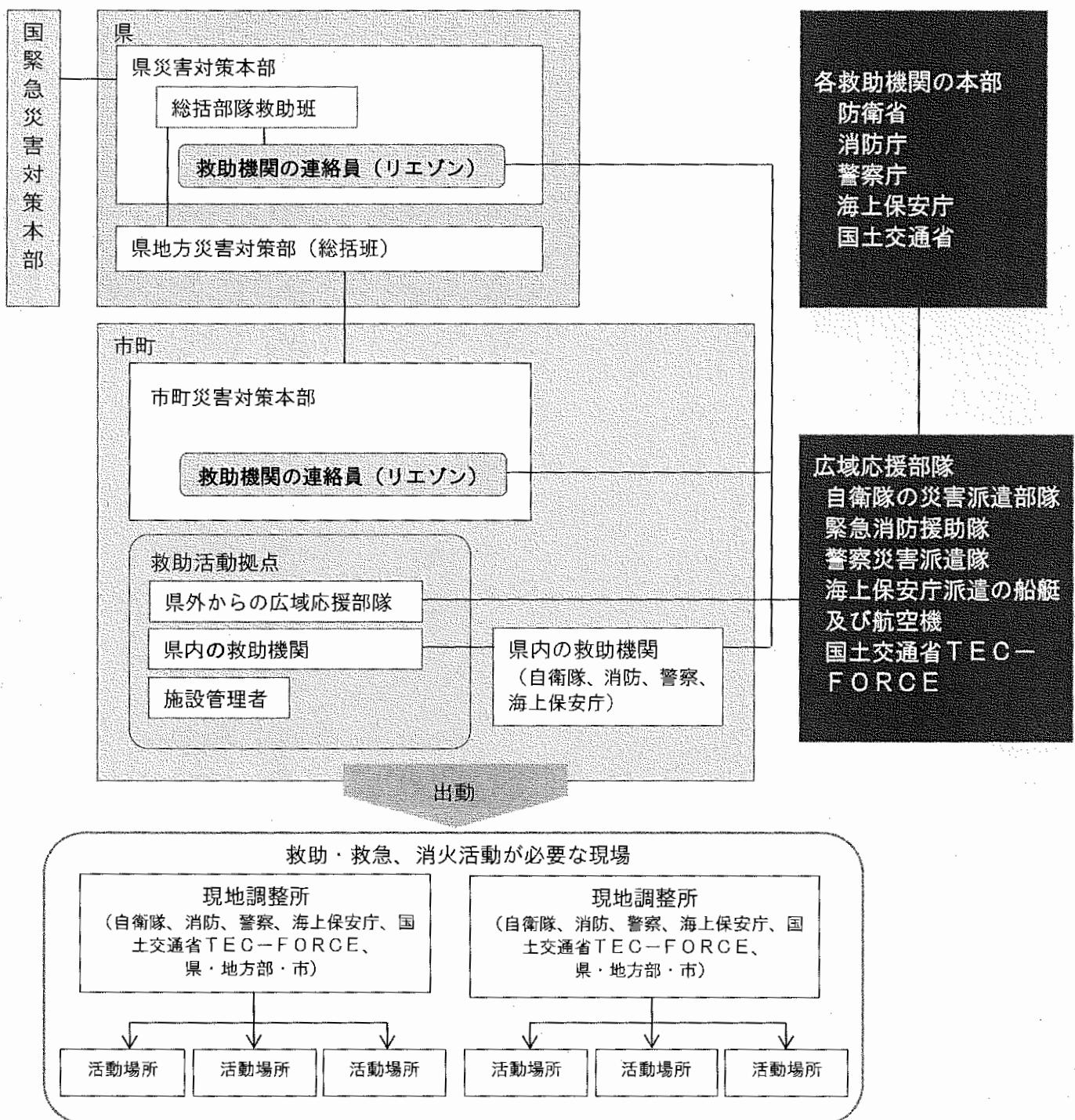
### 2 救助・救急、消火活動の流れ

図表3-1 救助・救急、消火活動の流れ



## 第2節 関係機関の役割

図表3-2 救助・救急、消火活動における国・県・市町・救助機関の体制



○現地調整所

複数の関係機関が同一の現場において円滑な連携を確保し、互いの活動内容の調整や情報共有を統括的に図るための場所

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／関係機関の役割

## 第1 指揮又は調整を行う機関

### 1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域応援部隊への応援要請</li> <li>・県内の被害状況の把握</li> <li>・緊急輸送ルートの被害状況・啓閉状況の情報収集と共有</li> <li>・救助活動拠点の利用調整</li> <li>・各救助機関の運用調整及び活動状況の把握・支援</li> </ul>
県地方灾害対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町の被害状況の把握と提供</li> <li>・管内市町の被害状況に応じた市町の活動支援</li> </ul>

### 2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助機関の広域応援部隊の派遣調整</li> </ul>
救助機関の連絡員 (リエゾン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部総括部隊救助班、市町災害対策本部と救助機関本部との連絡調整</li> <li>・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整</li> <li>・救助機関の活動状況の情報提供</li> </ul>

### 3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集</li> <li>・県地方灾害対策部への連絡及び応援要請</li> <li>・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整</li> <li>・各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む）</li> </ul>
施設管理者 (拠点とする公園等の施設管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助活動拠点の被害状況の確認と連絡</li> <li>・救助機関の受入れ</li> <li>・救助活動拠点の利用調整</li> </ul>

## 第2 救助・救急、消火活動を行う機関

### 1 県内で活動する機関

関係機関	主な役割
県内の救助機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集</li> <li>・県外からの広域応援部隊の救助活動拠点への誘導</li> <li>・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整</li> <li>・救助・救急、消火活動の実施</li> </ul>
県外からの広域応援部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整</li> <li>・救助・救急、消火活動の実施</li> </ul>

### 2 広域応援部隊を派遣する機関

関係機関	主な役割
各救助機関の本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の救助機関及び県外からの広域応援部隊による救助・救急、消火活動の調整</li> <li>・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整</li> </ul>

## 第3節 初動

### 第1 県内救助機関への要請

県総括部隊救助班は、県内救助機関へ救助活動の実施を要請する。

### 第2 各市町の被害状況の収集

県総括部隊救助班は、県内救助機関に対し、被害状況、救助要請情報の収集、提供を要請する。

特に発災当初については、ヘリコプターによる情報収集、提供を各救助機関へ要請する。

### 第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施

各救助機関は、津波、余震による二次被害を防止しつつ初動体制を確立する。また、被害状況の全体把握のための情報収集を実施するとともに人命救助及び救急活動を努めて早期に開始する。

#### 1 自衛隊

陸上自衛隊第33普通科連隊は、情報収集のほか、救助活動を開始する。

この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

#### 2 消防機関

県防災ヘリコプターを用いた情報収集のほか、県内15消防本部は救助・救急、消火活動を開始する。また、消防団は、住民の避難支援、消火・救助活動等を行う。

この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

#### 3 警察

県警は、ヘリコプターを用いた情報収集のほか、救助活動を開始する。

この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

#### 4 海上保安庁

第四管区海上保安本部（四日市、鳥羽、尾鷲）は情報収集のほか、船艇による救助活動を開始する。

この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／初動

#### 第4 広域応援部隊への応援要請

県総括部隊救助班は、各救助機関へ広域応援部隊の派遣を要請する。

図表3-3 各救助機関への要請先

救助機関	要請先
自衛隊	陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科
消防機関	三重県防災対策部 消防・保安課
警察	三重県警察本部 警備第二課
海上保安庁	第四管区海上保安本部 環境防災課
国土交通省TEC-FORCE	中部地方整備局 企画部防災課

#### 第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定

施設管理者（市町）は、管理する救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）の被害状況を確認し、救助活動拠点の利用可否を判断し県総括部隊救助班へ連絡する。

なお、県が管理する救助活動拠点の施設管理者は、被害状況を確認し、救助活動拠点の利用可否に関する情報を県総括部隊救助班へ伝達する。

県総括部隊救助班は、市町から伝達された情報とともに、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況に関する情報を収集し、利用可能な救助活動拠点を決定する。

#### 第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認

県総括部隊救助班は、県内救助機関の態勢（救助部隊の活動状況（人員、装備、活動場所、活動内容）及び当面の活動方針）について聴取し、とりまとめる。

また、その後の広域応援部隊の出動状況等についても、隨時、聴取確認し、とりまとめる。

## 第7 広域応援部隊の進出拠点への進出

各救助機関の広域応援部隊は、あらかじめ決定している各救助機関の広域進出拠点又は進出拠点まで進出する。

各救助機関の広域応援部隊の想定される態勢は以下のとおり。

### 1 自衛隊（災害派遣部隊）

#### （1）応援部隊の派遣

災害派遣要請に基づき災害派遣活動を実施する。

大規模災害時等は、防衛省の統制の下、県に部隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

#### （2）編成及び規模

南海トラフ地震発生時には、防衛省は速やかに広域進出拠点に向けて北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

増援部隊は、防衛省の各災害対処計画により全国から県内の被災地にて災害派遣活動を行う。

重点受援県（三重県を含む10県）を含む自衛隊の災害派遣部隊が全て出動可能な場合は、約110,000人が重点受援県に派遣される。

#### （3）指揮及び統制

県内に派遣された増援部隊は、陸上自衛隊指揮官、海上自衛隊指揮官、又は、航空自衛隊指揮官のそれぞれの指揮・統制の下、あるいは、陸上自衛隊、海上自衛隊、又は、航空自衛隊が統合されて災害対応の任務に就く際に結成される災統合任務部隊の指揮官の指揮・統制の下、災害派遣活動を行う。

#### （4）部隊交代周期

災害派遣活動期間に応じて、部隊交代を行う。

### 2 消防機関（緊急消防援助隊）

#### （1）応援部隊の派遣

総務省消防庁の統制の下、緊急消防援助隊アクションプランに基づき県に緊急消防援助隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

#### （2）編成及び規模

南海トラフ地震発生時には、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（東海地方が大きく被災した場合）が適用されると、即時応援都道府県（宮城、群馬、新潟）、被害確認後応援都道府県（長野、岐阜）の各県から応援を受ける。各県それぞれ90～150隊、400～500名程度を登録している。

装備は、各主要3小隊の基本的なものに加えて、特殊装備、特殊災害に対応する装備をもつ。

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／初動

#### (3) 指揮及び統制

各都道府県大隊には、救助、救急、消火の主要3小隊があり、いずれの小隊も各都道府県大隊長の指揮の下で活動する。

#### (4) 部隊交代周期

部隊交代は、消防庁及び緊急消防援助隊派遣元都道府県との調整により、決定する。

## 3 警察（広域緊急援助隊と警察災害派遣隊）

---

#### (1) 応援部隊の派遣

南海トラフ地震発生時には、発生後直ちに派遣される広域緊急援助隊を主体とした即応部隊と、発生から一定期間が経過した後に派遣される一般部隊からなる警察災害派遣隊を編成し、警察庁調整の下、本県に部隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

#### (2) 編成及び規模

重点受援県（三重県を含む10県）以外の警察災害派遣隊が全て出動可能な場合は、約16,000人が重点受援県に派遣される。

#### (3) 指揮及び統制

三重県警察本部長の指揮の下で活動する。

#### (4) 部隊交代周期

警察災害派遣隊のうち、即応部隊については3日間又は1週間単位で、一般部隊については、おおむね1週間から2週間単位で活動し、順次交代を行う。

## 4 海上保安庁

---

#### (1) 応援部隊等の派遣

南海トラフ地震の発生により緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置されたときに備え、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、船艇・航空機の派遣、職員の派遣及び資機材の増援の計画を定めている。

#### (2) 編成及び規模

派遣される船艇及び航空機についてはあらかじめ計画されているが、船艇及び航空機の集結状況、地震災害の状況等により、必要と認める場合は、さらに動員される。

#### (3) 指揮及び統制

派遣された船艇及び航空機は派遣を受けた第四管区海上保安本部長の指揮の下で活動する。

#### (4) 部隊交代周期

派遣された船艇及び航空機は災害対応が終了するまで、原則交代はない。

## 5 国土交通省TEC-FORCE

---

### (1) 応援部隊の派遣

「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画」に基づき、甚大な被害が想定される地域への支援を迅速に行うため、全国から被災地に向けて国土交通省TEC-FORCEを派遣し、被災地域内の救助・救急活動の支援、被害状況の把握、緊急輸送のための道路・航路の啓開、緊急排水、空港施設の復旧等を実施する。

発災後、直ちに派遣準備を開始し、48時間後には最大勢力のTEC-FORCE、災害対策用機械等による活動を行う。

### (2) 編成及び規模

1日最大約2,250人の国土交通省TEC-FORCEを動員し、各地域ブロック（中部、近畿、四国、九州）の被害規模に応じて活動する。

### (3) 指揮及び統制

中部地方整備局の災害対策本部に設置されるTEC-FORCE総合司令部の指揮の下で活動する。

### (4) 部隊交代周期

派遣元の地方整備局が設定する派遣運用に従い、適宜交代を行う。

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／受入れ調整

## 第4節 受入れ調整

### 第1 救助機関の部隊展開の方針の決定

県総括部隊救助班は、救助活動拠点の情報、緊急輸送ルートの啓閉状況に関する情報をふまえ、国の緊急災害対策本部の調整の下、各救助機関の部隊展開の方針を決定する。

### 第2 救助活動拠点及び道路啓閉情報の共有

県総括部隊救助班は、部隊展開の方針をふまえ、救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）を利用する救助機関の連絡員又は県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）に対し、道路啓閉状況や救助活動拠点に関する情報を伝達する。

救助機関の連絡員は、県総括部隊救助班からの道路啓閉状況に関する情報及び救助活動拠点の利用可否に関する情報を各救助機関の本部へ伝達する。

救助機関の県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの道路啓閉状況に関する情報及び救助活動拠点に関する連絡を受け、救助活動拠点へ県外からの広域応援部隊を誘導する。

各救助機関の本部は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの救助活動拠点及び道路啓閉状況に関する情報を、広域応援部隊へ伝達する。

### 第3 救助活動拠点の確保

利用する救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）の施設管理者は、施設を開錠し、救助活動拠点としての利用準備を行う。

この際、施設管理者は、可能な限り拠点運営に必要な給水設備やトイレ等の資機材や人員の確保を行う。

### 第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導

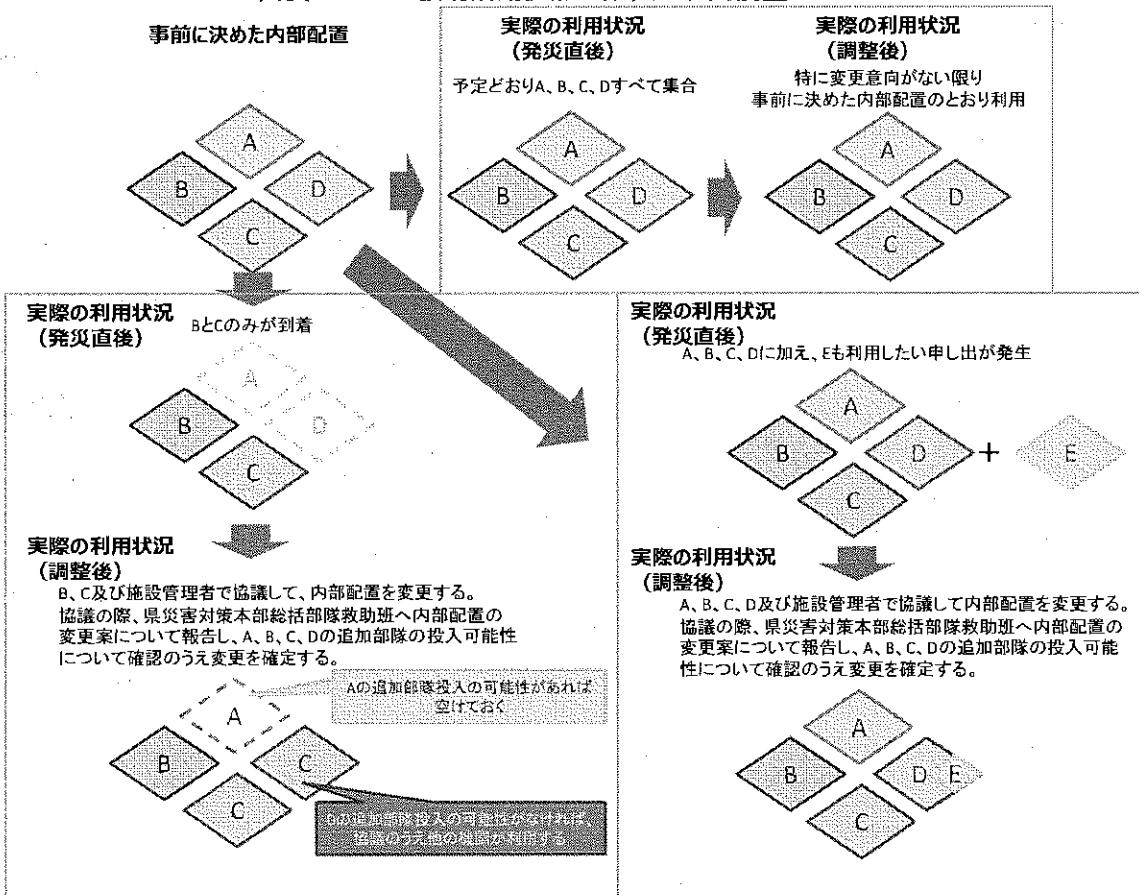
救助機関の広域応援部隊は、各救助機関の本部からの道路啓閉状況に関する情報及び救助活動に関する連絡を受けつつ、県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）の誘導により救助活動拠点へ進出する。

### 第5 救助活動拠点の利用調整

県総括部隊救助班は、救助活動拠点の利用機関に変更が生じた場合は、救助活動拠点を利用する救助機関の連絡員を通じて広域応援部隊へ伝達する。

救助活動拠点を利用する各救助機関は、救助活動拠点の配置レイアウトを変更する必要が生じた場合には、各救助機関の追加の進出可能性について県総括部隊救助班に確認のうえ、当該救助活動拠点を利用する各救助機関と施設管理者とで協議し、利用方法を決定するとともに、救助活動拠点の利用機関又は施設管理者が、その旨を県総括部隊救助班へ報告する。

図表 3-4 救助活動拠点の配置の利用調整のフロー



## 第6 救助活動拠点の利用状況の共有

県総括部隊救助班は、報告を受けた救助活動拠点の利用状況をとりまとめ、各救助機関の連絡員及び市町へ情報を共有する。

各救助機関の連絡員は各救助機関の本部へ伝達し、市町は各救助活動拠点の施設管理者へ伝達する。

## 第5節 支援活動及び調整

### 第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施

各救助機関は、広域応援部隊が到着次第、救助・救急、消火活動を本格化させる。

#### 1 自衛隊

##### (1) 陸上自衛隊

倒壊家屋等からの救助及び行方不明者の捜索を実施する。

##### (2) 海上自衛隊

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

##### (3) 航空自衛隊

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

#### 2 消防機関

コンビナート火災や密集市街地火災等、大規模火災の消火活動並びに倒壊家屋等からの救助及び救急活動を実施する。

#### 3 警察

倒壊家屋等からの救助及び行方不明者の捜索、緊急交通路の確保、検視・身元確認等を実施する。

#### 4 海上保安庁

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

#### 5 国土交通省T E C - F O R C E

被災地域内の救助・救急活動の支援、被害状況の把握、緊急輸送ルート確保のための道路・航路の啓開、緊急排水、被災地方公共団体の支援等の応急対策活動を実施する。

### 第2 救助要請情報等の収集と共有

県総括部隊救助班は、救助要請情報、火災発生情報、被害状況を、原則、地域（市町）単位で収集し、各救助機関へ連絡員（リエゾン）を介して共有する。

### 第3 救助機関の活動調整

各救助機関は、救助要請情報をふまえ、必要に応じて、災害現場、市町災害対策本部、県地方災害対策部及び広域防災拠点において現地調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、救助機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた救助機関間の相互協力や役割分担を行う。また、災害現場で活動する国土交通省T E C - F O R C E及びD M A T等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

各救助機関は、調整結果を県総括部隊救助班へ共有する。県総括部隊救助班は、各救

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／支援活動及び調整

助機関の活動調整状況を把握し、必要に応じて、他の救助機関へ共有する。

なお、広域防災拠点を利用する場合は、県総括部隊救助班は県救援物資部隊と利用調整を行う。

## 第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応

### 1 ヘリベースの確保

各救助機関の航空部隊のヘリベースは、別表3-3の場所を想定する。

県総括部隊救助班（航空担当）は、ヘリベースの被害状況を把握し、必要に応じて、関係する救助機関と、ヘリベースの利用調整を行う。

### 2 航空調整会議を通じた活動調整

ヘリコプターによる活動が必要な事案が発生した場合には、県総括部隊救助班（航空担当）は、各救助機関と航空部隊の運用についての検討を定期的に行い、活動調整を行う。

### 3 航空機用救助活動拠点の運用

航空機用救助活動拠点の運用にあたっては、各救助機関の航空部隊が利用可能な拠点を被害状況に応じて検討し、利用に際しては県総括部隊救助班（航空担当）及び各拠点の施設管理者へ利用する旨の連絡を行う。

県総括部隊救助班は、航空機用救助活動拠点の利用状況を把握し、必要に応じて、他の救助機関へ共有する。

ヘリコプターによる救出・救助、消火活動の拠点は、航空機用救助活動拠点（候補地）とする。

### 4 ドクターヘリの離発着場の調整

県総括部隊救助班（航空担当）は、各救助機関と連携し航空機用救助活動拠点（候補地）及び飛行場外離着陸場<sup>5</sup>の利用状況もふまえて、ドクターヘリが利用する離発着場を調整する。

<sup>5</sup> 飛行場外離着陸場：上記のヘリベース、航空機用救助活動拠点以外に、必要に応じて航空機を離発着する場所。「三重県防災ヘリコプター離着陸場関係一覧」（三重県防災航空隊作成）参照。

## 第6節 生活支援

### 第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整

県総括部隊救助班は、被害状況や広域応援部隊の活動状況を把握しつつ、状況に応じて広域応援部隊の活動範囲等の調整を行い、被災者の生活支援を要請する。

### 第2 救助機関による生活支援の実施

各救助機関は、行方不明者の捜索・救助を継続しつつ被災者の生活支援も実施する。

#### 1 自衛隊

行方不明者の捜索・救助、支援物資の輸送及び入浴・給食・給水等の生活支援を実施する。

#### 2 警察

行方不明者の捜索・救助、緊急交通路の確保、検視・身元確認を継続しつつ、警戒警ら、相談業務を実施する。

#### 3 海上保安庁

行方不明者の捜索・救助、支援物資の輸送等の生活支援を実施する。

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

別表3-1 広域進出拠点(○)及び進出拠点(○)(候補地)一覧

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
1	桑名市長島町総合支所	桑名市	桑名市 松ヶ島38		○		
2	多度総合支所西駐車場	桑名市	桑名市 多度町多度 1-1-2		○		
3	桑名市総合運動公園	桑名市	桑名市芳ヶ崎 1859-4		○		
4	桑名市消防本部	桑名市消防本部	桑名市 江場7		○		
5	湾岸長島PA (上り線)	NEXCO中日本	桑名市 長島町松蔭 427-2	○	○		
6	湾岸長島PA (下り線)	NEXCO中日本	桑名市 長島町松蔭 393-2	○	○		
7	大山田PA (上り線)	NEXCO中日本	桑名市 播磨字仏谷 1500-67	○	○		
8	大山田PA (下り線)	NEXCO中日本	桑名市 蛎塚新田字大谷 79-1	○	○		
9	いなべ市藤原運動場	いなべ市	いなべ市 藤原町市場 493-1		○		
10	北勢中央公園	三重県	四日市市 西村町1080		○		
11	北勢公設地方卸売市場	北勢公設 卸売市場(株)	四日市市 河原町712		○		
12	霞ヶ浦緑地	四日市市	四日市市 羽津甲5169		○		
13	北部墓地公園運動施設 (ソフトボール場)	四日市市	四日市市 大矢知大沢 1981-25		○		
14	中消防署中央分署	四日市市 消防本部	四日市市 曾井町391-2		○		
15	御在所SA (上り線)	NEXCO中日本	四日市市 山之一色町字池 の谷口1569-2	○		○	
16	御在所SA (下り線)	NEXCO中日本	四日市市 山之一色町字乱 取口1491-2	○		○	
17	太陽化学 (株)南部工場	太陽化学(株)	四日市市 山田町800		○		

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
18	農村環境改善センター	菰野町	菰野町潤田4418		○		
19	三重県消防学校	三重県	鈴鹿市石薬師町452		○		
20	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿	三重県	鈴鹿市御園町1669		○		
21	東野公園	亀山市	亀山市川合町1286-49		○		
22	亀山PA《上り線》	NEXCO中日本	亀山市布気町字高塚	○	○	○	
23	亀山PA《下り線》	NEXCO中日本	亀山市布気町字岨942-2	○		○	
24	名阪関ドライブイン	三交興業(株)	亀山市関町萩原39		○		
25	津市産業・スポーツセンター内 メッセウイング・みえ	津市	津市北河路町19-1		○		
26	安濃SA《上り線》	NEXCO中日本	津市安濃町内多字豊久野2807-2	○		○	
27	安濃SA《下り線》	NEXCO中日本	津市大里睦合町字南石橋138-17	○	○	○	
28	三重河川国道事務所	国土交通省中部地方整備局	津市広明町297				○
29	地方卸売市場	三重県	松阪市小津町800		○		
30	嬉野PA(上り線)	NEXCO中日本	松阪市嬉野薬王寺町字東峠188	○			
31	嬉野PA(下り線)	NEXCO中日本	松阪市嬉野薬王寺町字東峠191	○	○		
32	松阪農業公園ベルファーム	(株)松阪協働ファーム	松阪市伊勢寺町551-3		○		
33	勢和多気IC作業ヤード	多気町	多気町丹生4421-17		○		
34	健康ふれあい会館	大台町	大台町粟生260		○		
35	道の駅奥伊勢おおだい	大台町	大台町佐原663		○		

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
36	紀勢地区広域消防組合 消防本部・奥伊勢消防署	紀勢地区広域消防組合消防本部	大台町 佐原754		○		
37	奥伊勢PA(上り線)	NEXCO中日本	大台町 高奈字道田谷 868-2	○			
38	奥伊勢PA(下り線)	NEXCO中日本	大台町 高奈字道田谷 877-8	○	○		
39	多気PA(下り線)	NEXCO中日本	大台町 野中		○		
40	明野駐屯地	防衛省	伊勢市 小俣町明野 5593-1	◎			
41	三重県営サンアリーナ	三重県	伊勢市 朝熊町字鴨谷 4383-4		○		
42	大仏山公園・大仏山公園スポーツセンター	三重県・伊勢市	伊勢市 小俣町新村		○		
43	倉田山公園 (倉田山公園野球場含む)	伊勢市	伊勢市 楠部町		○		
44	伊勢志摩総合地方卸売市場	伊勢志摩総合地方卸売市場(株)	伊勢市 西豊浜町141-1		○		
45	鳥羽東中学校	鳥羽市	鳥羽市 安楽島1451-19他		○		
46	松尾工業団地	鳥羽市	鳥羽市 松尾町304-75他		○		
47	鳥羽小学校	鳥羽市	鳥羽市 堅神町805-3他		○		
48	鳥羽商船高等専門学校	鳥羽商船高等専門学校	鳥羽市 池上町1-1他		○		
49	鳥羽展望台	(有)ノア	鳥羽市 国崎町3-3	○			
50	シンフォニアテクノロジー 伊勢 営業所鳥羽工場	シンフォニアテクノロジー(株)	鳥羽市 鳥羽1-19-1		○		

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
51	道の駅「伊勢志摩」(伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-P L A C E・サンアーリ磯部/観光農園/磯部町穴川地区(空地))	志摩市	志摩市磯部町穴川511-5		○		
52	玉城町保健福祉会館	玉城町	玉城町勝田4876-1		○		
53	南伊勢町総合グラウンド	南伊勢町	南伊勢町伊勢路3391		○		
54	山海の郷(特産部直売施設)コンベンションホール	大紀町	大紀町崎2200-1		○		
55	大紀町大内山B&G海洋センター	大紀町	大紀町大内山853-2		○		
56	大山田せせらぎ運動公園(西側・東側)	伊賀市	伊賀市平田724-3		○		
57	上野運動公園(野球場・競技場)	伊賀市	伊賀市小田町317、470		○		
58	島ヶ原運動公園	伊賀市	伊賀市島ヶ原4696-6		○		
59	いがまちスポーツセンター	伊賀市	伊賀市愛田346-1		○		
60	阿山B&G海洋センター/阿山第1運動公園	伊賀市	伊賀市川合焼尾3376-7		○		
61	名阪上野ドライブイン	三交興業(株)	伊賀市大内2017		○		
62	名張中央公園	名張市	名張市夏見2812		○		
63	東紀州くろしお学園おわせ分校	三重県	尾鷲市光ヶ丘28-61		○		

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
64	尾鷲市立運動場	尾鷲市	尾鷲市 中川28		○		
65	熊野尾鷲道 路出張所	国土交通省中部 地方整備局	尾鷲市 矢浜4-921-1				○
66	紀北PA(上 下線) / 紀北 パーキング エリア内(始 神テラス)	中部地方整備局 ・紀北町	紀北町 三浦字狐ヶ谷 600		○	○	
67	山崎運動公園	熊野市	熊野市 有馬町4520-325		○		
68	川島PA《上り 線》	NEXCO中日本	岐阜県各務原市 川島笠田町字村 北祢宜山1472				◎
69	恵那峡SA《下 り線》	NEXCO中日本	岐阜県恵那市 大井町				◎

※国の具体計画より抜粋したものに一部加筆・修正

別表 3-2 救助活動拠点（候補地）一覧

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	優先的に 利用準備 及び利用 調整を行 う拠点
				自衛隊	消防	警察		
1	桑名市総合運動公園	桑名市	桑名市 芳ヶ崎1859-4		○		1	
2	長島町運動公園（木曽川 右岸）	桑名市	桑名市 長島町押付		○		1	
3	くすのき園運動防災公園	桑名市	桑名市 長島町西川670-3	○			1	
4	アイリスパーク	桑名市	桑名市 多度町御衣野4000	○		○	2	○
5	九華公園野球場	桑名市	桑名市 吉之丸5-1		○		1	
6	いなべ市藤原運動場	いなべ市	いなべ市 藤原町市場493-1	○	○	○	3	○
7	いなべ市藤原第1野球場	いなべ市	いなべ市 藤原町市場137-3	○			1	
8	員弁運動公園	いなべ市	いなべ市 員弁町楚原893	○		○	2	
9	鍋田川グランド	木曽岬町	木曽岬町 新加路戸231		○		1	
10	東員町スポーツ公園	東員町	東員町 北大社323		○	○	2	○

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	優先的に利用準備及び利用調整を行う拠点
				自衛隊	消防	警察		
11	富双緑地	四日市港管理組合	四日市市 富双一丁目	○			1	
12	中央緑地	四日市市	四日市市 日永東一丁目3-21	○			1	
13	楠緑地公園	四日市市	四日市市 楠町北五味塚1215-1	○			1	
14	霞ヶ浦緑地	四日市市	四日市市 羽津甲5169	○	○	○	3	
15	北部墓地公園運動施設 (ソフトボール場)	四日市市	四日市市 大矢知大沢1981-25	○	○	○	3	○
16	四日市カンツリー倶楽部	(株) 四日市カンツリー倶楽部	四日市市 山城町640		○		1	
17	四日市の里ゴルフクラブ	(株) アコードディアゴルフ	四日市市 内山町8279		○		1	
18	ゴルフ5カントリー四日市コース	(株) アルペン	四日市市 水沢町1510		○		1	
19	グレースヒルズカントリー倶楽部	(株) グレースヒルズカントリー倶楽部	四日市市 桜町2230		○		1	
20	名四カントリークラブ	名四ゴルフ(株)	四日市市 山之一色町1760		○		1	
21	朝明緑地(朝明運動公園)	菰野町	菰野町 千草6434	○			1	○
22	大羽根運動公園	菰野町	菰野町 大羽根園			○	1	
23	三重カンツリークラブ	(株) 三重カンツリークラブ	菰野町 千草7190		○		1	
24	菰野自動車学校	(株) 三重県菰野自動車学校	菰野町 福村876		○		1	
25	朝日町市民スポーツ施設	朝日町	朝日町 柿2822-1	○			1	○
26	川越町総合グラウンド	川越町	川越町 亀崎新田77-530	○			1	
27	三重県消防学校	三重県	鈴鹿市 石薬師町452		○		1	
28	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿	三重県	鈴鹿市 御園町1669		○		1	○
29	鈴鹿市河川防災センター	鈴鹿市	鈴鹿市 庄野町981-1			○	1	
30	桜の森公園	鈴鹿市	鈴鹿市 南玉垣町字東鼻野3500-5	○			1	
31	株式会社モビリティラン ド鈴鹿サーキット	(株) モビリティラン ド	鈴鹿市 稻生町7992		○		1	

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	優先的に利用準備及び利用調整を行う拠点
				自衛隊	消防	警察		
32	亀山サンシャインパーク	三重県	亀山市 布気町801-1	○		○	2	○
33	東野公園	亀山市	亀山市 川合町1286-49		○		1	
34	亀山公園	亀山市	亀山市 若山町4-7		○		1	
35	関B&G海洋センター	亀山市	亀山市 関町新所8		○	○	2	
36	津市産業・スポーツセンター内 メッセウイング・みえ	津市	津市 北河路町19-1		○	○	2	
37	安濃中央総合公園（芝生広場、フットサルコート、野球場）	津市	津市 安濃町田端上野818他		○	○	2	
38	中勢グリーンパーク	津市	津市 あのつ台五丁目757-1	○	○	○	3	○
39	町民の森公園	津市	津市 河芸町浜田740-1	○			1	
40	北部運動広場	津市	津市 栗真中山町601-3		○		1	
41	白山総合文化センター	津市	津市 白山町二本木1139-2		○		1	
42	津市モーターボート競走場	津市	津市 藤方637		○		1	
43	道の駅美杉	津市	津市美杉町上多気267		○		1	
44	地方卸売市場	三重県	松阪市 小津町800		○		1	
45	リバーサイド茶倉	松阪市	松阪市 飯南町粥見1084-1		○		1	
46	中部台運動公園	松阪市	松阪市 立野町1370		○	○	2	
47	松阪市総合運動公園	松阪市	松阪市 山下町111	○		○	2	
48	松阪農業公園ベルファーム	松阪市	松阪市 伊勢寺町551-3		○	○	2	○
49	勢和台スポーツセンター	多気町	多気町 古江1041-2		○	○	2	○
50	明和町本庁舎	明和町	明和町 大字馬之上945	○			1	
51	古里公園	明和町	明和町 竹川字古里495他	○	○		2	○
52	県有地（旧宮川高校グラウンド）	三重県	大台町 上三瀬877-5	○			1	○
53	健康ふれあい会館	大台町	大台町 粟生260		○		1	
54	大台町B&G海洋センター	大台町	大台町 弥起井363		○	○	2	

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	優先的に 利用準備 及び利用 調整を行 う拠点
				自衛隊	消防	警察		
55	宮川小学校	大台町	大台町 茂原543-3		○		1	
56	五十鈴公園（県営総合競技場）	三重県・伊勢市	伊勢市 宇治館町	○	○		2	
57	三重県営サンアリーナ	三重県	伊勢市 朝熊町字鴨谷4383-4	○	○	○	3	○
58	大仏山公園・大仏山公園スポーツセンター	三重県・伊勢市	伊勢市 小俣町新村		○		1	
59	倉田山公園（倉田山公園野球場合む）	伊勢市	伊勢市 楠部町		○		1	
60	市営宇治駐車場（内宮B駐車場）	伊勢市	伊勢市 宇治浦田1-10他		○		1	
61	池上公園	鳥羽市	鳥羽市 池上町14-9	○			1	
62	鳥羽志摩クリーンセンタ一芝生公園	鳥羽志摩広域連合	鳥羽市 白木町247-10他			○	1	
63	鳥羽東中学校	鳥羽市	鳥羽市 安楽島1451-19他		○		1	
64	ひだまり横臨時駐車場	鳥羽市	鳥羽市 大明東町2		○		1	
65	松尾工業団地	鳥羽市	鳥羽市 松尾町304-75他	○	○	○	3	○
66	鳥羽小学校	鳥羽市	鳥羽市 堅神町805-3他		○		1	
67	鳥羽商船高等専門学校	鳥羽市	鳥羽市 池上町1-1他		○		1	
68	鳥羽展望台	(有)ノア	鳥羽市 国崎町3-3	○		○	2	
69	シンフォニアテクノロジー 伊勢営業所鳥羽工場	シンフォニアテクノロジー(株)	鳥羽市 鳥羽1-19-1		○		1	
70	志摩市分庁舎 磯部支所	志摩市	志摩市 磯部町迫間878-9			○	1	
71	阿児ふるさと公園（グラウンド/阿児アリーナ第2駐車場）	志摩市	志摩市 阿児町神明981-29	○		○	2	
72	長沢野球場/長沢多目的広場	志摩市	志摩市 阿児町神明1537-1		○	○	2	
73	ともやま公園(芝生広場/球場/大駐車場)	志摩市	志摩市 大王町波切2199		○	○	2	
74	浜島町ふるさと公園	志摩市	志摩市 浜島町桧山路553	○			1	
75	志摩町オートキャンプ場	志摩市	志摩市 志摩町越賀2279	○			1	
76	京都市野外教育センター	京都市	志摩市 大王町船越231			○	1	
77	(空き地) 浜島迫子	志摩市	志摩市 浜島町迫子597-1他			○	1	

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	優先的に利用準備及び利用調整を行う拠点
				自衛隊	消防	警察		
78	道の駅「伊勢志摩」（伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））	志摩市	志摩市 磯部町穴川511-5	○	○	○	3	○
79	お城広場	玉城町	玉城町 田丸114-1	○			1	○
80	玉城町保健福祉会館	玉城町	玉城町 勝田4876-1		○		1	
81	南伊勢高等学校（南勢校舎）	三重県	南伊勢町 船越2926-1			○	1	
82	南伊勢町総合グラウンド	南伊勢町	南伊勢町 伊勢路3391	○	○		2	○
83	山岳救助訓練施設	三重県	大紀町錦	○			1	
84	七保小学校	大紀町	大紀町 打見388		○		1	
85	大宮中学校	大紀町	大紀町 滝原1889-7		○		1	
86	大紀中学校	大紀町	大紀町 崎291-3		○		1	
87	滝原公園	大紀町	大紀町 滝原870-19			○	1	○
88	大紀町野添山村広場	大紀町	大紀町 野添887			○	1	
89	山海の郷（特産部直売施設） コンベンションホール	大紀町	大紀町 崎2200-1	○			1	
90	宮リバ一度会パーク	度会町	度会町 棚橋2			○	1	○
91	大山田せせらぎ運動公園 (西側・東側)	伊賀市	伊賀市 平田724-3		○		1	
92	上野運動公園（野球場・競技場）	伊賀市	伊賀市 小田町317・470			○	1	
93	しらさぎ運動公園	伊賀市	伊賀市 下友生3006-1	○			1	
94	いがまちスポーツセンター	伊賀市	伊賀市 愛田346-1		○		1	○
95	青山グラウンド	伊賀市	伊賀市 奥鹿野字1988-1		○		1	
96	ゆめが丘多目的広場	伊賀市	伊賀市 ゆめが丘6丁目6		○		1	
97	阿山B&G海洋センター／ 阿山第1運動公園	伊賀市	伊賀市 川合焼尾3376-7		○	○	2	
98	名張中央公園	名張市	名張市 夏見2812	○	○	○	3	○

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	優先的に利用準備及び利用調整を行う拠点
				自衛隊	消防	警察		
99	つつじが丘公園	名張市	名張市 つつじが丘南5-31-2		○		1	
100	薦原公園	名張市	名張市 八幡1801-2	○			1	
101	すずらん台7号公園	名張市	名張市 すずらん台東3-219	○			1	
102	名張中学校第2グラウンド	名張市	名張市 梅が丘南5-181他	○			1	
103	桔梗が丘中学校第2グラウンド	名張市	名張市 桔梗が丘西4-2-88	○			1	
104	富貴ヶ丘小学校用地	名張市	名張市 富貴ヶ丘6	○			1	
105	東紀州くろしお学園おわせ分校	三重県	尾鷲市 光ヶ丘28-61	○			1	○
106	尾鷲市立運動場	尾鷲市	尾鷲市 中川28	○			1	
107	赤羽公園	紀北町	紀北町 島原1402-55	○	○		2	○
108	東長島スポーツ公園	紀北町	紀北町 東長島769-1	○			1	
109	町立東長島公民館駐車場	紀北町	紀北町 東長島井の島	○			1	
110	紀北PA(上下線)/紀北パーキングエリア内(始神テラス)	中部地方整備局・紀北町	紀北町 三浦字狐ヶ谷600		○		1	
111	紀南中核的交流施設	三重県	熊野市 久生屋町～金山町	○				
112	熊野少年自然の家	三重県	熊野市 金山町1577		○		1	
113	熊野市山崎運動公園	熊野市	熊野市 有馬町4520-325	○	○	○	3	○
114	熊野市総合グラウンド	熊野市	熊野市 有馬町1425	○			1	
115	有馬中学校	熊野市	熊野市 有馬町1398	○			1	
116	紀南高等学校	三重県	御浜町 阿田和1960		○		1	
117	寺谷総合公園	御浜町	御浜町 阿田和888	○	○	○	3	○
118	紀宝町ふるさと資料館・田代公園	紀宝町	紀宝町 大里2887、2860-1	○	○		2	○
				41ヶ所	75ヶ所	44ヶ所	158ヶ所	27ヶ所

自衛隊 19ヶ所  
消防 17ヶ所  
警察 18ヶ所

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

- 別表3-2 救助活動拠点（候補地）一覧「優先的に利用準備及び利用調整を行う拠点」のリストアップ方法
  - ・各市町1拠点を目安に選定する。
  - ・出来る限り複数の救助機関が使用する拠点を優先して選定する。
  - ・南海トラフ地震発生時における、理論上最大の被害想定に基づく。
  - ・県有施設を優先して選定する。

優先的に利用準備及び利用調整を行う拠点の受入可能数

	利用機関			合計
	自衛隊	消防	警察	
受入可能数 (人)	約 9,300	約 7,800	約 13,100	約 30,200

#### ○ 部隊規模

- ・自衛隊 1個連隊400人が展開可能面積15,000m<sup>2</sup>以上  
(部隊の管理施設、野営施設、駐車場等含む)
- ・緊急消防援助隊 車両25台、約100人が展開可能面積3,000m<sup>2</sup>以上
- ・警察 車両30台、約100人が展開可能面積1,500m<sup>2</sup>以上

別表3-3 ヘリベース（候補地）一覧

ヘリベース	所在地	離着陸場規模	利用機関
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿	鈴鹿市御園町1669	B	消防
			警察
陸上自衛隊明野駐屯地	伊勢市小俣町明野5593-1	A	自衛隊
中部国際空港	愛知県常滑市セントレア1-1	A	海上保安庁
洋上に展開したヘリ甲板付巡視船	—	—	海上保安庁

別表3-4 航空機用救助活動拠点（候補地）一覧

施設名称	所在地	離着陸場規模
古里公園	明和町竹川字古里 495 他	B
熊野市山崎運動公園	熊野市有馬町 4520、325	B

#### （注）離着陸場規模

- A : 200×100m(20,000 m<sup>2</sup>)以上・・・中型機5機（大型機2機）
- B : 150×70m(10,500 m<sup>2</sup>)以上・・・中型機3機（大型機1機）
- C : B未満・・・中型機2機以下の対応

### 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

## **第4章**

# **医療・保健活動 に関する計画**

# 目 次

第4章 医療・保健活動に関する計画 .....	81
第1節 要旨 .....	81
第1 目的 .....	81
第2 計画に基づく活動期間 .....	81
第3 概要 .....	82
第2節 関係機関の役割 .....	84
第1 指揮又は調整を行う機関 .....	85
第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療活動チーム） .....	86
第3節 初動 .....	87
第1 応援要請 .....	87
第2 被害状況の把握 .....	88
第4節 受入れ調整 .....	91
第1 保健医療活動チームの活動方針の決定 .....	91
第2 保健医療活動チームの受入れ .....	91
第5節 支援活動及び調整 .....	93
第1 関係者による連絡会議の開催 .....	93
第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送） .....	94
第3 医薬品等の確保・供給 .....	95

## 第4章 医療・保健活動に関する計画

### 第1節 要旨

#### 第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、建物倒壊、土石流、津波、長期避難生活等による多数の傷病者の発生等、保健医療のニーズが急激に増大し県内の保健医療にかかる既存の資源のみでは対応できないことを想定しなければならない。

このような想定の下、国や他自治体は、保健医療活動チーム（医療救護班、DMA T、D P A T のほか、支援薬剤師、栄養・食生活支援活動チーム等を含む）の派遣、重症患者の受入れ等による応援を迅速に行い、被災地内の保健医療機能の維持・回復を支援することとしている。

この「医療・保健活動に関する計画」は、県災害医療本部（以下、「医療本部」という。）が、災害医療コーディネーターの助言を得て、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受入れることと、被災により増大した保健医療ニーズに対応できる機能の維持・回復を目的として、その受援及び支援活動等について定める。

#### 第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、DMA Tについては災害発生後おおむね1週間、救護班、保健活動を行うチームについては災害発生後数か月を対象とする。

#### 【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後1日目)	災害医療コーディネーター等への応援要請
	保健医療活動チームの派遣要請
	医療機関の被害状況等の収集・整理
	県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	医療機関の被害状況の情報共有
	S C U 候補地の被害状況の把握と情報共有
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有
	保健医療活動チームの活動方針の決定
	D M A T の受入れ
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	その他の保健医療活動チームの受入れ
	医療本部と保健医療活動チームとの情報共有
	保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催
	重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送
	広域医療搬送
	地域医療搬送
	医薬品等の確保・供給

### 第3 概要

#### 1 国・県・市町の活動の概要

##### (1) 活動内容

国は、緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるD M A T派遣、広域医療搬送等、広域にわたる活動の調整を行う。

非被災都道府県は、管内の保健医療活動チーム派遣、被災地からの重症患者の受け入れ等の後方医療活動を行う。

県は、県に派遣された保健医療活動チームの活動調整等を含め、被災地内における医療機関への支援を行う。

市町は、医療救護所の設置・運営、被災者ニーズの把握を行い、地域災害医療コーディネーターとの連携、医療本部との連携を行う。

##### (2) 活動拠点

###### ① 災害拠点病院（別表4-1）

災害拠点病院は、災害時における医療体制の充実強化を図るために医療機関。厚生労働省が定める災害拠点病院指定要件を満たした医療機関を、県が災害拠点病院に指定している。

###### ② S C U (Staging Care Unit)（別表4-2）

S C Uは、基本的に近隣の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受け入れ、医療搬送するために設置する拠点。県が、S C U設置場所に近い災害拠点病院等の統括D M A Tや派遣されたD M A Tと連携して設置する。

###### ③ 二次救急医療機関等

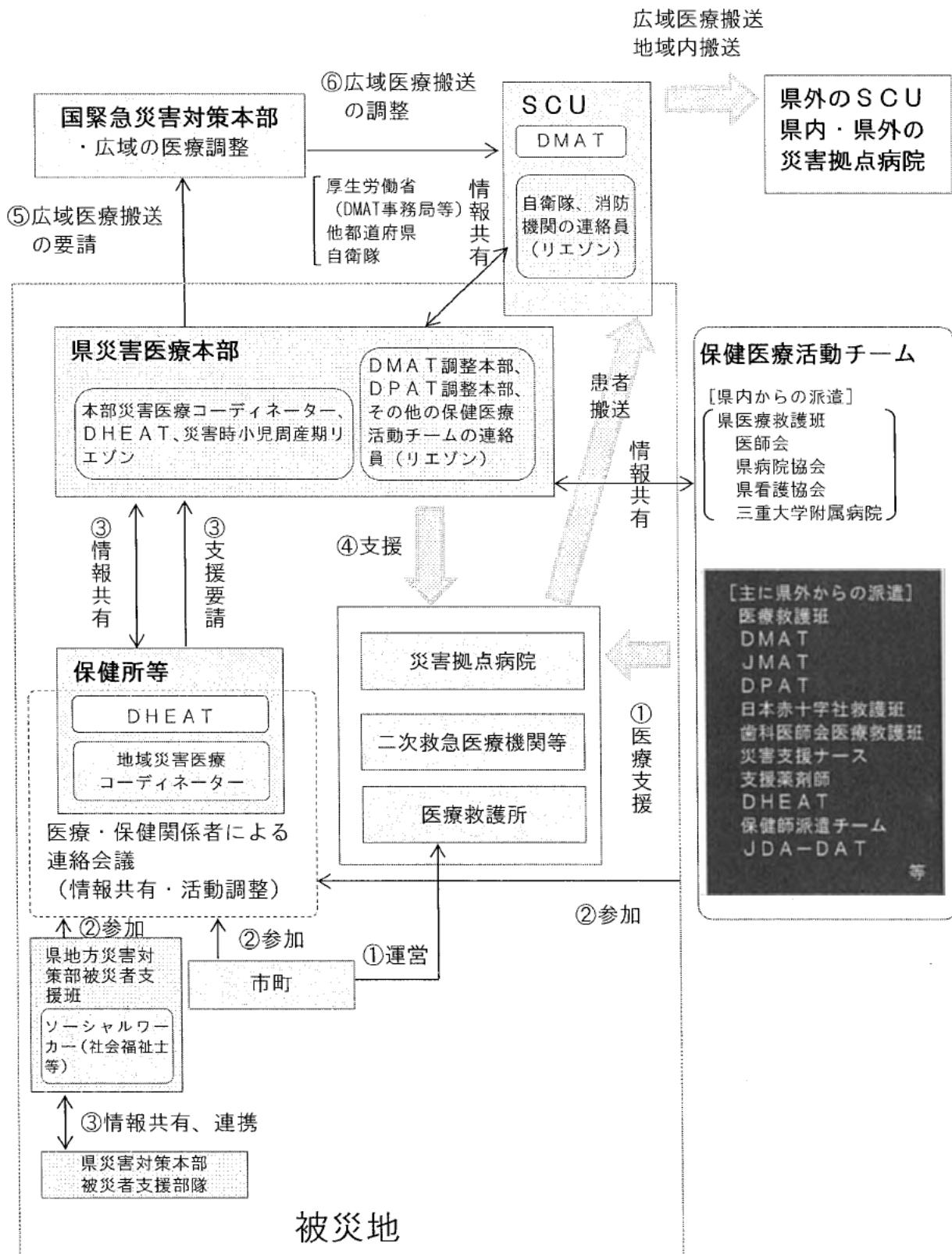
二次救急医療機関等は、医療・保健を行う場。災害発生時には保健医療活動チームの支援を受けて機能回復を図る。

###### ④ 医療救護所

医療救護所は、災害発生時に医療活動を行う場。市町や保健医療活動チームが連携して設置・運営する。

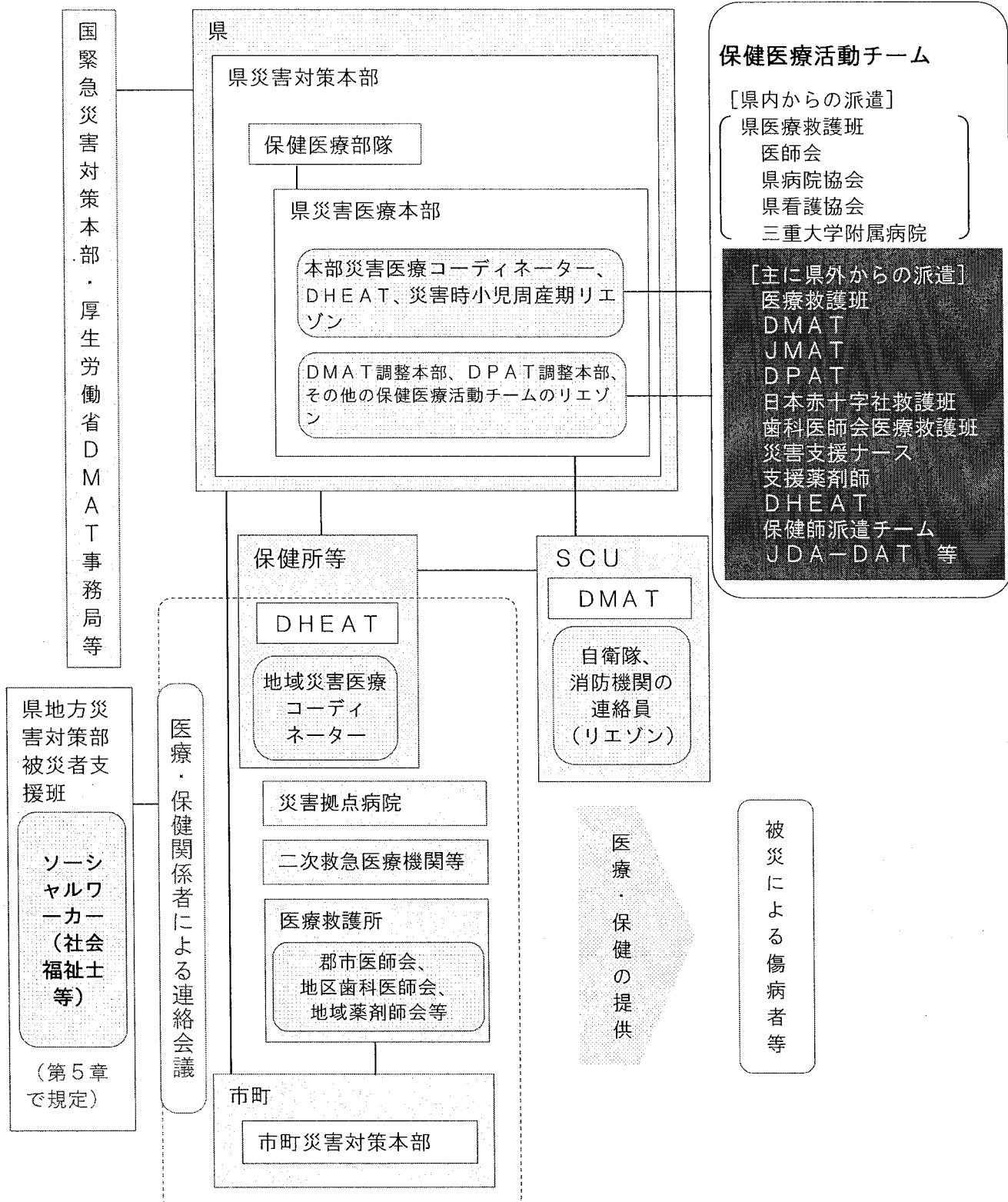
## 2 医療・保健活動の流れ

図表4-1 医療・保健活動の流れ



## 第2節 関係機関の役割

図表4-2 医療・保健活動における国・県・市町・医療機関の体制



## 第1 指揮又は調整を行う機関

### 1 県

関係機関		主な役割
県 庁	県災害医療本部 <sup>6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の被害状況の把握</li> <li>・保健医療活動チームへの応援要請</li> <li>・緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</li> <li>・県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括</li> <li>・本部災害医療コーディネーター、統括D M A T 及びD P A T 総括者と連携</li> <li>・保健医療活動チームの受入れと活動調整</li> </ul>
	本部災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療本部において、地域からの情報をふまえた県全域の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>
	災害時小児周産期リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</li> </ul>
	D M A T 調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D M A T の活動調整と県災害医療本部との情報共有</li> </ul>
	D P A T 調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D P A T の活動調整と県災害医療本部との情報共有</li> </ul>
地 域	D M A T とD P A T 以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で活動する保健医療活動チーム（D M A T 、D P A T を除く）との連絡・調整</li> </ul>
	保健所等 <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内における災害拠点病院等の情報収集と支援</li> <li>・地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整</li> <li>・S C U 候補地の情報収集、S C U の設置・運営</li> </ul>
	地域災害医療コーディネーター <sup>8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>

### 2 国・関係機関

関係機関		主な役割
緊急災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる医療・保健活動の調整</li> </ul>
厚生労働省 D M A T 事務局等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる医療・保健活動の調整</li> </ul>
全国知事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる医療救護班、保健師の調整</li> </ul>

### 3 市町

関係機関		主な役割
市町災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の設置・運営に際し、保健医療活動チームと連携</li> <li>・被災者ニーズの情報収集</li> <li>・保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携</li> </ul>

<sup>6</sup>県災害医療本部：県災害対策本部内に設置する保健医療部隊とほぼ同様の職員（保健医療部隊から医療保健部長、病院事業庁長を除く）で構成。

<sup>7</sup>保健所等：県が設置する8保健所（桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）と北勢福祉事務所（四日市市を担当区域に含む）。

<sup>8</sup>地域災害医療コーディネーター：おおむね保健所単位に配置。

#### 第4章 医療・保健活動に関する計画／関係機関の役割

##### 第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療活動チーム）

保健医療活動チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織
D M A T	急性期の災害医療（現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送）	厚生労働省 D M A T事務局	都道府県 D M A T	三重D M A T
J M A T	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県 J M A T	三重J M A T
D P A T	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省 D P A T事務局	都道府県 D P A T	三重D P A T
日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社都道府県支部	日本赤十字社 三重県支部
歯科医師会 医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会
災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護協会	三重県看護協会
支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会
D H E A T	医療本部及び保健所等の指揮調整機能等の補佐	厚生労働省 全国知事会	都道府県 保健所設置市	三重県 四日市市
保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省 全国知事会	都道府県 保健所設置市	三重県 四日市市
J D A - D A T	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養士会	三重県栄養士会
医療救護班 <sup>9</sup>	医療救護	全国知事会	都道府県医療救護班	三重県医療救護班

<sup>9</sup> 医療救護班については、様々な支援組織によるものがある。

## 第3節 初動

### 第1 応援要請

#### 1 応援要請

医療本部は、本部災害医療コーディネーター又は統括D M A T、D P A T統括者に、医療本部への協力を要請する。保健所等は、地域災害医療コーディネーターに、保健所等への協力を要請する。

#### 2 保健医療活動チームの派遣要請

医療本部は、E M I S等により被害状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーター又は統括D M A T、D P A T統括者の助言を得て、E M I SやD M H I S S等を用いて、保健医療活動チームに派遣要請を行う。

図表4-3 保健医療活動チームの派遣要請の流れ

保健医療活動チーム	県からの派遣要請の流れ	各保健医療活動チームの調整担当
D M A T	医療本部→厚生労働省D M A T事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等	D M A T調整本部
J M A T	医療本部→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会	三重県医師会
D P A T	医療本部→厚生労働省D P A T事務局→都道府県	D P A T調整本部
日本赤十字社救護班	医療本部→日本赤十字社三重県支部→中部支部	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会医療救護班	医療本部→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会
災害支援ナース	医療本部→三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会	三重県看護協会
支援薬剤師	医療本部→三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会
D H E A T	医療本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	三重県災害医療本部
保健師派遣チーム	医療本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	三重県災害医療本部
J D A - D A T	医療本部→三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会	三重県栄養士会
医療救護班	医療本部→全国知事会→都道府県	三重県災害医療本部

## 第2 被害状況の把握

### 1 医療機関の被害状況等の収集・整理

医療本部は、保健所等、災害拠点病院、県医師会等から、発災直後の被害状況や支援状況等を積極的に収集し、またEMISの確認、災害医療コーディネーター、統括DMAT、D.P.A.T.統括者等との情報共有により、医療機関の被害状況や、三重DMAT等の情報を収集・整理する。

保健所等は、県地方災害対策部や市町災害医療担当課、都市医師会、災害拠点病院等から、発災直後の管内の被災情報や支援情報等を積極的に収集し、またEMISの確認、場合によっては管内災害拠点病院等への電話連絡や現地確認、災害医療コーディネーターとの情報共有により、管内の医療機関の被害状況や、三重DMAT等の待機状況を収集・整理する。

### 2 県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集

医療本部は、県民の医療機関へのアクセスにかかる公共交通機関等の情報を収集する。

医療本部は、県民の保健衛生環境維持に資する施設や物品の流通状況について情報を収集する。

### 3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

医療本部は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。

### 4 医療機関の被害状況の情報共有

医療本部は、整理した情報について、防災行政無線やEMIS等を活用して、保健所等、県災害対策本部、関係団体等と共有する。

保健所等は、整理した情報について、防災行政無線やEMIS等を活用して、医療本部に報告するとともに、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。

図表4-4 EMISで共有する情報（詳細入力項目）

大項目	小項目
施設の倒壊、又は倒壊の恐れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院病棟（有or無）</li> <li>・救急外来（有or無）</li> <li>・一般外来（有or無）</li> <li>・手術室（有or無）</li> </ul>
ライフライン・サプライ状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気の使用状況</li> <li>・水道の使用状況</li> <li>・医療ガスの使用状況</li> <li>・医療ガスの配管破損（有or無）</li> <li>・食料の使用状況</li> <li>・医薬品の使用状況</li> <li>・不足している医薬品（自由記載）</li> </ul>
医療機関の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手術可否（可or不可）</li> <li>・人工透析可否（可or不可）</li> </ul>
現在の患者数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実働病床数</li> <li>・発災後受入れた患者数（重症、中等症）</li> <li>・在院患者数（重症、中等症）</li> </ul>
今後、転送が必要な患者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症度別患者数（重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送）</li> </ul>
今後、受入れ可能な患者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症度別患者数（重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送）</li> </ul>
外来受付状況、及び外来受付時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来受付状況（受付不可or救急のみor受付）</li> <li>・外来受付時間</li> </ul>
職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤医師数（総数、うちDMAT隊員数）</li> <li>・出勤看護師数（総数、うちDMAT隊員数）</li> <li>・その他出勤人数（総数、うちDMAT隊員数）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由記載</li> </ul>

## 5 SCU候補地の被害状況の把握と情報共有

医療本部は、SCU候補地について、保健所等を通じて被害状況を把握する。SCU候補地の被害状況によっては、代替候補地を確保する。

津及び伊勢の保健所は、SCU候補地について、現地確認又は県地方災害対策部や市町災害医療担当課等を通じて被害状況を把握し、速やかに医療本部へ報告する。

医療本部は、把握した情報を保健医療活動チームの調整員と共有する。

## 6 医薬品等備蓄場所の被害状況の把握と情報共有

県は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務感染症対策課作成）に基づき、災害発生直後に必要となる外科系医薬品と避難所等で必要となる内科系救急疾患用医薬品等を備蓄している。

医療本部は、災害発生時、医薬品備蓄の委託先から被害状況の報告を受け、医薬品等備蓄場所の被害状況を把握する。

医療本部は、把握した情報を保健医療活動チームの調整員と共有する。

## 第4章 医療・保健活動に関する計画／初動

図表4-5 県による医薬品の備蓄状況

備蓄内容	備蓄方法
外科系医薬品	三重県医薬品卸業協会に委託して5地域（北勢、中勢、南勢、伊賀、尾鷲）に、県直轄で3ヶ所（津市、志摩市、熊野市）に備蓄
内科系救急疾患用医薬品	災害拠点薬局（一部の医薬品は県直轄備蓄）に委託して備蓄

## 第4節 受入れ調整

### 第1 保健医療活動チームの活動方針の決定

医療本部は、防災行政無線やEMIS等を活用して、医療機関やSCU候補地、医薬品備蓄場所の被害状況等を把握する。

医療本部は、これらの情報と被害状況をふまえ、保健医療活動チームの活動方針を決定する。

### 第2 保健医療活動チームの受入れ

#### 1 DMA Tの受入れ

医療本部は、保健所等からの情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMA T、DPAT統括者等と連携して、保健医療活動チームの受入れと活動調整を行う。

DMA T調整本部及びD PAT調整本部が医療本部に設置されるので、活動場所や情報通信手段等をあらかじめ確保しておく。

DMA Tの受入れ準備として、県やその周辺の高速道路のSA・PA・IC・近隣公園や災害拠点病院等の安全・通信・道路啓開の状況等を確認しDMA T参集拠点候補地として厚生労働省DMA T事務局等と情報を共有する。

医療本部は、統括DMA T等と相談しDMA T調整本部を設置するとともに、県内の災害拠点病院の安全・通信・アクセス等を確認し、統括DMA T等と相談しDMA T活動拠点本部を指定する。

県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括DMA Tと連携しSCUを決定する。

#### 2 その他の保健医療活動チームの受入れ

医療救護班等、その他の保健医療活動チームの受入れ準備として、医療本部と各保健所等は、支援に来た保健医療活動チームに対する、受付・登録・情報共有・役割分担・活動報告・状況変化の把握と整理等の調整に必要な体制を整え、要請に応じ集まった保健医療活動チームに対応する。

市町災害対策本部は、避難所等の保健医療ニーズを把握し県へ報告する。また、医療救護所の設置・運営について保健医療活動チームと連携する。

※南海トラフ地震のような大規模災害でない場合には、DMA T調整本部と被災地DMA T活動拠点本部のみ指定する等、柔軟な対応を行う。

## 第4章 医療・保健活動に関する計画／受入れ調整

図表4-6 保健医療活動チームの県内での主な活動場所

保健医療活動チーム	県内での主な活動場所	各保健医療活動チームの調整担当
D M A T	災害拠点病院、S C U、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送	D M A T調整本部
J M A T	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県医師会
D P A T	医療救護所、精神科病院診療所	D P A T調整本部
日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会 医療救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県県歯科医師会
災害支援ナース	避難所、二次救急医療機関等	三重県看護協会
支援薬剤師	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県薬剤師会
D H E A T	医療本部、保健所	三重県災害医療本部
保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター	三重県災害医療本部
J D A - D A T	避難所、二次救急医療機関等	三重県栄養士会
医療救護班	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県災害医療本部

## 第5節 支援活動及び調整

### 第1 関係者による連絡会議の開催

#### 1 医療本部と保健医療活動チームとの情報共有

医療本部は、保健医療活動チームの調整員と情報を共有する。

#### 2 保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催

保健所等は、被災現地の保健医療状況の情報を共有する場として関係者による連絡会議を開催する。

保健所等が機能不全に陥った場合は、派遣された三重DMATや医療救護班が連絡会議の開催を調整する。

市町災害対策本部は連絡会議に参加し、把握している避難所等の保健医療ニーズについて報告し、保健医療活動チームと情報を共有する。

また、福祉分野との連携を図るため、県地方災害対策部被災者支援班は、被災者に対する支援の調整を行うソーシャルワーカー（社会福祉士等）と共に連絡会議に参加し、情報収集や支援の調整を図る。収集した情報や調整結果は、県災害対策本部被災者支援部隊と共有する。

図表4-7 連絡会議の開催例

連絡会議の開催例	
日時	毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催
場所	災害拠点病院、保健所、市町保健センター、都市医師会館等
参加者	被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者
目的	被災現地の保健医療状況についての情報共有と役割分担の決定
内容	被災者の保健医療ニーズ、現地保健医療の被害状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検査の状況等の確認と情報共有

## 第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

### 1 重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送

#### （1）SCUの設置

医療本部は、県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括DMATと連携しSCUを決定する。

SCU設置場所の決定後は、厚生労働省DMAT事務局、近隣の災害拠点病院、該当する県地方災害対策部（保健所）に連絡して、設置運営の協力を求める。

県地方災害対策部（保健所）は、SCU設置場所へ職員を派遣し、SCU備品保管場所に保管している備品をSCUに設置する。

県地方災害対策部（保健所）は、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携し、SCUを運営する。

被災地内のSCUは、基本的に近くの災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受入れ、医療搬送するための拠点である。医療本部は、このために必要な人員の配置、資機材・物資の配備を行う。

広域医療搬送の実施にあたって、医療本部、自衛隊、消防機関等は、SCUに連絡員（リエゾン）等を配置する。

#### （2）医療機関の被災に伴う入院患者の搬送

医療本部は、倒壊等により機能維持が困難な病院に対し、当該病院長と協議の上、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、医療本部は緊急災害対策本部に支援を要請する。

患者の搬送にあたっては、陸上搬送、航空搬送、海上搬送等を状況に応じ柔軟に適用する。

### 2 広域医療搬送

#### （1）広域医療搬送

医療本部の要請を受けて、国が防衛省の広域搬送用自衛隊機を用いて対象患者を被災地内のSCUから被災地外のSCUまで航空搬送するものを広域医療搬送という。

広域医療搬送の対象患者は、以下に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

図表4-8 広域医療搬送の対象患者

- ・集中治療管理が必要な病態、手術等侵襲的な処置が必要な内因性病態
- ・頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者
- ・身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシャー症候群）
- ・全身に中等度以上の熱傷がある患者

## (2) 広域医療搬送の実施

医療本部は、国の緊急災害対策本部に広域医療搬送を要請する。

国の緊急災害対策本部は、被害状況に応じ、医療本部、政府現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外のSCUを決定した上で、関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。

## 3 地域医療搬送

### (1) 地域医療搬送

地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、国（防衛省を除く）、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

### (2) 地域医療搬送の実施

医療本部と保健所等は、医療搬送が円滑に実施できるように、災害拠点病院、医療救護班、DMA T、消防応援活動調整本部、緊急消防援助隊、市町災害対策本部、消防本部、海上保安本部等の搬送を担う各機関と情報共有し、搬送先や搬送手段の確保等の調整を行う。

地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシーとDMA Tとの協定を根拠に、また県と大型バス等の民間企業との協定を根拠<sup>10</sup>に、患者搬送の緊急性に応じた搬送手段を確保・調整する。

陸上搬送が困難な場合は、医療本部と保健所等は、ドクターヘリ調整部や救助班（航空担当）と連携して、ドクターヘリや防災ヘリ、他機関のヘリコプターの調整を行う。

## 第3 医薬品等の確保・供給

医療本部は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（業務感染症対策課作成）に基づき、災害発生直後に必要となる外科系医薬品及び内科系救急疾患用医薬品等の県内確保並びに広域確保にかかる調整を実施する。

被災地において必要とされる医薬品等を迅速かつ円滑に供給できるよう県が備蓄する医薬品等を有効活用するとともに、三重県医薬品卸業協会等の関係機関と調整を行い、搬送手段を確保する。

<sup>10</sup>災害時における緊急・救援輸送に関する協定〔（公社）三重県バス協会、三重県〕、  
大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定〔近畿2府8県バス協会、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、三重県〕

## 第4章 医療・保健活動に関する計画／支援活動及び調整

別表4-1 災害拠点病院一覧

番号	構想区域	区分	医療機関名称	所在地
1	桑員	地域	厚生連三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
2	三泗	基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132
3		地域	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37
4	鈴鹿	地域	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花1275-53
5	津	地域	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174
6		地域	三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5
7	松阪	地域	松阪市民病院	松阪市殿町1550
8		地域	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6
9		地域	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小望102
10	伊勢志摩	地域	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2
11		地域	県立志摩病院	志摩市阿児町鵜方1257
12	伊賀	地域	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831
13		地域	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178
14	東紀州	地域	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25
15		地域	紀南病院	御浜町阿田和4750

別表4-2 S C U (候補地) 一覧

番号	構想区域	施設名称	所在地	離着陸可能機体
1	津	三重大学グラウンド	津市江戸橋2丁目174	回転翼機
2		三重県立看護大学 (グラウンド及び体育館)	津市夢が丘1-1-1	回転翼機
3	伊勢志摩	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点) ヘリポート及びサンアリーナ	伊勢市朝熊町4383-4 (県営サンアリーナ)	回転翼機